

第九十一回国会 社会労働委員会 議 録 第 七 号

昭和五十五年三月二十七日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 葉梨 信行君

理事 越智 伊平君

理事 竹内 黎一君

理事 田口 一男君

理事 大橋 敏雄君

理事 米沢 隆君

理事 小沢 辰男君

理事 瓦 力君

理事 北口 博君

理事 田邊 國男君

理事 中野 四郎君

理事 八田 貞義君

理事 牧野 隆守君

理事 枝村 要作君

理事 金子 みつ君

理事 前川 且君

理事 安田 修三君

理事 谷口 是巨君

理事 伏屋 修治君

理事 田中美智子君

出席國務大臣

厚生 大臣 野呂 恭一君

出席政府委員

内閣法制局第四部長 工藤 敦夫君

外務省条約局外務参事官 山田 中正君

厚生省公衆衛生局長 大谷 藤郎君

厚生省社会局長 山下 眞臣君

厚生省保険局長 石野 清治君

委員外の出席者

放射線医学総合研究所長 熊取 敏之君

外務省国際連合局外務参事官 関 榮次君

大蔵省主計局主計官 安原 正君

大蔵省主税局税制第一課長 内海 孚君

参 考 人 (広島大学原爆放射能医学研究所所長) 大北 威君

参 考 人 (財団法人放射線影響研究所理事長) 玉木 正男君

社会労働委員会調査室長 河村 次郎君

委員の異動
三月二十七日
辞任 小沢 辰男君 補欠選任 岸田 文武君
前川 且君 大原 亨君
同日 岸田 文武君 補欠選任 小沢 辰男君
大原 亨君 前川 且君

三月二十五日

戦時災害援護法案(片山基市君外五名提出、参法第三号)(予)

同月二十六日

厚生年金保険法の改悪反対等に関する請願(市川雄一君紹介)(第二九四七号)

同(安田修三君紹介)(第三〇八六号)

社会保険、社会福祉の拡充等に関する請願(池田克也君紹介)(第二九四八号)

医療保険制度及び建設国民健康保険組合の改善

に關する請願(河村勝君紹介)(第二九四九号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第二九五〇号)

補助に關する請願(河村勝君紹介)(第二九六九号)

原子爆弾被爆者援護法制定に關する請願(樫藤恒夫君紹介)(第二九七〇号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

同(柴田弘君紹介)(第二九七二号)

第一類第七号

社会労働委員会議録第七号 昭和五十五年三月二十七日

願(大橋敏雄君紹介)(第三〇〇号)
医療保険制度の改悪反対等に関する請願外一件
(大橋敏雄君紹介)(第三〇七五号)
良い医療制度の確立に関する請願外二件(小川省吾君紹介)(第三〇七六号)
同(藤田高敏君紹介)(第三〇七七号)
同(安田修三君紹介)(第三〇七八号)
民間企業における定年六十歳制度の実現等に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第三〇八四号)
医療費明細書の交付義務づけに関する請願外二件(横山利秋君紹介)(第三〇八七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会における参考人出頭要求に関する件
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

○葉梨委員長

これより会議を開きます。
内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として広島大学原爆放射能医学研究所所長大北威君及び財団法人放射線影響研究所理事長玉木正男君に御出席をいただいております。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々は、御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本案につきましては、それぞれ御専門のお立場から忌憚のない御意見を述べ願いたいと存じます。

なお、御意見は質疑応答の形で述べ願いたいと存じますので、御了承願います。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森井忠良君。

○森井委員 今回の改正案は、年金等の増額を受けまして、被爆者の皆さんの諸手当を増額するといふ内容でございます。もちろん金額がこれくらいというわけではありませんが、年々物価の上昇等に合わせまして、諸手当の金額を増額をしておられます姿勢については、私も、私どもは一日も早く被爆者援護法をつくってほしい。被爆者の皆さんやあるいは平和愛好家の皆さんと一緒に要求してきた立場からいたしますと、ことしもなお原爆被爆者援護法が制定されていないことにつきましては、きわめて遺憾であると申し上げなければなりません。しかし、昨年六月から、社会保障制度審議会やあるいはまた本委員会の附帯決議等によりまして、七人の先生方によりまして原爆被爆者基本問題懇談会が発足いたしました。被爆者問題の基本的なあり方について鋭意御審議を煩わしているわけでございます。その努力の結果を待ちたい、私も、こう考えておるわけでございます。

具体的には後で御質問を申し上げますが、とりあえずお聞かせいただきたいのは、ことし本案を提出なさいますに先駆けまして、社会保障制度審議会に諮問をしておられるわけでございます。それを受けて、社会保障制度審議会では、ことしの二月の一日に答申を出しておられます。きわめて短い文章でございますが、非常に詳しく、そこに制度審の意図があらわれておるような気がしてなりません。昨年の答申とかなり違っております。短い文章ですからざっと読んでみますと、「今回の改正案は、おおむね承服する。」「おおむね」「私はアクセントがついておると思うのである。」「私は「おおむね」が「おおむね」である。」「その理由が次の項から入っておると思うのである。」「昨年の本審議会の答申に沿って設けられた原爆被爆者対策基本問題懇談会の結論をまっとう、早急に制度の基本的な改正が行われることを期待する。」「こう書いてございます。もう一度申し上げますと、「基本問題懇談会の結論をまっとう、早急に制度の

基本的な改正が行われることを期待する。」「制度の改正が行われることを期待する」という明確な文章になっているわけでございます。ちなみに申し上げますと、このくだりになりますと、昨年の制度審の答申は五十四年一月二十九日に出されておりますが、そこでは末尾で「速やかに、この問題に関する基本理念を明確にする」ともに、「単に「基本理念を明確にする」ともに、現行二法の再検討を行うべきである。」「申し上げましたような違いが出てきておるわけでございます。」「制度の基本的な改正が行われることを期待する。」「厚生省の立場から言いますと、やはり基本問題懇談会の答申が出た上で具体的な対策を措置していきたい。これはせんだっての二月二十一日の厚生大臣の所信表明に對します私の質問にお答えを願ったものでございまして、直ちに必要の措置をとる、こうおっしゃっていただきました。ほは大臣のお気持ちも同じじゃないかと思うのでございませうけれども、制度審が、制度の基本的な改正が行われるように期待すると具体的に述べておられます点についてはきわめて重要だと思っております。

おれの胸はわかっておるが、こうおっしゃるかも知れませんが、制度審の答申をお受けになりました厚生大臣として、まず所感を承っておきたいと思っております。

○野呂国務大臣 森井先生、大変原爆被爆者対策に對しては御熱意を傾けられて、この問題の解決に私たちが叱咤勉勵をされておることでございます。私も私どももいたしまして、大変その御意見に對しまして敬意を表しながらこの対策に取り組んでまいりたいと考えておるわけでございます。

この社会保障制度審議会の答申についてお触れになっておりますが、「早急に制度の基本的な改正が行われることを期待する。」「と、かなり積極的に、原爆被爆者対策がいかに大事であるかという点に對しての政府に對する御鞭撻であろうかというふうにも受け取れるわけでございます。原爆被爆者対策基本問題懇談会の答申を待つて政府

としては今後対応してまいりたいと考えておるとはすでに御承知のとおりでございます。

この懇談会は昨年の六月以来七回にわたって開催され、鋭意検討がされておるわけでございます。私は、厚生大臣就任と同時にこの懇談会にも出席をいたしました。私の意見も述べ、さらに七回目のせんだっての懇談会にも出席をいたしました。早く結論を得たいということについて重ねて御要望を申し上げたわけでございます。なお、四月には広島、長崎の現地に全委員が参られて被爆者から具体的に意見を聴取することも行っております。また、五月に入りますと、昨年十二月に意見聴取をいたしました。再度被爆者団体からも詳しく意見を聞くということでございます。そして、引き続きいよいよ基本懇として取りまとめる検討がなされるものと期待をいたしておるわけでございます。したがって、その結論がどういふ形のものであるのか、いま私もは予期することはできませんが、十分な御熱心な審議をされておることでもございまして、私個人としては、この審議会の答申にありまじうな制度の基本的な改善、少なくとも原爆被爆者に對してはおろそかにしてはならないという期待にこたえてくれる答申であることを願っておるわけでございます。しかしながら、答申の結果を待つて、それがどういふ範囲のものであり、どういふ内容のものであるか、十分慎重にこれに對処し、意見を十分尊重して、政府としては適切に對処してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○森井委員 基本問題懇談会是非公開ということになっておりますから、立ち入って議論の内容についてお聞きすることは私も差し控えていたいただきたいと思っております。ただ、改めて申し上げますが、七人の先生方はほとんど全員出席と聞いておりますけれども、終始熱心に議論をしていただいておりますことについては私も心から敬意を表するものでございまして、いま大臣から、今日まで基本問題懇談会が七回行われたということが明らかにされました。実は、漏れ承つて

おるところによりますと、三月二十六日、昨日もおやりになる予定であつたようでありませうけれども、いま大臣から御説明がありました、来月広島、長崎の調査をなさるということで、これは恐らく振りかえになったのじゃないかという感じを私は持つておるわけでございます。いづれにいたしましても、今日まで七、八回事実上御審議をいただいたわけでございまして、非常に結構だと思つていただきたいと思います。ただ、一日も早くこの結論を出していただきたいと思います、いい結論を出してもらいたいという被爆者の願いは当然あるわけであります。

そこで、まことに言いにくい質問でございますが、昨年の本委員会におきます附帯決議では、「一年以内の速やかな時期に」答申を出していただきたい、「一年以内」だけではございませんで、「一年以内の速やかな時期に」という文言が入つてゐるわけでございます。しかし、昨年の六月八日に行われた第一回の基本問題懇談会で、当時の橋本厚生大臣は、単に一年以内を目途に結論を出していただきたいといふことの中で述べておられるわけでございます。国会の意思は、一年以内の速やかな時期ということ、若干のずれがございします。審議をしていただく以上、お願いする方が期限まで切るのは失礼に当たるといふこともあったと私配慮しておるわけでございますけれども、被爆者の方はできれば昨年内にも結論を出してもらいたい、中間答申を出してもらいたいという要望もあつたわけでございますから、この点のずれがございました。

それから、同じく昨年の本委員会におきまして、私が当時の橋本厚生大臣にこの基本問題懇談会の審議のあらわした日程について具体的に質問申し上げてゐるわけですが、その中で確認されておりましたのは二カ月に三回の割合で開いていただく、これはくどいほど念を押してありまして、実は委員会の締めくくりに私の確認の一回、答の中でも大臣の答弁があつたわけでありまして、二カ月に三回というのは具体的に申し上げますと二十日に一遍の割合になるわけでござい

す。そういったしますと、先ほど申しましたように、非常に御熱心に審議をいただいておりますのにまことに失礼な申し上げ方をするわけでございませうけれども、最近の状況では月一回のペースになつてしまつて、その点も残念ながら国会の意思が伝わつていないわけでございます。熱心にやつていただいておりますのにもつとやれとしたりをたたくようで言いくいわけでありませうが、厚生大臣が一応お願いいたしました期限そのまゝといたしましても、昨年の六月八日から始まつておるわけでございますから、五月の末か六月のきわめて早い初旬でなければならぬのじゃないかという気持ちがあるわけでございませう。もう間もなく四月になるわけでございませうが、次の御予定としては先ほど話がありましたように広島、長崎に御出張なさつて視察をしていただくということでありませうが、その回数も含めまして、できれば五月いっぱいには結論がいただけるものか、ずばり申し上げましてそういう感じがするわけでございませう。月一回のペースですともう一回しか開けないから無理だということになるわけでありますが、きょうせつかく社会労働委員会が具体的原爆の法案を審議しておるわけでありますから、新たな意思として大臣から特に御無理なお願いをしていただけないものかと考えるわけでございませうが、いかがなものでしょうか。

○野呂国務大臣 せんだつての会合に出席いたしました際にも、およそ一カ年をめぐりにして結論をお出しただきたいということも再度にわたつてお願いを申し上げたわけでございます。ところが、全員が出席して検討していきなさいということもあつて、御都合の悪い人もあるので、欠席があつてもいいという簡単なものではないと思つて、したがつて二月に三度というのがどうしてもそうはいかなくなつてきて、いまのところ月一回になりがちであることは大変申しわけないけれども、今後なるべく回数を重ねてまいりたい、こういうことをおっしゃつておられたわけでございませう。なお、四月に長崎、広島にお出かけをいただくわけ

でございます。かなり時間もつていただくとにもなります。さらに、五月に団体との懇談の機会あるいは意見聴取を求められるわけでございませう。したがつて、審議の内容については非常に御熱心にやつていただいていることに對して私は心から敬意を表しておるのでございませう。森井先生御指摘のように、二月に三回といったように、回数が開かれれば開かれるほどいいんだというものがかりではないというふうに私は思ひます。ただ、一年をめぐりにということでございますので、できる限り六月の時点には結論が得たいものだといふふうに期待をいたしておりますが、あるいはこれも若干延びるようなことも考えられるのではないかとこの機会に再度、さらに結論を早く出していただくようにお願いを申し上げます。か

○森井委員 結論をなるべく早く出すように大臣からお願いをしていただけるそうでございませうから安心してしておりますが、大臣、私も政治家の端くれでございまして、その意味で申し上げるわけでございませうが、国会の会期が五月十八日まででございませう。しかし、世上言われておりますような参議院選挙の日程からいいますと、少なくとも二、三週間の会期延長はあり得るのではないかと、これは投票日とそれから国会の終了を計算すれば法律上明らかになつておるわけでございませうから、おのずと会期延長という問題が出てまいります。大平総理が繰起を担いで七月の十三日というのは別にいたしまして、七月の六日ないし十三日になるであらうということとはもうすでに公知の事実になつてまいりました。いづれにいたしましても会期延長は必至でございませう。仮に二週間といつたしましても六月の三日ないし四日、つまり六月にかかるとなるとこの国会の会期があるものと理解をしなければなりません。そういたしますと、できることならこの国会の、申し上げました延長後になるかもしれませうけれども、会期中に、つまり橋本厚生大臣がお願いをいたしました一年以

内の時期とやや符合してまいります。これは間違いないところでございませう。したがつて、何とかそういう時期に間に合はしていただけないものか、これはあなたからいま御答弁をいただけないことは御無理だと思ひますからあらえて答弁は求めせんけれども、そのことを強くお願いをしておきたいと思つてございませう。

そこで、実は社会労働委員会の理事会におきまして、ある党から、被爆者援護法の制定について、あるいは国家補償に基づく被爆者の援護対策について国会で特別決議をしたらどうかという意思表示がございました。私も、昨年から経過に基づきましてもう少しだから期日を待とうじやないかという立場をとつておるわけでございませう。これは先生方に対しましてそれが礼儀でございませう、また国会決議ができるようでしたらこれは与野党が一致をしなければならぬわけですから、すでに基本問題懇談会は不要という形になつてしまつてございませうから、それだけ国会の意思というものは重みがあると私は理解をいたしておるわけでございませう。ですから私は、この時期にある党から本会議での特別決議をお出しになる真意をはかりかねておりますけれども、しかし申し上げましたように、仮に私どもが答申を受けて、これは理事会でも他の党の御賛成はほばいただいたように私は理解をいたしておるわけであります。基本問題懇談会の答申を受けた時期が国会の会期中であつた場合には当然本会議決議をしてしかるべきものであらうといふふうに政治家の一人として理解をいたしておるわけでございませう。したがつて、私どもとしては当然先ほど申し上げましたような理事会の空気を察知をいたしまして、各党で話し合ひをいたしますけれども、それがまとつた段階では厚生省としてあるいは厚生大臣としてはよもや御反対をなさるようなことはあるまい、こう理解をするわけでございませうが、いかがでしょうか。

○野呂国務大臣 皆さんの御趣旨に沿つて政府としては当然対処すべきものであると考えておるわ

けでございませう。

○森井委員 よくわかりました。

そこで、七人委員会、基本問題懇談会の審議の中身については、先ほど申し上げましたように御質問することはもちろん差し控えさせていただきますが、ざっと経過をたどって見ますと、最初は先生方のいろいろ御研究、御勉強から始まったようでございますね。そして、その後で、今度ははっきりしておりますのは、被爆者の代表でありますとか、あるいは八者協と呼んでおります広島、長崎の行政関係者の方々でありますとか、そういった被爆者問題に因縁の深い方々の意見の聴取をなさいました。それが済みまして後で、私どもが漏れ承っておりますのは、厚生大臣が御出席なさいます、言うなれば厚生大臣の腹のうちの話を聞かせ、こういう機会があったのじゃないかと推測をするわけでございませう。

先ほど大臣からちよつといままでのお考えをお述べいただいたわけでございませうが、大臣がどんな発言をしたかということはいま聞くのは失礼ですから聞きませう。聞きませうけれども、いままで、たとえて申し上げますと二月二十一日に私が厚生大臣の所信表明に對して御質問申し上げておるわけでありますが、厚生大臣の立場はその節々で明らかにされております。したがって、厚生大臣のそういったお気持ちは七人委員会に伝わっております。私は当然伝わっておりますものと考えておるわけでありますが、この点についても一言でよろしくございませうから御答弁をいただきたいと思つてございませう。

○野呂国務大臣 私はごあいさつという形で、早く結論をお出しいただきたい、さらにまた前橋本厚生大臣の意思を私は引き継いで、原爆被爆者対策というものは国として当面最大の課題の一つである、それには国は意を尽くしてこの対策に当たるべきである、したがって、そのためには基本理念を明らかにしなければいけない、一般社会保障が国家補償かという単なる問題でなくて、それらを含めて今後の被爆者対策に対する基本的な方針

というものを政府としては打ち立てるべきである、そういう意味でその指針を皆さんによつて明らかに願いたい、これが懇談会に期待するものでございませう、どうぞそういう意味で原爆対策が政府として手落ちのないような、そういう方向づけができるような理念を速やかに御出しを願ひたい、こういう意味のことを申し上げたわけでございませう。言葉の表現は若干違ひがあるかとも思いますが、気持ちとしてはそういうことでお願いいたします。以上のお返事でございませう。

○森井委員 これ以上の追及は差し控えていただきますが、一日も早くいい結論を出していただきますようお願いをしたいと思います。この点についてお聞きをいたします。

きょうはお忙しい中を二人の参考人の先生方においでをいただきました。私は非常に歴史的な研究所、玉木理事長が御出席でございませう。改めて申し上げるまでもないわけでございませう。この発足は御承知のとおりアメリカの手によるものでございませう。そして、五年ほど前にようやく日米折半により、また国内法に基づきます財団法人として装いも新たに発足されたわけでございませう。そういう意味では放射線影響研究所、かつてABCと呼んでおりましたが、初めてこの国会の場においてをいただいたわけでございませう。

まず、軽い御質問を申し上げますけれども、放射線影響を代表してお出になられて、御感想はいかがですか。

○玉木参考人 ただいま森井先生から、初め米國が設立いたしました五年前に日米合同の研究所に移行したわけでございませうが、そのことを御説明いただいた次第でございませう。そして、現在、その代表者としてどういった印象を國會へ出て持っているかというお尋ねでございませう。

ちよつと一言申し上げますと、私の放射線影響研究所の理事長職を仰せつかりまして勤務させていただくことになりました。一年九カ月になるか

と存じます。一年九カ月前に就任いたしました、この研究所の重要性を、かねて予測いたしておりました以上に重要な研究所であるということを感じておりました次第でございませう。本日は、日本國國會の委員會に参考人として出席を求められまして、意見を述べようと言われまして、私非常に身の引き締まる思いをいたしている次第でございませう。

○森井委員 どうぞお答えを願ひます。

当初は、戦後いち早くABCが広島にできまして、もう二十二年から調査活動等を行つていらつしやるわけでございませう。率直に申し上げますと、日米合同の運営になります前までは、あるいはいまでも残つておるかもしれませんが、被爆者がモルモットにされたのじゃないか、ずいぶんたくさんの方の検査をしていただきましたけれども、日本の被爆者にあのデータが一体どれだけの役に立ったのだろうか。どうもそういう意味では評判が悪うございませう。まことに言にくいことなのでございませう。これは要するにアメリカが進駐軍と同じような形で来たわけですから、それはやむを得ないと思うのですが、やはり日米合同の財団法人になりましたから、被爆者の皆さんが自分たちをモルモットにして、大げさな言い方をしますと、何ら自分らの治療に効果をたらさなかつたんじゃないか。たとえばあのデータが原爆病院ではほとんど使われていないのです。資料は東京とワシントン、そして広島と、恐らく三カ所ぐらいに置いてあるのじゃないかと思うわけですが、これも、ついぞそれが活用されたということは聞かない。間々論文等で私も拝見しておりますけれども、具体的な治療上の効果等も含めて考えてみますと、やはりいままでの悪評を何とかこの機会に

なくしていただくようお願いしたい、こういう気持ちがあるわけでございませう。この点についてはいかがでしょうか。

○玉木参考人 ただいま私どもにとりまして、いままでもそうでございましたけれども、今後なお一層本心に心してこの私どもの仕事をやらなければならぬと思つて、その重要なことを、お話しさせていただいたと存じます。

先ほどお話がございましたように、二十二年に発足いたしました。初めは、広島市内は御承知の状況でございませう。それから、呉市にさきやかな研究施設を持つてスタートしたのでございませう。それから一年後に、これは厚生省あるいは日本の國がこの原爆被爆者についての医学的研究の重要性をよく認識されたためであると思つて、御承知の厚生省の予防衛生研究所の支所を広島と長崎に置く、そして一部は、仕事をいたしますけれども、ABCでなしに、厚生省予防衛生研究所の職員であるという立場になりました。わが國、特に厚生省予防衛生研究所はこの研究に参画してまいつたのでございませう。

それから、こちらの研究の成果について、まことに貴重な、今後なお一層私どもも心しなければならぬことをいただいております。研究の成果は、純医学的な論文の形式をとつたもの、あるいは年報のようなまとめた形式をとつたもの、代表的なものをちよつとここにも持つておりますが、何でも昭和三十一年、二年ごろから、英語と日本語と同じページに並べて印刷いたしました。テクニカルレポートと申しておりますが、それを國內の主要な医学研究所、大學、むろん厚生省の關係方面、それから米國方面に規則正しく送付いたしてまいりました。それから、ただいま森井先生お話がありましたように、國內、國外の専門の医学雑誌に、これは両方並記してないかもしれませんが、あるいは英文で、あるいは日本語でいろいろ報告されているのでございませう。

ついででございませうが、地元「広島医学」という日本語の医学雑誌がございまして、月刊雑誌でございませう。過去十八、九年でございませうが、私どもずっとABC以来、いま放射線影響になりま

したが、われわれが重要と思えます代表的な研究の内容を、一部はかに発表されたものと重複いたしますけれども、放影研欄、以前はABC欄として平均して七、八ページないし一〇ページの論文を毎月日本語で発表したわけでございます。

○森井委員 まことに恐れ入りますけれども、お聞きしましたことだけお答えいたしたければ結構です。与えられた時間が一時間しかございませんので、先ほど被爆者をモルモットにするんじゃないかというところで評判が悪いということを申し上げました。心してこれから改善をしてみたい、こう御答弁をいただいたわけでございますが、そういういたしますと、広島の場合ですけれども、一放影研は現在の比治山の位置でいいのかどうなのかという問題です。高台にございませうけれども、なかなか近寄りづらいという感じが一つございませう。それから、建物も御承知のとおりのかまぼこ兵舎でいまもって経過をしておるわけでございまして、私なんかもたまにお邪魔をいたしますけれども、どこかの兵舎に行つたような感じがするわけでございませう。また長崎につきましても使い勝手が非常に悪くて、何とか改善をしなければならぬということで、いま鋭意努力がなされておるやに聞いておるわけでございませう。広島市も比治山公園の一帯は、これから政令指定都市にもなることとすし、芸術公園というふうなことできれいにしたいというお気持ちもあるようでございませう。

したが、いま、文字どおり民衆に浴び込んでいく、被爆者の皆さんの治療に役立てるような具体的な活動をしていただく。もちろん放影研にはいままでも御確認になりました二世の問題とか、そういう大事な研究項目もあるわけでございませうが、何といたしましてもいまの場所については移転をなさつて、もう少し近代的と申しますか、市民や被爆者の皆さんが入りやすい場所に変えていくべきだろうと思つてございませう。この点につきましても、費用の半分を出しております政府

としてもひとつ御答弁をいただきたいと思つてございませう。

○玉木参考人 ただいまお話しした比治山から町の中へお入りたうだという地元の御要望があるというところを以前からときどき承つておりました。

○大谷政府委員 そのような地元の要望があるといういたしますれば、私どもとしても十分検討させていただきます。

○森井委員 玉木先生、もう一つだけ聞かせてください。これは新聞にも報道されましたけれども、せっかくあれだけのデータをお持ちなのに、論文等はありませんけれども、いま申し上げました第一線の同じ広島で原爆病院とくく連絡がとりにくい。私は個人的な感じが言わせていただきますと、本当は放影研も治療まで入っていただきたいという気があるのです。もちろんいろいろ都合もありましようけれども、本来研究と治療というのは、私はある意味で車の両輪だと思つてございませう。そういう点で、できれば治療もお願いしたいと思つておりますけれども、すぐにはもちろんいろいろ制約もあるかと存じます。したがって、私ども聞いておりますのは、広島の場合で申し上げますと、原爆病院と放影研との関係をもう少し密にしたらどうか、単に論文、これは新聞報道であります、その論文も行つたり行かなかつたりというふうなことがあるようございませうから、少なくとも定期的な会合をお開きになるとか、そういうことをおやりになる御意思があるかどうか。同じような意味で、広大の原医研からも大北先生にお見えをいただいておりますが、私ども見まして、それぞれ研究機関がばらばらなような感

じもするわけでございませう。そういう意味で、研究機関あるいは治療機関等がもっと密接に御連絡をしていただきますならば、御承知のとおり原爆に關します疾病というのはまだ未知の世界が多うございませう、したがっていろいろな情報を交換する意味でもいいと思つてございませう、その点についてお考えを承りたいと思つてございませう。一言で結構でございます。

○玉木参考人 なお一層ただいまの御趣旨に沿つて努力させていただきますと存じます。

○森井委員 放影研について、恐縮ですがもう一点だけ聞かせてください。聞きたいことはたくさんあるでございますが、時間がありませんから一点にしぼります。

御承知のとおり、経費は日米折半でございませう。そして、最初の取り決めは、理事長さんも日本側とアメリカ側が交代に務める。これはいろいろな事情で日本側に現在もなつておるようございませうけれども、どうも私見でございませう、もとが日本の被爆者のための研究と理解をしてもいい。当初ABCができたときには、私どもはなにも思つておるわけでも、原子力の平和利用のためにこれは役立てるのだというふうなことがちよつと書いてありましたけれども、それは私どもの主張と相入れませんからさけておきたいと思つておるわけでも、いざにいたしたしましても、日米折半というの、あなたは非常にやりにくいのじゃないかと思つてございませう。対象は日本人だし、それから職員の方も恐らく英語がわかる方ばかりじゃないわけでしょう。やはり何かにつけてやりにくい、できれば近い将来と申し上げたいけれども、きょう大蔵省も来ておりますが、すぐうんとは言わな

いかもしれませんけれども、フィフティ・フィフティという運営費の割合についてはやはり徐々に日本側がふやしていつて、将来は日本側だけの経費で、日本の判断に基づいてやるというシステムが私は正しいと思つてございませう。この点いかがでしょうか。

○玉木参考人 現在のところは、この放影研というのは日米兩國政府の合意に基づいて日本国政府と米国の政府と同じ額の年間の経費を支出して運営する、そういうことになつておるわけでございまして、二、三ただいま御指摘ありました点、びたりといひますか、本当に私、おっしゃる面が多分にあると思つてございませうけれども、私、理事長としての職を運営するについて、こういう形式がいまのところ大きな支障はないように感じておるでございます。

○森井委員 私が聞いておりますのは、被爆者の皆さんも日本だけで運営できないものだろうかというのはいふん聞かされておる。それから、放影研に勤めていらっしゃる職員の方から、やはり将来にわたつては日本だけの運営でやつてもらいたい、この声も出ておることは事実でございませう。あなたのお耳にも入つておると思つてございませう。したがって、非常にむづかしい立場でございませうから、きょうはこれ以上はお聞きをいたしませんけれども、敷地や建物の移転とあわせて、十分御検討をいただいております、こういうふうな思つてございませう。

そこで、厚生省にお伺いするわけでございませうが、いま私はここに国立予防衛生研究所と原爆傷害調査委員会、当時のいわゆるABCでございませうが、「予研」ABC共同研究、題しまして「二〇年の歩み」というのを持っております。これは昭和四十四年に発行されたものであります。したがって、ざつと二十年に余つてABCがいろいろの調査をなさつたもの、とりあえずの中間集約のようなものでございませう。これを見ますと、いふんショックなことが書いてあるわけでございます。たとえば、白血球、これは血液

ルートの問題がありますから、私は問題を理解しております。理解しておりますけれども、やはり何とかアフターケアの問題についても少なくとも厚生省としてはお考えになる必要があるのじゃないか、この点についてもう一度伺いをしたいと思います。

それから、さつきちょっと聞き漏らしたのですけれども、この計画は何年くらい続きますかというので、もしつきりしておらなければある程度見通しを述べていただきたい、これはつい聞き漏らしたので伺いをしたいと思います。

それから三つ目は、韓国の予算を見ますと、日本医師の滞韓経費というのが出ています。これは単位がウォンですか、かなりの金額で三千二百二十万ウォンというくらい出ていますので、この点について日本から行ったお医者さんに向こうで御迷惑をかけるのかどうか、かけないかと思ふのです。その点についても、時間があると思いますので簡単に伺いをいたします。

○大谷政府委員 渡日治療の問題につきましても、韓国側から要請のある限りできるだけ私どもとしても今後とも御協力申し上げたいと考えております次第でございます。

それから、治療の継続のために病院、資材等の問題でございますけれども、これはもちろんそれにこしたことはございませんけれども、何分外務省の対外協力という枠内の問題でもございしますから、これにつきましては、私どもは希望としてはそういうことであるというのを申し上げるにとどめたいと思うわけでございます。(森井委員「お医者さんが行く場合、費用は全部こっちが持つのですか」と呼ぶ) もちろんこれはわが方の費用でやっておりますので、向こうに御迷惑はかけておりません。

○森井委員 わかりました。

では、最後に大蔵省にお伺いしたいわけでございますが、原爆の諸手当も年々歳々金額がふえてまいりました。原案でいまましても特別手当は六

万四千五百円になっております。被爆者の皆さんは税制上の心配をしていらつしやいます。たとえば、奥さんが特別手当をもらつていらつしやる。いままでは扶養家族に該当しておりましたも税制上何ら影響がなかった。しかし、これは課税最低限は七十万でありましたから、特別手当六万といたしましても昨年の八月から六万円になっていきますから、年間七十二万で二万ほどオーバーする形になるわけでございます。しかし、この点につきましても、原爆の特別措置法の第十三条で「租税その他の公課は、特別手当等として支給を受けた金額を標準として、課することができない。」公課の禁止がうたわれているわけでございします。特別手当等が金額がふえましても、いま申し上げましたような法の読み方からして当然税金の対象にはされないという理解をいたしますけれども、そのとおりでないのかどうか。実は何人かの被爆者の皆さんから、特別手当をもらつておるが金額がふえたと税金がかかってくるのじゃないですか、あるいは扶養控除が消えていくのじゃないかというふうな不安がございします。

したがって、趣旨の徹底も含めて大蔵省の考え方を承つておきたいと思うわけでございします。

○内海説明員 お答え申し上げます。

ただいまお話しした被爆者特別手当に関しましては非課税になる限度というのはいま定められておられますので、仮に今回改定が行われましてもこれは非課税でございます。したがって、被爆者を扶養される方の扶養控除というのにも受けるのには何ら支障がないようにされておりますので、その点は御心配のないようにお願いしたいと思います。

○森井委員 終わります。

○葉梨委員長 次は、大原亨君。

○大原委員 きょうは参考人といまして、広島大学の原研の大北先生、放影研の玉木先生、それから科学技術庁の放射線医学総合研究所の熊取所長の御出席をいただいておりますので、これらの皆さんに對しまして新しい立法の基礎的な資料

の問題につきまして参考意見をお伺いしたいというふうなふうに思ひます。

質問に入ります前に、いままでも話がありましたように、社会保障制度審議会の答申を受けました被爆者救済の基本的な理念を明確にする、こういうことで七人委員会が発足いたしました。これはプラベートな委員会ですが、非常に良識を代表する方々である、こういうことは衆目の一致するところでありまして、いままでの国会の議論等を通じて、厚生大臣も積極的な発言をしておられますし、大平総理もこれを正しく受けとめて対処したい、こういうことであります。これは私は一歩前進をいたしました。国家補償が社会保障かという理念論争についてピリオドが打たれる、こういうふうな確信をいたしております。この点については厚生大臣もしばしば所信を表明されたわけでありました。

そこで、六月に出まして、いま質疑応答ありましたように八月からは予算編成に入つていくわけでありまして、財政的にも非常にシビアな状況の中でのこの問題が取り扱われるというふうに思ひます。参議院選挙が済みまして内閣改組があるから厚生大臣はおられるかどうかかわからぬけれども、この問題が、そういうことであつてはならぬ、いつまでも居座つてもらいたいと思ふのであります。それは別にいたしまして、私は前の橋本厚生大臣のときに基本理念に関する問題で、国が補償すべきだという論拠はたくさんあるではないかというところで、主に三つの点を挙げて、総合的に唯一の被爆国である日本が被爆の実態を正しくとらえて、その非人道的な傷害作用に対する正しい救済方法を確立する、そういうことは世界に對して再びこのような惨禍を繰り返さない、これは野呂厚生大臣の最初の言葉でありまして、そういう決意の表明にもなつてゐる。こういうことで議論を進めてきたわけですが、この問題は引き続きわが党の山本委員の方から――私は毎年毎年厚生大臣がかわられるので、かわられるたびごとに基本的な議論について論争することを通じて

して、大臣に新しい決意を持つてもらいたいというふうに思つておつたわけですが、ことはそれは譲りまして、山本委員の方から新しい観点での議論があります。

私は、生存被爆者の救済対策、救援対策、それからいままでも死没をされました方々の救援対策、こういうものと、医療と所得保障の面から総合的に新しい立法にアプローチをするのだと思ふのですが、最初に大臣に率直にお尋ねしたいのですが、基本理念については七人委員会は一定の方向を出されるところですね。しかし、その内容、各論的な問題についてどのような期待をされておるのか、この点につきましても、大臣の各論的な七人委員会の答申についての期待についてお答えをいただきたいと思ひます。

○野呂国務大臣 御指摘になりましたように、懇談会の結論を待つて政府といたしましてはこれに適切に対処するということをお願いする以外にないと思ふのであります。その各論、具体的な対応に對しましては、あるいは社会保障政策の上から考えなければならぬという精神もあるでしょうし、あるいは国家補償という精神から考えて、さらにその処遇にあるいは救済方法についての充実強化を図る面もあるでしょうし、問題はやはり基本理念がどういう内容を持った形に對して明らかにされるものであるか、私はその結論を待つ以外にないと思ひます。

ただ、国家的な補償という精神が基本になるならば、その基本においてすべての対応が国としての責任ある処遇でなければならぬというふうな思ふわけでございします。その結論が私たちの期待する、国として当然なすべき国家補償的な立場に立つという方向で出されることを期待はいたしております。したがって、結論が出て、政府としてはこれに適切に対処するということを申し上げたいと思ふのでございします。

○大原委員 いまの点で、各論的な、内容的な問題にわたつて答申を出していただくことを期待することは、率直に言つてむづかしいのではない

か。厚生省としては出してもらって、こういう答申が出ましたということで大蔵省と渡り合って予算化をしようと思うのです。しかし、実際はそういう各論的な問題については具体的に明確なものを期待することは、各制度との関係がございませうから、私は余りできないのではないかと思うのです。余り問題はたくさん持ち込まないようにして、基本的な理念について――孝座長さんを初め、あるいは前最高裁判事の田中二郎さん、それから大河内一男先生等がおられるわけですから、基本的な理念について明らかにすることがいいのではないかと、それに基づいて措置をとるのが厚生省であり政府である、私はこういうふうに考えますが、いかがですか。

○野呂国務大臣 そのとおりであると思います。

○大原委員 だから、余りたくさん具体的な問題について持ち込み過ぎてがたがた遅くならぬ方がいい。いろいろな距離の問題等がありますが、これは後で時間があれば私の考えを申し上げます。

そこで、私は一番新しい理念に基づいて、厚生大臣が期待をされ、国会も期待をし、諮問機関でございまして、権威のある機関がこれを受けて国民的な合意を得るような基本的な理念を七人委員会が明確にされるというふうに期待いたしております。その基本理念を受けて、直ちに年内から予算査定、新しい立法の作業に入られるわけですが、その基本的なデータになるものが、重要なものが私は幾つかあると思うのであります。

そこで、これは政府委員からでもよろしいわけですが、広島、長崎の原爆によりまして死没した人の数は大体何人だというふうに理解をしておられますか。

○大谷政府委員 原爆投下時の死傷者数につきましては、広島で十万一千五百六十一人、これは行方不明、重傷者を含めまして、昭和二十年十一月の県警の調べでございます。それから、長崎につきましては、二十年十月の県調べで四万九千二百二十二人、こういうふうになっておりますが、二十年から三十二年に至る間の死亡の方の詳細について

はわかっておらないということでございます。

○大原委員 いまのは、広島が約十万人で、それから長崎が四万七千名で、原爆による死没者で、いまでもそうですが、新しい立法でも対象となる死没者は合計約十四万人の死没者である、こういう考え方のようでありまして、しかし、これにはまだいらない資料、データが出ておるわけですね。では、お尋ねいたしますが、政府としてこの中で具体的な氏名を把握しておられる点があるならば、これも明らかにしてもらいたい。大体何名ぐらいですか。

○大谷政府委員 ただいま私どもの方としては正確に把握いたしております。

○大原委員 ほかに、説明員でもいいからわかってぬですか。――私の方から、時間もありませんから申し上げますが、大臣、広島、長崎の原爆慰霊碑に死没者名簿があるわけですが、被爆の場所、もちろん死没者の氏名等が載っております。それによりますと、大体九万七千名というふうに言われておるわけですね。そうすると、長崎にも三万人余りあるわけですが、合計いたしまして大体十一、二万名の氏名が判断できる。これが直ちに援護の対象となるということではありません。

それから、これはこの際にお聞きをしておきますが、広大の原研の方では、市の委託を受けて復元調査を進めておられたわけでありまして、そこでは、ここから推定いたしましたので、氏名を大体何名確認することができるといふようか。それに匹敵する問題が長崎にあれば、厚生省の方から答弁をいただきます。

○大北参考人 お尋ねの復元調査でございますが、御案内のとおり、復元調査の直接の対象は爆心地から二キロ以内ということで進めてまいりました。それで、二キロ以内にしましては調査対象人員が約五万三千八百七十名、これは御氏名等わかっております。その中で現在までの死亡といふことになりまして、はっきりした数字はございませぬけれども、昭和二十年末までの早期死亡のお方は一万五千五百九十名、これは確認をいたし

ております。そのほかにも、御存じのように、広島、長崎の原爆による死没の方々の調査というのとはたび行われております。復元調査等の経験も生かしまして、爆心地調査あるいは厚生省の被爆者実態調査に伴う復元調査等々の資料を合わせまして、現在七万五千八百八十五名の方の御死亡がわかっております。

○大原委員 いまの広大の原研の大北先生の話では、補完調査を含めまして七万、こういうことであります。

そこで大臣、一つの大きな基礎データを把握する問題は、昭和三十三年の四月一日からは原爆医療法が発足いたしました、被爆者に対する給付が一定の条件でなされておるわけでありまして、現存対象者は三十七万ですか、あるわけでありまして、問題は、三十二年三月三十一日以前、昭和二十年八月六日、九日以降の間における死没者、全部が全部政策の対象にするわけではないですけれども、これを頭に置きながら、氏名まで含めてその実態をどう把握するかということが一つは大きな問題であります。これはまだ遺憾ながら、被爆の実相であります、御答弁のように、推定の死没者については、広島、長崎で十四万プラスマイナス一万、これは国連に両市長が報告をいたしております。しかし、実際にわかっておるものは十一万七、八千であるというふうに統計上は氏名が出ておるわけでありまして、しかし、現在の二法案の対象となる被爆者手帳の所持者を頭に置きますと、なおこれもいろいろ問題があるわけでありまして、したがって、これから新しい制度をどうするかという場合に、その障害者の障害の特殊性、実態と一緒に、死没者の実態についてどういふ考え方でこれを詰めていくかという問題があるわけでありまして。

そこで、きょう限られた時間ですから、参考人の御出席をいただいておりますから、財団法人放射線影響研究所理事長の玉木先生、これは五年前まではABCと俗に頭文字をとって言っておったわけですが、そのところに、これらの基礎デー

タをつくる上においてかなりの資料があるのではないかというのをかねてから私は思っております。たゞ、その問題点につきまして最初にお答えをいたした、御意見をいただきたいと思います。昭和二十五年に国勢調査をやりましたときに、ABCの要請によりまして駐留軍が、アメリカ軍が、占領軍が日本政府に要求をいたしまして、全国にわたって付帯調査をいたしましたのであります。そういうことが歴史的に明らかであります。その資料が放射線にあるというふうに言われておったわけでありまして、その資料は放射線にございませぬか。

○玉木参考人 お答えいたします。

でございます。それは、昭和二十五年十月一日に全国にわたって国勢調査が行われましたその時点で、原爆被爆者生存者の氏名、それから生年月日、それから男女の別、それから昭和二十五年国勢調査の時点での現住所、それだけが記録に残っております。(大原委員「何名ですか」と呼ぶ)合計を申し上げます。全国で二十八万三千五百八十八名の方が広島または長崎、広島から長崎に移って両市で被爆された方がごく少数あるそうでございますが、そのうちで、長崎で被爆したとそれとさ言われた方が十二万四千九百九十一人、それから広島で被爆された調査に載っておりますのが十五万八千五百九十七名です。両市被爆というのが十名おいでになるようでございます。

以上でございます。

○大原委員 それは昭和二十五年国勢調査で原爆を受けた人を調査しようといいたしますと全国を調査しなければならぬから大変な調査でありまして、その付帯調査で二十八万余りの、いまだお答えのような資料がある、こういうことであります。その氏名は、これから人命や健康に対するいろいろな影響を調査する際に必要とする、たとえそれをたどっていきまして死没者を探さずともアブローチできる道があるわけですし、その二十八万名の方々が二十五年以後どういふ経過をたどって

おるかということを追跡すれば後障害の問題にも
ぶち当たるわけであります。ですから、この名簿
は、これからのデータを整備する上において、あ
るいは援護の対象とする生存者、死没者の一定の
認定の基準をつくっていく際におけるよりどころ
になるのではないかと考えています。

放影研は日米双方で経営されておるわけですけ
れども、これは日本の方にお渡しをいたしたいで、
これを整理するというようなことについてはアメ
リカ側も異議はないと思いますが、その点いかが
ですか。

○玉木参考人 お答え申し上げます。

先ほども放影研、ABCから学術報告、論
文ということをお申し上げしましたが、その中には統計は
ございまして、あるいは特定の病状について
の例ならぬ例があったというところは出ておりますけ
れども、個人のお名前は一切出ていないのでござ
います。私も、ABC以来、現在も同じでござ
います。調査の資料、特に個人の名前の出る
ようなそういう資料が外部に出るということにつ
いては、もう必要以上と思われるぐらいいにプライ
バシーの保全ということに、特別の委員会を常時
持っておりまして、慎重を期しているものでござ
います。一例をお申し上げすると、恐らく原爆被爆者の健
康手帳をお受けになる御希望の方でございませ
う、ある証明を求められることがございますが、
そういう調査の資料を外部に出すということにつ
いてはあくまでその個人のほうに御依頼が理
事長あてにあるということ、そういう文書がつ
いていてということをお前提としておるわけござ
います。一例でございしますが、ちよつとそのこと
を申し添えたいと存じます。

○大原委員 二十八万の方の現在の住所がわか
っているというところは氏名がわかっているというこ
とです。そうなんですか。そういう被爆
者の方の氏名がわかってないですか。簡単に答えて
ください。

○玉木参考人 氏名はわかっております。その住
所は、先ほど私もはつきり申しませんでした
とすれば申しわけございませんが、昭和二十五年
十月一日、全国で国勢調査が行われたときの
その方々の現住所でございまして、現住所という言
葉がいまいちであつたかも知れませんが、そのと
きの住所でございまして、当然、調査員が回られた
わけですからわかるわけでありまして、現在の時
点での住所ではございません。

○大原委員 これは本制度の、たとえば直接被爆
者とか入市者とか、そういうふうないろいろな四
号の被害者の方があるわけですが、そういう
うものをびしりと概念、範疇を決めておいてや
つたわけではないわけですか。しかし、当時は、救済
の施策がないときにそういう全国にわたつて被爆
したかどうかということをお調べされたわけですか
ら、そのことはもちろんプライバシーにも関係い
たし、それだけではなく、被爆者の援護ということに
役立て得るのではないかと、そういう点は倉庫の中
にしまつておく必要はないのではないかと私は思
います。いかがですか。あなたの見解ですね。

それは政府の方の受けとめ方です。だれにもか
れにも出すというわけじゃないですから。

○玉木参考人 繰り返しになりますが、いまの時
点では、調査の資料で個人の名前が出ております
資料を研究所外に出すということについては、そ
の御本人のちゃんと署名された御依頼がある、そ
ういう形式の書類があるのでございしますが、それ
を確認してその方にお渡しする、あるいは郵送す
る、そういう方式をとつてまいっております。現
在もそうなんですか。私、いまの時点で
申せることは……。

○大原委員 そこまでのことはいまのお話でわか
りました。しかし、こればかりかかわつていくわ
けにいかぬわけですが、何のために二十八万の方
のそういう氏名を付帯調査いたしまして、活用され
たのですか。

○玉木参考人 それはその中から、特にその時点
で広島、長崎、すなわち研究所の近くにお住まい
になつておる方を中心にしてこの調査の集団と申
しますか、それを確立させてもらつたという趣旨に
出たものでございまして。

○大原委員 わかりました。ABCが要請し
て、それから米軍が日本の政府に要求いたしましたし
て、国勢調査の付帯調査を全国にわたつてやる、全
国民やらないとわからないわけですから大変なこ
とですが、それをやらせたわけですか。その調査の
資料というものは、あなたの在任中は関係ないこと
ですけれども、当時の占領中の事情から言えば、
アメリカはこのデータを分析いたしましたして、原爆
の影響がどうかということの資料に使つたことは
間違いないわけですか。今回のネバダの実験で十五
万名のリストを挙げていますが、これだけじゃあ
りませんけれども、これは使つたに違いない。そ
ういうデータは、本人のためですから、被爆者救
援とその前提となる真相解明のデータとして活用
してもらいたい、こういうことを言つておるのだ
から、この点についてあなたが非常に慎重に言
つておられることについては十分了いたしました
が、その点は、それを前提といたしまして処理を
するということは当然だと思つておる。アメリカの
意向を聞く必要はないと思つておる。この点
は、ひとつ政府の方でも聞いておいてもらつて措置
をしてもらいたい。

それから、その前に、昭和二十二年に、原爆直後
に学術会議の調査団が入りまして、稲毛の放医研
の前の御園生所長も、当時陸軍病院の病院長でし
たから加わり、そして都築先生等も加わられたわ
けです。その調査のときに米穀通帳が、疎開をさ
れておつたのがABCに行つておるのではない
か、こういうことでございしましたが、ABCは
それを集めておいて活用した、そういう経過があ
りますか。それがわかりましたと、当時、実際にだ
れがどういふところに住んでおつたか、またその
後の状況を追跡することができました。

○玉木参考人 現在その資料が、私が調べました
ところでは見つからないのでございまして。

○大原委員 それは自治体とも連絡をとつて政府
委員は追跡してもらいたいと思つておる。これが

わかりましたと、かなり当時の実在者がわかるわけ
です。長崎は比較的人数が少なかったわけ、わ
かつておるわけでありまして、広島が特に
わからないわけですか。

それから、放影研の玉木先生に重ねてお伺い
いたしますが、広島、長崎でABC時代から、特
に戦争直後は疫学的な調査のために死体解剖をた
くさんされておるわけですね。その死体解剖は何
体ぐらいいましたか。そして、それは現在それ
ぞれのところに保管してあるか、あるいは不
要なものは処分されたかということだと思つた
のですが、どうなつておりますか、簡単に答え
ください。

○玉木参考人 お答えいたします。

集計いたしますと、私どもの方が解剖に關係さ
せていただきましたのは五千体を少し出るとい
う数でございまして。それから、その資料は保存さ
れております。特に記録とか部分的な重要な臓器の
標本などですね。

○大原委員 長い間放影研は疫学的な調査とい
う、被爆者と非被爆者を対置して統計的にも影響
を調査するという非常に総合的な、アメリカ独特
の、日本ではやらないことをやつておるわけ
です。逆の意味におきましては、これは被爆の実態
の中心に触れる問題でもあるわけですね。

私は、いまの解剖の経過、結果から参考になる
御意見を伺ひたいと思つておるのですが、
原爆を受けた人は、御承知の急性症状と慢性症状
があるのです。急性症状というのは、脱毛したり、
吐血をしたり、血便を出したり、発熱をしたりと
いう症状を、距離によりまして激しいとかその他
の差はありますが、繰り返したわけですね。しか
し、医師の診断書というものは、いままで恩給法
とか援護法の審議のときにいつも議論をしたわけ
ですけれども、死亡の認定等においては、原爆の
傷害作用に起因するかどうかということについて
は、後障害の複雑性から非常にむずかしいわけ
ですね。当時はまだ結核が非常に多くて、第一の死
亡原因でございました。それから、赤痢とか腸チ

フスとか肺炎というのが多いわけです。そういう死亡診断書と解剖の経過、結果との間においては一定のギャップというか、一定の方向が出ておるのではないかと私は思うのですが、これを整理して出すことができますか。

○玉木参考人 お答え申し上げます。

病理解剖をいたしますと、これは全身の検査をさせていただくわけでございます。当然考えられることでございますが、特に被爆早期には爆風による力学的な影響、それから当時の日本人全体、特に被災地での栄養の状況、またそういうふうな状況では体の外から入りますいろいろな病原体、ばい菌などの感染が普通の人の場合よりはひどいということもござります。それからもう一つは、問題になっております原爆の放射線の影響、そういう幾つかの因子が絡み合っておりますので、個々のケースにつきまして明らかにこれは主治医と申しますか、最後に診断書をお書きになったお医者さんの診断は的を射ていないと思われようというケースもござりますけれども、何とも決めがたいというケースも多分にある。これは被爆者に限らず、現在大学病院などで行われております病理解剖に、私たちが立ち合おうことがございましたが、その場合でもよく遭遇する事情でございます。いろいろなケースがあるであろうと思うのでございます。

○大原委員 私はかつて、ABCが日米の対等、共同の経営体になる、財団法人の放影研になる一年か二年前でありましたが、科学技術特別委員会でも、それぞれきょう御出席の広大の方は御出席でなかったのですが、科学技術庁の放影研を含めまして御出席をいただいて議論をしたことがあるわけでありまして、そのときのことを踏まえて申し上げるわけですけれども、大体ABCは占領軍の命令によって出たわけですから、アメリカが原爆の影響について客観的に、疫学的に調査をいたしまして、そして自分の政策のために役立てようということをやったのが出発であります。それがだんだんと被爆者の要求や国民的な要求の中で

五年前に共同研究、共同調査機関になった経過があるわけでありまして、その前に私は議論をいたしました。そのときに言ったのですが、ABCがたくさんの権力を動員して資料をもって調査をした結果を全部アメリカへ持って帰って、日本の側には、いま森井委員の質問に対してありましたが、学術調査その他については文書で公表しておるといふ話ですね。これは前にも話がありまして、しかし、大体重要なところはアメリカへ持って帰ったわけですね。分析をしていろいろな点でデータとして活用しておるわけですね。もちろん死体解剖もそうです。文章的な記述もそうです。が、標本的なものについても切断をしてスライドにして恐らく活用されているというふうな言われているわけですね。ですから、そのことは被爆の実相に迫る問題ですから、被爆者の援護のためにも、救済のためにも、実態の把握が中心です。から、あるいは認定基準が非常に大きな問題になりますから、その際には整理をして、これは日米共同経営になったのですから、積極的に日本の側の政策に、被爆者の側の援護の対策に役立つように活用すべきではないかというのが私の希望の趣旨であります。したがって、その点については、これに対応する日本側の意向もあるわけでありまして、この点は十分御理解いただけたらと思います。が、いかがですか。

○玉木参考人 お答えいたします。

調査の材料、特に解剖されたケースのその材料が米国へ持って帰られた論文とか資料という文書でなしに、それはABCがスタートします前後、それより以前のこと、少なくともその時期のものが大部分ではなからうか。そして、それは私、ちよっといま思い返しましたのですが、新聞報道でその一部は日本に返還されたということも耳にいたしておりますのですが、調査中でございしますが、それが私の放影研の方に返ってきたということはいまのところないのでございます。

○大原委員 この前の科学技術特別委員会でも二時間間にわたって議論したときには、科学技術庁の所

長の御園生先生は、これは現地へ帰った人で非常に詳しく人ですから、占領期間中のことはわからぬ、しかし占領以後は、アメリカ主導型のABCであったけれども、しかし日本もこれについては内容のにも解明しているから、そういうことはないと思う、こういう答弁でありましたから念のために申し上げておきます。

しかし、いずれにいたしましても被爆者の原爆による傷害作用というのは、爆風、熱線、放射能、三つがあるのですが、たとえば熱線の場合は爆心地、中心地の表面温度は四百度から五百度というのですから、その傷害作用は一体どうか。それから、放射能も一キロ前後のところが四百ラドというのですから、半致死量といわれているわけですね。放射能だけで半分は死のうという地点があるわけですから、至近距離があるわけですから、その傷害作用はいかなるものであっても、後障害はどういうものであるかという人命、健康に対する観点から、私はこの際いままの研究成果というものを役立てていただきたいと思うわけですね。これはすぐれて政治的な問題でもあるわけですから、厚生省側はいままでは予防研究所で対応しておりましたが、公衆衛生局がいまやっておりますわけですけれども、こういう問題等については、このデータについては援護法をつくっていく基礎的なデータとしてこの取り扱いについては慎重を要するわけですけれども、その活用については遺憾なきを期してもらいたいと思いますが、政府側の答弁を求めます。

○大谷政府委員 私ども大変貴重なものと考えておりますので、十分慎重にいたしたいと思っております。(大原委員「慎重に何するのですか」と呼ぶ)先生が仰せのお話は、基本問題懇談会の結論が出ますときにその資料として活用せよというふうなことであるかと思いますが、私どもとしてもそれに対して十分対処したいと考えているわけでございます。

○大原委員 基本理念が出てからもそうすけれども、出る前でもそうですよ。いま共同研究です

から、被爆者のためにこれは生かしてもらおう、活用するということは当然のことですから。平和利用のために役立てるといふことだけではない、これも必要ですが。しかし、これは被爆者対策のためにこの調査を役立てる、こういうことからきちっとこの点を処理してもらいたいと思います。

それから、放影研がいままABC時代からずっとやってまいりました調査の中で特徴的なものは、私は疫学的な調査だと思っております。被爆者と非被爆者を対比いたしましたので、原爆作用を一定の想定をされるのだと思うのですが、どういふ影響を及ぼしているかというのを統計的に研究される、こう思うのです。その研究の結果として、これからいまま議論になりました被爆者援護法をつくっていく際における、あるいはいままでの死没者の認定、二十年からずっとこっちは、そういう際における認定の一つのスタンダードをつくる際における参考となるべき諸点が、疫学調査の結果、ありましたらそれを明らかにしてもらいたい。これは若干の例で言いますならば、そういう傷害作用というものには明らかにすればよろしい。というのは、一部の報告書の中には背丈がやはり違っておるといふような問題等がございしたね。そういう問題等でも長い間の研究をされたわけですから、わかっている面については活用していただくことが当然ではないかと私は思います。が、いかがですか。

○玉木参考人 疫学的調査についてお答えいたします。

〔竹内(黎)委員長代理退席、委員長着席〕ただいま先生からお話がありましたように、多数の人数につきまして長年月にわたって近代的な統計学を利用して、いろいろな疾患を追求しているのが疫学でございます。

最初に申し上げますと、この原爆放射線の影響につきましては、ちよっと伝染病の場合と同じ言葉でやはり潜伏期という言葉がございまして、昭和二十年でございまして三十何年たっているわけでございますが、発病される方がいままお少し

ふえつつある、そういうものもあるのでございまして、最終的な結論でなしに、この時点でのとりあえずの成績のまとめ、そういう性格があるのでございまして。それで申し上げますと、先ほどお話がございました原爆放射線と関係が非常につきりしているものは、先ほどお話のありました白血球、それから目の水晶体、レンズといっていますが、文字どおりレンズのようなものがあるわけですが、そのレンズが少し混濁する。非常にひどくならずと手術を要する白内障になるわけでありまして、そこまで行ったのは非常に少ないのでございまして。それから、最近になりまして、血液をとりまして、そのリンパ球の染色体を調べますとやはり被爆と関係がある。それから、最近になりましてありますが、数は少ないですけども、明らかに被爆されなかった方との比較で違いますが、多発性骨髄腫、あちこちの骨の髄のあれがまだ少しふえつつあるという状況。白血病はもうずっと減ってまいりました。それから、これも最近になりまして甲状腺のがん、それから女性の乳がん、それから肺がん、恐らく胃がんも少し被爆者の方々にふえてきておりまして、対照に比べて関係があるというデータが出つつある、そういう状況でございまして。

一方、いまのところ原爆放射線と関係が確認できないものは、原爆の被爆者にその後生まれられましたお子さん方の死亡率、それから先天的な異常などはいまのところ見つからないのでございまして。それから、妊娠受胎能力についてはどうもはっきりしたものがでない。それから、放射線を受けることと老化といえますか、老人化の現象が少し促進されるのではないかとこのことにつきまして、これも関心を持っていらっしゃる方がありまして、かなり詳しい疫学的な調査が行われましたが、いまのところははっきりしないのでございまして。それから、先ほど挙げました悪性腫瘍以外の原因による死亡率などでもございまして。がんといえますか、悪性腫瘍のうちでは慢性リンパ性白血病と皮膚のがんと骨の肉腫と頭の骨の中の、つまり脳腫瘍でござい

ますね、そういうものは多いということが言えるのでございまして。それから、いまお子さんのことがあれましたので、先ほど後で申そうと思いついてあれましたたのですが、原因がはっきり放射線との関連のあることとして、原爆のときに母親の体内におられた体内被爆の方々につきましては、これは大変悲しいことでありますが、測定しますと頭が小さい、それから知能の発育が少し遅いというような成績、これはもうすでに公表されていることでございまして。

それからもう一つ、先ほど後に申しましたことで若い方々、若い年齢に関連したことで申すのでありますが、被爆された方々の背丈につきまして、これは研究所外の大学の先生にも一部御依頼している面があるのでございまして、いま再検討の段階に入っている、そういう次第でございまして。

○大原委員 医学的な、あるいは科学的な、統計的な研究ですから、客観的に明確になったことだけを述べたいというところは当然だと思えます。しかし、一定の問題意識を持って幅広くやっておられることも事実でございまして、施策の場合にはわかっているから政策を立てるということになりますと手おくれであります。したがって、疑わしい場合でも政策の対象にするということと今日までいろいろと原爆二法で努力をいたしましたし、そして今度は援護法ということになりますと、国家補償ということになりますと、もう少し別な観点でこれを整理する必要があるというわけですから、いままでABC時代から放射線時代、お述べになりました経過をたどりまして調査研究が累積をされておるわけですから、このことを唯一の被爆国である日本として被爆国の立場に立つて、救援の立場に立つてあるいは禁止の立場に立つてこれを生かすという観点で主体的にこれからいまままでの結果を生かしてもらいたい、こういう私の強い要望であります。

この点につきまして、所長さんと玉木理事長さんと、そしてずっと予算を提出いたしましてこの調査について協力いたしました厚生大臣の側のいまままでの質疑応答を受けましての御見解をお述べいただきたいと思っております。

○野島国務大臣 いろいろの先ほどの議論を通しまして被爆者の実態調査がいままでに行われておるわけでありまして、今後懇談会の答申を得た場合において被爆対策をどのように進めていくかという点については、それに対応できるだけの調査をさらに十分推し進めていく必要があるというふうに考えておるわけでございます。審議会の答申を期待するとともに、それに並行して厚生省といたしまして万遺憾なきよう調査を進めてまいりたい、かように考えております。

○大原委員 広島大学の原医研の大北先生にお越しいただいておりますが、原医研は、御承知のように、おくれで発足したわけですが、発足いたしましたのは私もいろいろ議論いたしました経過があるわけですが、唯一の被爆国であるという日本自体においてやはり原因を究明しながら治療方法を探索していく機関が必要ではないか、ABCだけに寄りかかっておるといことは、情報をそこだけが持つということはいけないじゃないか、いまで言えはそういうことであります。しかし、日本ことと発足をしていただきました。しかし、日本の政府は研究などということについては非常にちやちやな考えを持っておるわけでありまして、科学技術庁もこれと競合する研究機関があるわけでありまして、しかし、これはある意味では幾らあってもいいわけでありまして、でありますけれども、非常に困難な中で、広大の原医研も長崎医大の方も研究と治療方法の探索をしてこられたというふうに思っています。特に広大は、時間も迫ってまいりましたので結論的に参考意見をお聞きいたしましたのですが、広大の研究機関はABC、放射線とは違いますが、原爆傷害作用に基づく障害に対する治療方法について一定の方向づけをしておられるというふうな理解をいたしております。いまままで研究を続けられました経過から考えて、新しい理念に基づき、国家補償の理念に基づき——社会保

障か国家補償かの論議に高い次元から国として取り組んでいくということでございますから、そういう際における、申し上げましたように、人命、健康に対する被害、死没者、現存の障害者等の問題をとらえてその対象をいたしましてこれらの問題の施策を進めていく上におきまして、いまままで議論いたしましたけれども、大北先生の参考になる御意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○大北参考人 私、広島へ参りました十八年になります。原爆の問題、御存じのように、プレスコード等もございまして、参りましたときにそのアウトラインすら知らなかったところがございまして。しかし、関係してまいりますと、その与えた影響といえますのは、身体的にはもちろん社会的にもまた精神的にも非常に大きいということが、だんだんと研究に従事するに従って非常に深刻な問題であるということが身にしみて感ぜられるのでございまして。

それで、先ほど森井先生からも御質問がございましたけれども、現在、広島を例に挙げますと、主として疫学的な仕事をなすつてみえる放射線研、それから第一線治療に当たつてみえる原爆病院、それから大学の医学部と並立いたしまして、実験的なこと、それから疫学的なこと、それから健康管理に關すること、それから大学病院でございまして治療の面ではやや専門化するところがございましてけれども、そういった面で責任を負っておりましてわれわれの研究所、この三つはやはり強い連携を持って仕事を進めていく必要がある、これは前から言われておることでもございまして。森井先生の御指摘というものは、われわれの努力が足りないところがあるわけでもございまして、ABCから放射線になりまして以来、この三者の、ことにスタッフの間の研究上の連携というのは昔に比べて非常に改善されておる、いろいろな研究上の連絡というものは常にしておることを申し添えさせていただきます。

○大原委員 大北先生、今度新しい立法というこ

とになりますと、申し上げましたように、昭和二十年の八月六日、九日、被爆の直後から年内たくさんの方が亡くなりました。その後慢性症状、急性症状を繰り返しながら後障害が続いたわけでありました。それが三十二年までは、言うなればその中で亡くなった人については把握できていないということが問題であります。どういう基準で援護の対象にするかということをつくっていくか、施策をいかにするかと、いまでもそうでありまして、申請主義でございまして、一定の条件に適合した人が申請することになります。たとえば死没者の認定基準、こういうものをつくる上におきまして非常にかしい問題があるだろう。いままでの法律上の概念、援護法等の概念で言いますと、これは非常にシビアになってまいりまして、表面的な症状だけで判断をされてほとんどネグレクトされるという場合が多い。もちろん被爆した場所、放射能、熱線、爆風、総合的な被害、こういうものを明らかにしながらそれらの被害の中で亡くなった人等について適正な施策が展開されるということとは、現行法でも大切であります。現行二法だけではない、現在の援護法でも大切でありますし、現在の救済法でも大切であります。そういう点でぜひとも積極的にそういう行政面にも関心を持っていただきまして、いままでの研究成果を役立てていただきたい、こういうふうに希望いたしますが、最後にひとつ御所見を大北先生から承りたい。

○大北参考人 新しい施策の対象ということでございますけれども、基本的にこれは行政上の問題でございますので、私の立場からは出過ぎたことともいえないけれども、やはり基本的には現在の原爆医療法における被爆者の方というのが対象になるかというふうに考えます。

○大原委員 科学技術庁の熊取先生、せっかくおいでいただいたのですが、短時間では失礼ですし、また熊取先生は政府内部の方でもございまして、科学技術庁でもございまして、また改めて、は

なはだ失礼いたしました。が御質問申し上げません。その点お許しくださいたいと思えます。

厚生大臣、いま質疑応答いたしました。また原爆の傷害作用による人命あるいは健康上の問題は非常に深刻な重要な問題でありますし、他の爆弾等の場合でしたらそこが頂点でありまして、だんだん治癒するという傾向にあるわけでありまして、毒ガス等は後遺症が残るわけでありまして、原爆の場合には熱線や放射能の後障害があるということ、あるいはその瞬間においても、それが原因で放射能をたくさん浴びれば即死ということがあるいは短い期間に苦しんで死ぬということがあるわけですから、その傷害の実態を明らかにしながら、今日まで二法で積み上げてきた成果、これを踏まえながら、年金制度をつくるにいたしまして、障害年金や遺族年金をつくるにいたしまして、弔慰金を出すにいたしまして、現行二法を生かすにいたしまして、実態を踏まえることが私は非常に大切な点であるというふうに思うわけでありまして、ですから、各研究機関なり横断の後障害研究会等もあるわけですが、横断の研究機関の第一線の研究成果なり調査の結果なり、あるいは第一線の行政における実際にタッチした経過、それらを十分吸収をされて、そして新しい理念に基づく各論的な各施策の展開においては、その実態に即して遺憾のないようにしたい、こういうふうに思います。各研究機関等の中心は、施策を公衆衛生局はやっておられるわけですから、厚生大臣はやっておられるわけですから、これらの施策の問題では中心であります。各機関の連携をとりながらこれらの問題については全部の成果を吸収するに遺憾のないようにしていただきたいと思います。こういう点につきまして、これからの問題を含めまして厚生大臣の御所見を伺っておきたいと思えます。

○野呂国務大臣 先ほどもいろいろ御議論がございましたように、各関係機関のいろいろの成果を踏まえ、それらを掌握し、そして原爆被害者の対策に万遺憾なきよう厚生省としては全力を傾けて

まいりたい、かように思います。

○大原委員 終わります。

○薬製委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時二分開議

○薬製委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。谷口是巨君。

○谷口委員 本日は、大北参考人、玉木参考人のお二人には大変御苦勞までございました。私もその覚め、せっかくおいでいただきましたから、若干の質問をいたしたいと思っております。

最初に、玉木参考人にお伺いいたしますけれども、現在までいろいろ追跡調査をなさってきておられるわけでございますが、その追跡調査の中で被害者の特徴というものが何か出てきておられるかどうか、お聞きしたいと思っております。

○玉木参考人 お答え申し上げます。

原爆被害者の医学的な調査で観察されます特徴というお話でございますが、けさほどもちよと申し上げましたけれども、研究所は、実質上動き出しましたのは原爆被害後三年ないし五年以後でございます。いわゆる急性の症状といいますが、被爆直後のものは大変重症の、むしろ致命的なものが多いとあつたわけでございますが、そういうものは私どもの調査の対象に含まれないと言つていいかもしれません。スタートしたのが、先ほど申しました三年後ないし本格的には五年後だろつと思つたので、したがって、われわれ後障害研究、こう申しておりますが、後になつて残つていて、あるいは後になつてあらわれる障害、そうして非常に重体なものは含まれていない。私どもの研究所の研究の内容は、そういう研究をやつておるべきかもしれません。

ましたので、そのあらわれますいろいろな病変を先ほど申し上げましたが、目の水晶体にあらわれますものは比較的放射線に特徴的なものであるかもしれません。これは原爆の放射線に限らないのでございまして、たとえばサイクロトロンの実験をおやりになる方に昔から観察されておるのでございまして、それから、全身的なことになりまして、独特のものというのはいくらでもございまして、したがって、先ほど疫学的な調査をやつていて長期にわたつて私も勉強させていたいただいて、統計的に放射線を受けた方にはこういう病変が多いというふうな、非特異的ともいえますが、申しますと、そういうことでございまして、一例を申しますと、先ほど多発性骨髄腫というものが最近ふえてきていると申しましたが、原爆の被害者にあらわれたものも、私も学生時代に教わりました、そういう教科書の標本の写真などに教へて教へられているわけですが、差がないのでございまして。

○谷口委員 ありがとうございます。

大北参考人にお伺いしたいのですが、私は長崎でございまして、かつて長崎県で二世及び三世の問題を重視しまして意識調査をやつたことがございまして、やはり被害者と認定された方の二世に、関連あるなしは別として、非常に病弱であるとかいろいろな障害が出てきたわけですね。それについてお伺いしたいので、いままでのいろいろな研究データからどのように考へておられますか。

○大北参考人 けさほどお話もございましたように、二世に關する疫学的な調査の上では、特に目立った障害が現在までは認められておりません。

○谷口委員 では、もう一つ戻りまして玉木参考人にお伺いしたいのですが、現在の残留放射能といいますが、長崎でも調査をやつておられるのですけれども、三十数年たちまして、どこが一番やられたのかとすると判然としない状態になつておるわ

けですね。そういう状態の中で、いまいわれる核爆弾その他の爆発試験が行われて、それに加わっていろいろな弊害が出てきたと思います。が、そういう問題について何か所見がありましたら、お教え願いたいと思います。

○玉木参考人 お答え申し上げます。

特に長崎では西山という谷合の地区に放射性降下物が風に吹かれて落下いたしました。そして、それが他の長崎の地区に比べて、もう問題なしに計測しまして多いということがわかってるのでございます。その物質は放射性のセシウムなどでございまして、放射性物質の寿命といえますが、半減期が長いものですから、いまでも少し土壌など、植物などを調べると多いというのを聞いております。それがあの程度でどれだけ人体に影響があるであろうかという問題でございまして、非常に量が多ければ、これはもう大変な問題でございまして。しかし、長崎大学で調べたことによりまして、ごく最近と聞きましたが、あの地区で白血病の患者さんが二人見つかったというのを聞いております。これが統計的にそのほかの地区に比べて発生率が高いかどうか。何分人数が少ないのでありますが、それはいま長崎大学、それから私どもの方の疫学統計部の専門家が鋭意検討させていただいている、そういう段階と私は理解しております。

○谷口委員 時間の関係がありますので、参考人に対する質問は終わります。

ありがとうございます。

○葉梨委員長 次に、大橋敏雄君。

○大橋委員 私も、せっかく国会においでになりましたお二人の参考人に若干質問させていただきます。

まず、被爆者及び被爆二世に対する放射能の影響についてどのような研究を行っておられるのか、簡単に結構ですから説明願いたいわけですが、同時に、昭和二十九年、米国のビキニ水爆実験で多数の日本人が死の灰を浴びまして、その深刻な被害が大きな社会問題になったわけではござい

す。このビキニ関係の放射能影響については調査研究は進められているのかどうか、これもあわせてとりあえずお尋ねしたいと思えます。

○玉木参考人 お答えいたします。

第一のお尋ねは、被爆二世について現在どういうような研究が行われているかというお尋ねでございますが、けさほどもお答え申し上げましたように、疫学的な調査では、いまのところ、先天性の異常と申しますか、生れつきの異常が、被爆されなかった集団に比べて発生率が多いという成績は出ておりませんが、なお検討を重ねております問題がいろいろあるのでございます。

それから、これはいまのところ見つかからないというところでは安心がならないのでございまして、新しい遺伝学の領域でございまして、一つには、ごく少量の血液をいただいで、その中のリンパ球の中の染色体を追求していく。もう一つは、血液の液の方でございまして、顕微鏡で見える細胞の方はリンパ球がその一種でございまして、血漿あるいは血清と申しますが、その中のたん白質で人間の遺伝物質を担っていると言われている幾つかのたん白の変異体について、ごく新しい化学的な方法で異常があらわれないかどうか、鋭意調査を来年も引き続いて続行する予定になっているのでございます。そんなことで、この二世の方々に、もしかして憂うべき影響があらわれはしないか。いまのところ科学的な調査ははつきりしたものが出ておりませんが、なお検討させていただきます、そんなふうに考えております。

それから、ビキニのことでございますが、これはABC以来、私も放影研の研究の対象外になつておりまして、ちょっとお答えします資料もないのでございます。

○大橋委員 政府にお尋ねしますが、いまの放影研の先生のお話では、ビキニ水爆実験に関する放射能の調査あるいは研究等についてはやっていないということですから、政府として特に追跡調査等あったわけですから、政府として追跡調査等することをやられているのかどうか、お尋ねしたいと思えます。

○大谷政府委員 まことに申しわけございませんが、私どもの方は原爆二法に基づく関係の所管をいたしております、ビキニの関係は科学技術庁の方の所管でございまして、ちょっと私の方からお答え申し上げます。

○大橋委員 科学技術庁の方では当然真剣にこの問題と取り組んでいると理解していいですか。

○大谷政府委員 まことに申しわけございませんが、この点ももう一度確かめさせていただきますので御答弁させていただきます。

○大橋委員 この問題は、確かに原爆とは事情は異にしておりますけれども、放射能の影響ということについてはやはり深刻な問題でありますし、確認の上、もし中途半端な状態であれば、これもあわせて政府として徹底的に調査研究を進めるという方向で行かれますよう、大臣の方から手を打っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○野呂国務大臣 現行の原爆二法は、御承知のとおり、広島及び長崎に投下された原子爆弾の被爆者に対して、その健康を保持すると同時に、福祉の面において対策を講じていくというのが目的でございます。それから、ビキニで被災した船舶の乗務員をその二法において扱うことは、法のたてまえから申ししても不可能であると思えます。しかし、それに関連をしておる、こういう点でございまして、科学技術庁がどういうふうな判断を下しているか、これは政府といたしましてどういう考え方を持っておるかを明らかにいたしてまいりたい、かように思っております。いまのところ、これに対して、政府はこうあるべきだということに対しての私どもの考えは持っております。その中で、大変恐縮でございすけれども、私も国務大臣の一員として関係機関と十分話をしてみたい、かように考える次第でございす。

○大橋委員 放影研の玉木先生にお尋ねしますけれども、このビキニ水爆こそアメリカの手によって行われたわけでありまして、放影研は幸いにもアメリカと日本との共同作業であるわけですね。当然放射能の問題を研究、追求なさっているわけですから、むしろ日本側から放影研でもこの問題を取り扱っていくように意見具申をなさるお気持ちはないかどうか。

○玉木参考人 お答えいたします。

私どもの研究調査の対象は、いまのところ、広島、長崎で被爆された方々を無中心にいたしておりまして、手いっぱいとも言えるかと思えますけれども、この問題につきましては、一つには、けさほどおいでになっておりましたが、科学技術庁の放射線医学研究所の熊取先生を私どもの専門学術評議員にお願いしているのでもございます。日本側五人、アメリカ側五人おられるのであります。熊取先生にもこの問題について御意見を承り、それから無論日米双方の関係者にこういう問題について検討の余地がないかということとを諮っていくことはできると思えますが、いままでのところ放影研といたしましては研究の対象になっておりませんでした。

○大橋委員 また、ビキニ被災者の中で、後遺症といえますか、後障害と申しますか、いま問題になりつつあるというふうには私は理解しておりますので、ぜひとも前向きで取り組んでいただきたいと御要望申し上げておきます。

そこで、皆さんの研究されたその成果というのは公表されていくのかどうか、また、どのようにそれを活用なさっていくのか。

もう一つ、研究員の交流というものはお互いになさっているのかどうかということです。ということは、研究調査に当たっては研究所相互間の連絡を十分行うことが大切ではないかと私は思っておりますが、この点についてどうなるか、お尋ねします。

○玉木参考人 お答え申し上げます。

研究の成果の公表につきましては、けさほども簡単に御報告申し上げましたが、純医学的な論文の形式をとったもの、あるいは年報という形式のものを、日本国内、それから外国では主に米国の

医学研究関係の機関、それから申すまでもないこととでございますが、日米の私どもと関連深い行政機関、厚生省関係の方面に定期的にお届けしております。そのほか日本国内あるいは諸外国で発行されております専門の雑誌に投稿、専門の学会での講演、発表というように重なることを重ねてまいりました次第でございます。

それから、研究の交流、研究者の交流ということとは非常に大切なことであろうと思っております。いまから五年前に日米合同の医学の研究所として発足いたしましたときに、両国に関連がありましたので、形式は財団法人という形式になったのでございますが、その法人の寄附行為と申しますか定款に、この研究所の行う事業といたしまして、大学その他の研究機関との共同研究を行う、日本国内だけではございませぬが、そういうことが事業としてうたわれているのでございます。現実にはその寄附行為、ここにございませぬが、読みますと、来所研究員という制度がございまして、ある期間を定めて、ある特定の研究のテーマについて広島あるいは長崎に移っていただいて研究を一緒にやっていただく、そういう来所研究員なるものも一項を設けていただいております。

それからもう一つは、純学術的な面につきまして顧問の先生方を合計三十人毎年御委嘱申し上げているのでございます。それだけでなしに、純学術的なことについて専門学術評議員というのがございまして、それは日本側五人、アメリカ側五人、その中には、先ほどのビキニの被爆者、いわゆる第五福竜丸の事故のときの被爆者を最初から御診察になって、あの問題について一貫して研究を行ってこられました科学技術庁の放医研の、けさはどおいでになりましたが、熊取先生も私どもの専門評議員になっていただいているということと、この研究者の交流ということにつきましては、いままでもそうでございますが、なお一層御趣旨に沿って努めさせていただきたいと思存いたします。

○大橋委員 とにかく皆様の専門家というものは非常に貴重な存在だと思います。お互いの知識あ

るいは技術を十分交流なさって、それが国のために十二分に発揮されることを期待する次第でございます。

最後に、この際ですから、お二人の先生それぞれ、研究所がいま抱えている懸案といひますか、問題がありましたらならば、この際ここで言われてお帰りになったらいいと思ひますが、いかがですか。

○玉木参考人 お答えいたします。

懸案と申しますと、最初に一番これだけは申し上げたいと申すべきでしょう、申し上げたいことは、やはり先ほどの国内、国外の研究者の方々と交流でございます。それにつきましては地元の広島大学、それから長崎大学の研究者につきましまして、もう大北先生には絶えず御厄介をかけておまして、先生の研究室での研究会、夜なんかのカンファレンス、研究についての御討議会などがございませぬが、行き来させていただいてございませぬが、それ以外の研究施設、特に国立、公立の研究機関あるいは大学にお勤めの方をフルタイムの研究職員として広島あるいは長崎に来ていただきたいと思ひます。そういう方をずいぶん私もねらいをつけていると言つては失礼でございますが、あるのでございませぬが、そういう場合に身分が切れるといひますか、公務員としての身分が切れてしまふ、それから後でまた復帰できるかというような、そういうことについて、つまりそういう先生方の処遇の問題につきまして絶えず頭を悩ましております。私、懸案として一番申し上げたいことはそれでございませぬ。

○大北参考人 現在抱えている問題を忌憚なく言えという機会を与えてくださいましたので、一つだけ申し上げますと、われわれのところは文部省所管でございますけれども、一番頭が痛いのは定員削減の問題でございます。

それで、先ほど午前中のときにもお話が出ました被爆直後のいろいろな被災の全体像といひますか、そういうものはなかなかいまもってつかめておらないわけでございます。手始めに研究所が爆

心地から五百メートルの復元調査というのを始めたわけでございますけれども、予算もございませぬけれども、主として調査員等の手不足のためにどうしてもその仕事が進まない。広島市の御援助も得まして、その後は被災復元調査委員会、広島市の委員ということで二キロまで進めてまいりましたけれども、そこから先はまだ進まないといふうなことがございませぬ。われわれの方には原爆被災学術資料センターというのがございませぬが、そういうところの定員増といふのを毎年お願いをいたしておりますけれども、全体的なわが国の情勢からいいますと、削減はあつても定員増はないという現状でございます。その辺が一番頭が痛いというふうに思つております。

○大橋委員 いまお二人の参考人は、初めて国会においでになつていろいろと質疑応答を交わされたわけですが、最後に要望があればといふことでお話し申し上げた、お二人とも率直にいま述べられたわけでございますので、大臣、ひとつこの点を十分理解された上で、いまの要望が実現するように一層の努力をお願いしたいと思ひます。

参考人の方、どうも御苦勞様でございました。

○大橋委員 大臣、お尋ねします。私も国会に参りましてかれこれ十三年になろうかとするのですが、その間社労を離れたのは昨年科技特になつたと関係したときに離れただけで、あとずっと社労の委員の一人として働いてまいりました。毎年のように法改正が行われて、その都度被爆者の代表の皆さんと懇談したり、いろいろと相談に乗るわけでございますが、とにかく皆さんがおっしゃるには、死んでからでは遅過ぎる、われわれ議員が一生懸命皆さんの要望をひっ提げて働いているわけでございますが、それはわかる、わかるけれど

も、もう当然いわれる国家の責任のもとでやつてもうはうはうなんだから、われわれの要望は当然のことだといふことで実現しない方がおかしいのだといふような憤りにも近い気持ちですが、死んでからでは遅過ぎるという言葉に私はあらわれていると思ひます。要するに、昭和三十三年原爆医療法が制定されたまでの十二年間といふのが、実質的に被爆者は放置されていたと言つても私は言い過ぎではないと思ひます。いかに初めての体験の原爆とは言へ、放射能の人体への影響度、その基礎的研究に乏しく、治療法もなく、国の施策も全くなかつた。被爆者にとつては、あらゆる面でこの援護を一番必要とする時期に放置された。国は見るべき対策をとらなかつた。これに対する皆さんの思いといふものは、当事者でなければわからぬほどのものがあるのではないかと私は思ひます。

○野呂国務大臣 原爆被爆者対策は、政府といたしましては原爆二法制定以来つとにこの問題に努力をいたしてまいつたわけでありませぬ。遅きに失した感ももちろんございませぬ。しかしながら、さらにこれを推し進めるためには、たびたび申し上げておりますとおり、原爆被爆者対策基本問題懇談会においてその基本理念といふものを明らかにして手落ちのないように、そして唯一の被爆国であるわが国がその惨禍といふものを再び繰り返すことのない責めをわれわれはここに受け取つて、その犠牲になられた方々に対しては十分過ぎるほど十分に対応してもしかるべきではないだらうか、こういう考え方で今日まで対処してきておるわけでございます。まだ十分な点はあろうかと思ひます。基本懇の方で結論が出ますならば、その基本理念に従つて現在の原爆二法を改正し、あるいは被爆対策に対しては万全の対応をしていきたい、こういうふうに考えているわけでございます。当面する厚生行政、いろいろの問題がござい

ますが、スモンの問題もあり、あるいはこの原爆被爆者の問題もあり、いろいろ、われわれは繰り返してはならない、こうした犠牲者のために国は全力を傾けるべきである、こういう考え方で厚生行政を進めてまいりたい、かように考えておる次第であります。

○大橋委員 私どもは、原爆投下というのは国際法違反である、アメリカはその損害賠償の責任があつたわけですが、講和の際に日本政府はその損害賠償請求権を放棄をした、そうならば当然日本政府がそれにかわつて被爆者に対して補償責任があるのじゃないか、こういう認識に立つて、そういう理由から、いままでも政府に国家賠償に基づく援護法の制定を呼び続けてきたわけですね。当然のものだという認識なんです。野党はそれぞれにいろいろと考へを持っておりまして、けれども、小異を捨てて大同団結しまして共同提案をいたしたわけですね。いままでも国会に何回も実は出してきまして。衆議院では第七十二国会が初めて、共同提案であつたわけですが、七十三国会にも提出し、それが八十三国会、八十四国会と継続されて、この後の分は単なる理想的な法案ではなくて、これならば実現できると思はれるほどに詰めてきた内容の案でありまして、もちろん参議院の方でも七十四国会に提出されて七十五国会に継続され、七十六国会にまた提出されて七十七国会に継続された。

○大橋委員 先生御指摘のように、昨年来御審議をお重ねいただきまして、昨年の末には各団体の御意見を御聴取になりまして、またその後審議をお重ねになつておりますが、四月に長崎、広島の方へおいでいただいて現地を實際にのぞいていただく。また、五月には各団体においでいただいて御意見を伺われて、その後恐らくおまとめの作業にいつていただけるのではないかと、こういうふうな期待しているわけでございます。

ではないかと思ふくらいに期待が寄せられております。いよいよこの七人委員会の皆さんが長崎、広島へ現地調査に乗り出されるという報道がなされていただけてございますが、その状況について説明願ひしたいと思います。

○大橋委員 午前中にもお話があつておりましたが、この前の国会審議の際に、一年以内の速やかな時期に」ということで話がまとまつたということでございます。恐らく私も今国会中には結論が出るのではないかと、この期待を込めていたわけですね。いづれにいたしましても、先ほど申しましたように、原爆被爆者の要望している援護法ができるかできないかの瀬戸際だと私は思つておるわけですね。七人委員会の皆さんがどうして長崎あるいは広島へと現地に乗り込んでの調査、お帰りになると、当然積極的な審議がなされて結論が出るだろうと思つておるわけですが、きょう大臣のお話の中で、この結論が出ればそれを尊重して十分それに対応していきたいという答弁があつたように思ふのですけれども、仮にその七人委員会の皆さんの結論が予算的にいまよりかなり大幅に上回る内容になつたとした場合、大臣はそのつもりで尊重してやりたいと思つても、財政的に無理だということになつて実現できないということになれば、絵にかいたもちに等しいわけでございますが、気持ちの上では尊重するけれども、實際的には無理だということにはならぬのでしょ

うかね、そういうことはありませんか。

○野呂国務大臣 基本懇の結果を待たなければこのことを言及するわけにはまいらないと思ひます。

す。ただ、基本懇の結論を得ますならば、それに対して政府としては十分尊重をして、直ちに実施できることについてはそれこそ五十六年度予算からでも取り上げなければならぬ問題もありましようし、あるいはまたその他のいろいろな関連の問題もございまして、それらも十分調整しながら随時実施に持つていくといったようなものもあると思つてございまして。仮に基本懇の結論が出たから、直ちにすべての問題の処理に当たるといふことは困難な問題もあらうかと思ひます。しかし、その趣旨を踏まえまして、政府としては原爆被爆者の対策に対してはそれこそ全力を傾けていかなければならない、こういうことでございまして。単に財政的な問題に対して、私どもはいまどうこう言うべき問題ではない、かように考へておるわけでございます。

○大橋委員 結論的に申し上げますと、国家補償に基づく援護法というものに結論的にござまつていかねばならぬ。そうしないと、いかにそういう専門的な先生をこうして擁してみて研究さしてみても、そこにいかに限りは終止符は打たれないと思ひますので、その点は十分要望しておきたいと思ひます。

時間の関係もありますので、次に移りたいのですが、被爆者二世の健康調査についてでございます。

と、先ほどの参考人のお話によれば、二世にはいまだところほとんと影響はないように思ふという話でございましてけれども、厚生省としては具体的に健康調査をやつておるわけでございますけれども、その実情はどうなのかということ。私の考へとしては、この健康調査というのは一般的には大変喜ばれておるのではないかと、私どもは健康調査の子供であるというのを世に宣言するだけではないか、医療にもあるいは生活保障にも何にもつながらない現在の調査のあり方はナンセンスだといふ反対の声を起こつておるわけでございますが、こういう点をあわせて答へ願ひたいと思ひます。

○大谷政府委員 被爆二世の方の中には、健康面での不安を訴へて健康診断を希望される者が多いといふようなことから、本年度健康診断を実施いたしておりますが、これは順調に進捗いたしておりますが、まだ統計数字にまではまとめておりません。

それから、健康診断の結果どういふふうになるのか、いままでのところは、朝ほど来、放射線影響研究所あるいは広大の原研の先生からお話がございまして、いまのところ二世に健康上の影響が及ぶような徴候は認められないといふことでございまして、私どもの方でも今後の健康診断の結果を慎重に見守りまして検討いたしたい、かように考へておる次第でございます。

○大橋委員 被爆者二世の皆さんは、いま専門家のこうしたお話を伺つたり、あるいは実際に健康調査をされて大丈夫だと言われると本当に安心なさると思ふんですね。しかし、もしも自分で自分何があるのじやないかという不安を何となく抱いてる人々ばかりじゃないかと思ふのです。そういう意味でこの健康調査はもっと積極的に実施すべきであらうと私は思ひます。しかし、先ほど申し上げましたように、医療にも生活保障にもつながらないこうした現在の調査は全くナンセンスだといふ、厚生省の前に報じられていまして、私もこれはある意味では考えさせられたわけですね。現になければ問題ないわけですが、実際にあつた場合は、何かそれに関係してもし手当てをしなければならぬということが起これば、当然原爆二法の中で救済の対象として措置されるのかどうか、その点をちつとお尋ねしておきたいと思ひます。

○大谷政府委員 先ほど申し上げましたように、ただいまのところは直ちにその医療に該当せるといふ考え方は持つておりませんが、この問題につきましては、先ほど申し上げましたように、健康診断の結果を分析いたしましてそれによつて検

○大谷政府委員 先生御指摘のように、昨年来御審議をお重ねいただきまして、昨年の末には各団体の御意見を御聴取になりまして、またその後審議をお重ねになつておりますが、四月に長崎、広島の方へおいでいただいて現地を實際にのぞいていただく。また、五月には各団体においでいただいて御意見を伺われて、その後恐らくおまとめの作業にいつていただけるのではないかと、こういうふうな期待しているわけでございます。

○大橋委員 結論的に申し上げますと、国家補償に基づく援護法というものに結論的にござまつていかねばならぬ。そうしないと、いかにそういう専門的な先生をこうして擁してみて研究さしてみても、そこにいかに限りは終止符は打たれないと思ひますので、その点は十分要望しておきたいと思ひます。

○大谷政府委員 被爆二世の方の中には、健康面での不安を訴へて健康診断を希望される者が多いといふようなことから、本年度健康診断を実施いたしておりますが、これは順調に進捗いたしておりますが、まだ統計数字にまではまとめておりません。

討いたしたい、かように考えている次第でございます。

○大橋委員 要するに、事態に即した救済措置は当然考慮されてしかるべきであるということですよ。

長崎・広島の特に指定された地域には、土壌中にはかなりの残留放射能があるぞということで、第二回目の調査が厚生省の手によって五十三年度に実施されたはずですが、その結果はどうだったのか、あるいは結論的に言ってどのようなものか、お尋ねしたいと思います。

○大谷政府委員 昭和五十一年度及び五十三年度の二回にわたりまして残留放射能の調査をいたしました。が、結論的に申し上げますならば、各地域間に有意の差を認めることができなかった、こういう結果になっております。

○大橋委員　確かに私もその資料の一部を見させていただきましたが、核分裂生成成分が残留しているとは言えないと結論的に述べていますが、これは要するに、二回も行ったということです。は、確かにあるぞという不安の中から行われたと思うのですけれども、結果的にはシロであった、このように理解していいですね。

○大谷政府委員　そのように理解いたしております。

○大橋委員　ということとは、こうした放射能というものは時がたてばむしろ自然に消滅していくのだなというふうに考えていいのでしょうか。

○大谷政府委員　私も放射線の専門家ではございませんが、やはり雨に流されたり、いろいろそういうようなこともございますし、長年の間に半減していくわけでございますから、それはやはりだんだんと消滅していくというふうに考えるわけでございます。

○大橋委員　では、次の問題に移らせていただきます。

午前中にも質問が出ておりましたけれども、日本と韓国との間に、政府間ベースによる韓国人の被爆者に対する治療等について、かなり具体的な

お話が進んでいるように伺うわけでございますが、何か二月二十五日ですか、厚生省の方から責任者を韓国に派遣をしたということをお聞きしておりますけれども、そういう点、具体的なお説明をお願いしたいと思います。

○大谷政府委員 二月二十五日から二十八日まで、原爆病院のお医者さんとわが方の事務官を韓国に派遣いたしましたして、約十名のこちらへ来ていただく方を選定いたしましたして、近く来日される、そしてわが方の病院で治療をお受けになるというふうにいたしましたわけでございます。けさも御質問ございましたけれども、その後の状況につきましては、私ども、紙の上ではいろいろ計画を立てられるわけでございますけれども、実際にどの程度治療でどういうふうになっていくかという問題につきましては、この十名の方をとりあえず治療をいたして様子を見まして、そしてその後の問題も考えていきたい、かように考えている次第でございます。

○大橋委員 これは新聞報道でございますけれども、韓国被爆者協会の会員は六千人だというふう
に載っているのですけれども、六千人すべてが治
療を受けなければならぬような状況の方とは思え
ませんけれども、いまのお話では十名程度の人を
日本に呼んで治療する、その結果においてまた新
しく考えていくのだなという話ですけれども、
大体の基本的な方針といいますか、考えといいま
すか、計画といいますが、そういうのは全くない
のですか、それとも大体こういうことではないか
という方針は決まっているのですか、その点をお
尋ねします。

○大谷政府委員　これは韓国側の方でもいろいろ計画があるものですから、私どももいたしましては韓国側とできるだけ打ち合わせをいたしまして、向こうの御希望に沿った形でやっていきたいというふうに考えておりますが、国内の方の医療の事情もございますから、これは全部入院していただくわけですが、病床等の問題

もございますので、先ほど申し上げましたように、当面この十名の方に入っていただけで、一体どういうふうになっていくのか、それによって今後の計画を立てたい、かように考えているわけでございます。

○大橋委員　大臣、原爆二法は国籍に関係なく適用される、これは原爆の特異性からとられた措置であると思います。そういう立場から、韓国の被爆者に対する手当てというものが今後は大きな問題として浮かび上がってくると思いますので、大臣の考えもちよつとこの際聞いておきたいと思っています。

○野呂国務大臣　先ほどお答え申し上げておりますとおり、韓国の方で被爆を受けた方々が数多くあるわけでございますが、そのうちテストケースとして十名の方が日本に來られて治療を受けられるということでございます。今後韓国政府の方からもこの問題についていろいろの要請があるうかと思ひます。そういう要請は二国間で十分話し合つて受け入れるべきものは受け入れ、また韓国の原爆被爆者に対する治療問題についても積極的に取り組んで、こちらから医師を派遣するなりあるいはまた治療のために來日される方々をたくさん受け入れていくというふうに、より具体的にそのケース、ケースによつて問題の解決を進めていきたいというふうに考えております。

○大橋委員、午前中の質問の中で、原爆の諸手当等の増額が図られるけれども、それは税金の対象にはならぬのだらうなという質問に対しては、非課税でございませうという話が出ておりました。このたびは社公民の三党による予算修正の闘いが行われまして、最終的には千四百十四億円の合意がなされ、その関連で原爆被爆者の諸手当がさらに引き上げられることになったわけでありますが、税金の方は非課税だということではなかったわけですか。いずれにしましても、五十五年度において政令の改正によって医療手当等の増額及び各種手当の所得制限の緩和が図られると聞いているわけですが、どの程度の緩和をなさるのか、お

尋ねいたします。

○大谷政府委員 所得税額で、従来四十三万を四十九万に限度額を上げることになっておりますが、しかし、これはいわゆる九六％ラインとすることで、パーセントといたしましては前年並みに、金額としては限度額を引き上げた、こういう形になっております。

○大橋委員 国家補償に基づく援護法ということになると、所得制限云々が大きな問題になってくると思うわけでございますが、いづれにいたしましても、この所得制限ということは七人委員会の結論を得て、われわれは当然これは撤廃すべきだという基本的な考えを持っていたわけですが、それに譲ることにいたします。

もう時間が参ったようにございますので、最後に一言お尋ねしたいのですが、日本弁護士連合会から、五十四年十二月十五日付の被爆者援護法に關する報告書というものが私の手元に届いたわけでございますけれども、これは野呂厚生大臣にも手渡したということが報道されておりましたが、大臣、お受け取りになったかどうか、それだけちょっと聞いておきたいと思ひます。

○野呂國務大臣 受け取っております。

○大橋委員 要するに、これは第一回が五十二年七月に調査報告書が発表されて、国家補償の原理に基づく援護法を提唱したわけですね。要するに、現行二法の不十分さあるいは不徹底さを指摘して、いたわけてごいいますが、今回ののはその第二段とも言うべきものだということのようです。先ほど私も申し上げましたように、従来原爆投下は国際法違反である、米国への損害賠償請求権を講和の際に放棄したわが国政府に補償責任があると、いう理由づけがいままでなされてきた。私たちもそれをもって追及してまいりました。しかし、今度の報告書は、国が戦争を開始、遂行したことが違法かどうかは別にして、その結果国民に重大な被害を生じたのだから補償の責任があるという、つまり結果責任の問題が非常に強調されているわけです。結果責任に基づく国家補償の法律がいい

〔山崎拓〕委員長代理退席、委員長着席〕

○大橋委員 最後に、原爆被爆者に対して国家補償に基づく援護法をつくるべしという意見に対して否定的な意見を述べる人の中には、たとえば軍人軍属などとは違って、要するに国と被爆者との間には身分がないということをよく言う人がいる

○葉梨委員長 次に、岸田文武君。

私、広島に生まれた者として、この御審議中の法案についてはかねてから大きな関心を寄せてまいったものでございます。今回この法案が改正されるというこの機会に幾つかの点についてお尋ねをさせていただきたいと存じます。

まず第一にお尋ね申し上げたいのは、原爆被害者対策基本問題懇談会、この進行についてでございます。昨年の法案審議以来の大きな出来事でございますし、それだけではなくて、むしろこれからの被爆者対策の方向を決める大切な課題である、こういう感じで私どもも受けとめておりますので、まずこの点からお尋ねをさせていただくわけでございます。

昨年の六月に各界の権威の方にお集まりをいた
だいてスタートしたこの基本問題懇談会、今日ま
でどういうふうに審議が進められてこられたか、
また、これからどういう方向で審議をおまとめに

○野呂国務大臣 基本問題懇談会は、仰せの

御審議を願っておるわけでございます。この四月

○岸田委員　ただいまのお話で、近く広島、長崎

において被爆者から直接事情を聞かれますのと、これは広島にとつても大きな期待であらうかと存じます。私は原爆被爆者の問題といふものと存じます。私は原爆被爆者の問題といふものと存じます。私は原爆被爆者の問題といふものと存じます。私は原爆被爆者の問題といふものと存じます。

また、いま伺いますと、五月には、昨年の十二

ただそうは申しますものの、この審議、御熱心によつていただいておりますことはありがたいものの、スタートしてからこれ相當の月日がたつておるわけでございます。もうそろそろ大筋の方向ぐらひは見えたのではないか。先ほど非公開というようなお話もございましたけれども、せめて大筋の方向ぐらひでもこの席でお漏らしいただくことはできないものであらうかどうか、ひとつこれは大臣の方にお願ひを申し上げる次第でございます。

○野呂国務大臣　私も二回にわたりましてこの懇談会に出席をいたしまして、早く結論を出したいだくようにお願いを申し上げ、また私も政府としての原爆被爆者対策としての考え方、あるいは姿勢の一端なども述べたこともあるわけでございますが、いろいろな問題は大きな問題でございいます。理念というものを決めていく場合に、たとえば国家補償とは一体何なのか、あるいは国家補償の対象というものはどういう方面にあるべきもののなか、またどこまでが国家補償なのか、私は、理念と一口に申しまして大変大きな問題であると思います。今日までなかなか基本的な理念というものが簡単に打ち出し得なかった、そういうところにおきましてこの理論を明確にするためにはかなりの時間が私には必要ではないか、かように考えるわけでございます。いま外からどういう考え方で行われるのかどうかということを察知することも大変でございました。われわれはとにかくこの問題に御熱心に取り組んでいただいております先生方に対してむしろ敬意を表しながらその結論の出ておることをお待ちを申し上げます、こういう状態でございますので、およそ懇談

会がどういう方向に向かつて検討されておるかという事については定かにはできない、こういう事情であることを御理解願いたい、かように思います。

○岸田委員 いまの大臣の御答弁の趣旨、私どもにもわからないでもないような気がするわけでございますが、ただ一つだけ私確をさせていただきます。この基本問題懇談会、そもそのスタートが、社会保障審議会の答申を受け、さらにまた最高裁の判決を踏まえた上でスタートをしたものである。その判決においては、被爆者に対する援護の問題はまさに国家補償的配慮が制度の根底にあることは否定できない、こういう理念が貫かれておる。私どもは、そういう理解のもとでこの懇談会を見、また期待も持っております。委員の皆さん方がいまのような点について十分腹に入れ、考え方をそろえていま御審議を賜っておる、この辺の理解は私どもの理解として持つてよろしいかどうか、この辺を改めて確認をさせていただきたいと思ひます。

○野呂国務大臣 七人の先生方も、いろいろの背景があり、同時にいままでの経過もございますから、十分その意を含んで検討されておることだ、かように私も考えておるわけでございます。

○岸田委員 私、昨年の国会の審議の議事録を振り返って読んでまいりましたが、その折に、審議の経過の中で、この懇談会の答申はおおむね一年で何らかの答えを出したい、少なくとも大筋の方向だけでも一年のうちには明らかにしていきたいというのを御答弁になつておると記憶をいたしております。まさにいよいよ一年が近づいてまいつておるわけでございますが、六月からスタートしたとすれば、ことしの六月、そのころには大体答えが出される、こういうふうな考えをよろしいのかどうか、この辺についてお答えをいただきたいと存じます。

○野呂国務大臣 答申の時期はいつかということとは基本懇自身のこれからの作業によることでございまして、いま外から明確にいたすわけにはまい

らないかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、五月には原爆関係団体の意見を聴取されることに相なつております。したがって、六月には大体のいままでの調査の作業の最後の取りまとめに入られることではないだろうかというふうにも期待いたしておるわけでございます。しかし、先ほど申しましたとおり、大変重大な問題なだけに、七人委員会におかれましても、慎重にその理論を詰めていく場合、その日時を切つて結論を出せというようなこともなかなかむずかしい問題ではなからうか、かように思ひますけれども、まあ秋までにはこれは何とか結論が出るものだと私も考えるわけであります。しかし、二回にわたりました懇談会に速やかにひとつ結論を出していただきたいということをお出しなさいましてお願いを申し上げておりますので、あるいは六月に結論を出していただくことになるかも知れません。したがって、いま私の口から何月には結論が出るだろうというこの推定はできないのであります。したがって、厚生省としては皆さんと御同様に一日も早く結論を出していただきたいということを重ねて今後とも要望を続けてまいりたい、かように考えております。

○岸田委員 恐らくこれだけの問題でございましてから御審議を願わなければならぬ問題も多々ございまいしょう。また、それぞれの委員の方々の意見の一つの取りまとめとだけども、拙速をするよりはやはり十分納得のいく答えを得るようになりたい、こういうお気持ちも私も十分理解できるわけでございますが、片方で、被爆者の方々が大きな期待を持ってこの答えを見守つておる、正直に申し上げて一日千秋の思いで答えが出るのを待つておる、このこともぜひ頭の中に入れて入れていただきた、こういうことをまずお願いをするわけでございます。

いまのお話で、六月には取りまとめに入る、順調にいけばわりあい早目にいくかもしれないし、そうならない場合にも秋までにはというような感

じの答えがございましたこと、これは私一つめとして大変大切な答えをちょうだいしたような気がいたしておるわけでございます。

実はそうなりますと、またよい心配がもしませんが、来年度の予算との関係がどうなるのか、この辺をひとつあらかじめお聞かせ願ひなければならぬのではないかと気がいたします。当初の予定どおり六月にある程度の方向が打ち出されるということであれば、それを受けて作業が進められ、通常の八月末の大蔵省に対する概算要求には新しい考え方に基づいた新しい予算要求が行われる、こういうことが可能ではないかと思うわけでございますが、それが延びてしまつた、仮に秋になつたというようになると一体どうなるのだろうか、もうバスが発車しておるからとしまして間に合ふね、その次のバスまで待つてくれというのではやはりこれはおさまるものではないという気がいたします。そういう場合に、仮にこの話で恐縮でございますが、秋にでもなつた場合には、予算の追加なりあるいは予算の組み替えなり、それは私も任せてもらいたい、こういうようなことをおっしゃつていただけたらいいかどうか、これはひとつ大臣からお答えをいただければと存じます。

○野呂国務大臣 基本問題懇談会の結果が出なければいま仮定の上で答えを申し上げることは大変むずかしいことではございますが、仮に五十六年度から少なくとも懇談会の結論に基づいて速やかになすべきことであるならばこれを具体的に取上げていかなければならぬと思ひます。あるいはさらに検討を重ねていかなければならぬ問題もあるかと思ひます。それはいろいろの問題に対して、適切に政府としては処理してまいりたい、かようにお答え申し上げる以外に、いまのところ仮定の問題としてこれ以上お答え申し上げることはお許しを願ひたいと思ひます。

○岸田委員 それでは、法案の内容に入つてお尋ねをさせていただきます。

○大谷政府委員 健康管理手当の額につきましては、国民年金法に基づく老齢福祉年金と同額というのを基本といたしておりまして、特別手当のうちで、認定疾病の状態にある者に支給する特別手当の額というのを健康管理手当の三倍、また認定疾病の状態にない者に支給する特別手当の額をその半額、つまり健康管理手当の額の一・五倍というふうにしております。さらに、保健手当につきましましては、健康管理手当の半額というふうにしておりまして、今回は老齢福祉年金の引き上げに準じまして、これに連動して手当の額の引き上げを行う、こういう考え方に立つております。

○岸田委員 いまのお答えに關連をしまして、私、かねがね疑問に思つておることなんですけれども、なぜこの法律に基づく健康管理手当と老齢福祉年金というものが横並びになつてゐるのか、また、ならなければならぬのか。少なくとも論理的にはそういう必然性はないのではないだろうか、こういう気がするわけでございます。そしてまた、事実過去の例をひもといてみましても、健康管理手当が老齢福祉年金を上回つていたこともかつてあったように記憶をするわけでございます。私は、原爆被爆者の特殊性からいいますと、そういうふうな上回るという考え方をとつてもおかしくない、そういう議論も当然あり得ると思ひます。こういう点についてどうお考えなんでしょうか。やはり横並びでは不十分だということもな声も私は聞くものでございますから、ひとつ御見解をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○大谷政府委員 健康管理手当がどういう性格の

ものであるか、いろいろ過去に経緯がございます。大変むずかしい経過がございますが、昭和五十一年度以降、一応老齢福祉年金と横並びということで全体を整理いたしまして、先ほど申し上げた運動の形をとるようになっておるわけでございますが、いづれにいたしましても、先ほどから大臣も答弁申し上げておりますように、手当をどうするかという問題は、まさに制度の基本的なあり方から発する問題でございます。私どもとしては、原爆被害者対策基本問題懇談会の結論をいただいた上でこの問題については考えてまいらなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○岸田委員 いろいろな経緯があつてとおっしゃいました。理屈はともあれ、今日においては健康管理手当と老齢福祉年金が同額というルールで予算編成が行われ、また法案が用意をされておる、これは事実でございます。

ただ、その事実の上に立つた上で、また新しい心配が出てくるわけでございます。御承知のとおり、今回の予算成立の経過で、老齢福祉年金の修正という合意が成立を見た。そうすると、老齢福祉年金が修正をされる場合に、原爆手当の方もやはり修正しなければおかしいということになるうかと思つてございまして、政府として、そうなれば当然修正も受ける用意あり、こう理解するものでございまして、この辺のお考えのほどをひとつお聞かせをいただきたいと思つております。

○野呂国務大臣 これは私からお答えした方がいかと思つてますが、政府といたしましては、国会で原爆特別措置法の一部改正案をいま御審議を願つておるわけでございます。今後本委員会におきまして御審議の中でその内容が固まった段階で、国会での御意見に基づきまして誠意を持って検討し、適切に対処したいと考えておるわけでございます。

○岸田委員 それでは次に、従来から問題になってまいりました、また先ほども質問の中に出ておりました所得制限の問題についてお尋ねをさせていただきます。

いただきます。

従来は、この特別措置法は社会保障立法だといふような頭の整理のもとに手当の所得制限が付きつておるんだ、こういう説明を受けてまいつたわけでございますが、これについてどうも二、三お尋ねをしておかなければならないことがあるような気がしてなりません。

まず、そのお尋ねの前に、所得制限の実態について概要をお聞かせをいただき、それに基づいてお尋ねをさせていただきたいと思つております。所得制限の基本的な考え方、あるいはいまだどういふ範囲が所得制限にかかつておるのか、また、かからぬ人というものが全体としてどのくらいあるのか、まずその概要を御披露をお願いいたします。

○大谷政府委員 原爆特別措置法に基づきます各種手当につきましては、被爆者の方のうち、被爆によりまして一般の方々と異なる出費が余儀なくされておるのではないかと、いふふうな、経済的に特別の需要のある方に対して支給するといふたてまえをとつておまして、経済的に余裕があつてみずからの力でこれらの需要を満たし得る方につきましては所得制限を行う、こういうたてまえで所得制限を実施しているわけでございます。

支給制限に該当するかどうかは、前年度の所得税額というものを基準にいたしまして、毎年六月支給分から見直しを行うこととなっております。五十四年度では、支給率九六％のレベルで、標準四人世帯の所得税額四十三万六千八百円というものを限度といたしております。五十五年度予算におきましては、四十三万六千八百円の限度額を四十九万二千六百円に引き上げるといふふうにしておりまして、これは支給率につきましては九六％そのままということになっておるわけでございます。

○岸田委員 いま所得税額で御説明がございましたが、私どもにもっとわかりやすく理解をさせていたいただくために、所得の額で言えどどのぐらになるのか、五十四年度、五十五年度それぞれお教えをいただきたいと思つております。

○大谷政府委員 年収で申しますと、年額六百二十万四千二百六十円というのが四十三万六千八百円の所得税額に該当するわけでございます。四十九万二千六百円に五十五年度は上がりますが、それにつきましては、六百五十六万六千五百円という年収の方が該当するわけでございます。

○岸田委員 いままでは余裕のある人は自分でやっていたらよろうという考え方であつたかもしませんが、これからは基本問題懇談会でその考え方の根底から議論を願うわけでございまして、その答えに私どもは大きな期待を持っております。その答えに私どもは大きな期待を持っております。その答えに私どもは大きな期待を持っております。

いま所得制限がある、そのことのためにすいぶんむだな手間がたかさんかかつておるということを感じておるわけでございまして、三月の納税申告を済ます。そうするとすぐ納税証明をとつて、今度は特別措置法の手続に備えなければならぬ。しかも、先ほどのお話でございまして、九六％は所得制限にひつかからない。問題は四％である。その四％に該当するかどうかということを調べるためにたくさんの方がそれぞれの手続をしなければならぬというところは、正直に申しますと、行政の簡素化という今日の時代からいいますと、何か割り切れないものがあるやうな感じがいたします。

もちろんこれは従来から厚生省としては撤廃したいというお考えをお持ちのように私も聞いておりますし、そういう御努力も願つておるかと申すわけでございまして、どうもその辺のところについてもう少し割り切つた考え方はとれないものだろうかというのが素朴な感じがございまして、御意見があればお聞かせ願ひたいと思つております。

○大谷政府委員 確かに先生御指摘のような点があるうかと存じまして、かつて厚生省でも予算要求をいたしたことがあるわけでございましてけれども、先ほどから申し上げておりますように、所得制限の問題、たてまえ論になりますと、これは制度の基本的なあり方に関連するということになります。

ますが、先ほどから何度も申されております基本懇での御審議の結果を待つて考えたいと思つておる次第でございます。

○岸田委員 もう一つ、私いまの所得制限の問題に関連をしてお尋ねを聞かしておいていただきたいことがございまして。それは先ほど所得制限による支給率九六％とおっしゃいました。従来は毎年少しずつ改善が図られてまいつたわけでございまして、なぜことしは足踏みをしなければならぬか、なぜことしは足踏みをしなければならぬか、このあたりが、恐らくお答えとしては、基本問題懇談会で議論しているからというお答えになるのかもしませんが、私は従来の考え方とこの基本懇と必ずしも結びつけて考えなくてもいい問題ではないか、こういう感じもするわけでございまして。恐らく来年になれば大きな新しい発想の転換があるのだから、ことしくらいはとりあえずはそうごたごたせず、そういうお考えならそれで結構なのですが、お考えのほどをひとつ聞かしておいていただきたいと存じます。

○大谷政府委員 今年度の予算要求で、私どももいたしましてでもできるだけ被爆者の方々に手厚くいろいろ措置いたしたいという考え方です。やつてまいつたわけでございまして、そういう意味で所得制限の問題につきましては、いま先生御指摘のやうな点もございまして、九六％という線そのままだなつたといふやうな経緯でございます。

○岸田委員 それでは、少し話題を変えて、被爆二世の健康診断の問題についてお伺ひしたいと思つております。

五十四年度に実施されました健康診断、まずもつてその目的、内容、簡単に御報告を願ひたいと思つております。また、全体の二世の中でどのくらいの方が調査の対象になつたのかといふやうな点もあわせて御報告をお願いいたします。

○大谷政府委員 被爆者二世の方々には健康面でいろいろ不安があり、また健康診断を希望される方が多いという現状にかんがみまして、被爆者二世の方々の健康実態を把握するとともに健康管理に資するということを目的といたしまして、希望

者に對しまして健康診断を実施するというふうにいたしたわけでございます。診断事業につきましては各都道府県、広島市、長崎市ごとに協会が委託します医療機関で現在実施いたしております。検査につきましては一般検査と精密検査を行うことにいたしております。精密検査につきましては、一般検査の結果、さらに精密な検査を必要とする方々につきまして行っているわけでございます。また詳細の正確な統計数字を把握して御報告申し上げる状況ではございません。見込みといたしましては、大体一万八千件の一般検査の受診者というのを予想いたしております。

○岸田委員 ところで、いまの答えに關連をして一番問題になってまいりますのは、二世における放射能の遺伝的影響、これがどういふ答えが出るのだからかという点が恐らく一番気になることでもあります。また心配される向きの多い問題でもありうかと感ぜられるわけでございます。この問題についてはむしろもう内々にしてしまつた方がいいというお考えの方もありませんし、あるいはまた、もう心配ないなら心配ないではっきりさせた方がいいんじゃないかという御意見もあろうかと思ひます。そういういろいろな意見もお踏まえになつた上で、今日までお調べになつた結果からくみ取れること、可能な範囲でお答えをいたしたいと思ひます。

○大谷政府委員 被爆者二世の方々の遺伝的影響の問題につきましては、私どもとしても重大な問題として受けとめておるわけでございまして、従来動物実験をもとにいたしまして人の場合に放射能の遺伝的影響として予想されると言われておりますのは、一つは、先天性奇形の頻度が上昇するのではないかと、二番目には、自然死産が上昇するのではないかと、三番目には、自然死産が上昇するのではないかと、四番目には、周産期死亡率、新生児死亡率の上昇があるのではないかと、五番目には、新生児の発育低下があるのではないかと、六番目には、新生児の性比、つまり男女比の問題でござい

ますが、性比が変動するのではないかと、こういうふうな六項目について動物実験で言われているところでございまして。しかし、この問題につきましてはけさほど来、放射線影響研究所の理事長さん、あるいは広島大学の医学研究所長さんのお話にもありましたように、ただいままでのところでは、いろいろな人間について直接調べた結果では、そういうふうな影響は証明されていないというところでございまして。

○岸田委員 今日まで調べたところでは、影響らしいものがそう顕著に見当たらないというお答え、私にとつては大変うれしいことのように感ぜられるわけでございしますが、と申ししましても遺伝的影響と一口に言われながら、恐らくその内容というのはずいぶん幅の広いものではないか。これは私の素人の感ぜるところでございまして、いま五項目が六項目にお挙げになりましたが、果たしてそれだけで十分なものなのだろうか。もっともいろいろ幅の広い視野から考えなくちゃならない問題があるのではないかと、そういう感じもぬえないうような気がするわけでございまして。したがって、せつかく遺伝的影響の調査に着手されたわけでございしますが、これからどういふふうにお進めいただく予定であるのか、お心づもりのほどをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○大谷政府委員 何分人類初めての悲惨な経験でございまして、この問題については慎重に對処しなければならぬというふうに考えております。従来からも放射線影響研究所におきましては研究が行われるよう、私どもとしても研究費を準備いたしましてお願いしているわけでございしますが、今後ともこの方面についてはそういった不安の点についてはつきり解明する研究を促進いたさなければならぬというふうに考えている次第でござい

○岸田委員 次の質問は、韓国人被爆者の渡日治療、この問題についてでございます。私も先般原爆病院へ参りましていろいろ話を聞いておりまして、このことが新しい話題として皆さん非常に

常に関心の的になっておたわけでございまして。従来からいろいろの話がこの問題については積み重ねられてまいつたわけでございしますが、なかなか具体的に進行しない、そういう中であつてわが党の木野代議員が現地に赴いて政界ベースで新しいこの問題についての道を開かれた。私は大変画期的なことではないかという気がするわけでございまして。この新しい道に沿つて先般調査団が派遣され、また現地でいろいろの打ち合わせが行われたように聞いておりますが、これはほかの方の質問とあるいは重複するかもしれませんが、その間の経過及び今後の見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。

○大谷政府委員 諸先生方の御努力によりまして在韓被爆者の方々の渡日治療が実現するようになったことは、まことにありがたいことでござい

ます。二月二十五日から二十八日まで間に原爆病院の医師とわが方の事務官が韓国に参りまして、十名の患者さんを一応テストケースということで来ていただくことにいたしました。この方々を近くわが方の原爆病院初め医療施設に迎え入れまして治療を行う。これにつきましては私どもの方で原爆医療法、原爆特別措置法によつて措置をする、こういう考え方に立つておりますが、そういった実態を踏まえまして将来どのように持つていくかという問題については韓国側等の要望等も受けてまして十分相談し合ひながら進めてまいりたい、かように考えているわけでござい

○岸田委員 本件は政界ベースという形で新しい窓口が開かれたような形ではございますが、その意味で画期的なことではございませう。ただ私、これは一つのスタートであつてこのスタートを受けてこれから外務省なり厚生省なりがいかに実務面でフォローアップされるかということが一番大事になつてくるように感ずるわけでござい

ます。せつかくの新しい道が十分な成果を上げられますように心から切望する次第でござい

ます。この点についてはお答えは必要ございません。

以上、いろいろなお尋ねをいたしてまいりました。

た。なおまた、私のこの問題に關連をして、恐らくほかの方々からいろいろ御質問もあつたか、あるいはあろうかと思ひますのであえて細かく触れませんでしたけれども、対象地域の拡大の問題がやはり一つの大きな宿題として残されておる。このことは広島におります者からしても大きな関心の的になつておるところでござい

ます。私はやはりあくまでも科学的根拠がなければならぬというところはよくわかつておるつもりでござい

ます。しかし、従来の考え方方に余りこだわつても身動きがならないのだというところでなく、やはり諸般の事情をよく踏まえながらみんなが納得のいくような答えを出す、こういうことのために引き続き御尽力、御配慮のほどをぜひお願い申し上げたいと思ふ次第でござい

ます。私、毎年八月六日を迎えるたびに思うのでございますが、広島市の町は年を経るごとに新しい装いに変わつてまいります。しかしながら、その広島にとつて原爆の思い出というものは決して消えることはございせん。いや、むしろこれを消すことなく、語り伝えていくということがわれわれの大切な務めではないか、こういう思いでいっぱいなのでござい

ます。どうぞ今後とも国の格段の御協力、御支援を心からお願ひ申し上げたいと思ひます。最後に、大臣からこの原爆者援護の問題についての御決意を承りまして、私の質問を終わらしていただきますと思ひ

ます。○野呂国務大臣 たびたび申し上げておりますとおり、当面する厚生行政の大きな課題は、原爆被爆者に対し、手厚い処遇をし、そして一日も早く少しでも御安心いただけるような国の方針を明らかにし、その対応をしていかなければならない、こういう決意でござい

ます。皆さんのいろいろな御要望は当然のこととして厚生省としても全力を傾けてまいりたい、かように考える次第でござい

○岸田委員 終わります。
○葉梨委員長 次に、山本政弘君。

○山本(政)委員 被爆者が何を望んでおるかということはもう大臣も御承知だと思えますけれども、被爆者の人たちは人並みの生き方をすること、これを望んでおるのだと思ふのです。もう一つは、これまで生きてきた、正確に言えば生き残ったという言い方が正しいかも知れませんけれども、そういうことの意味を考えながら平和というものを訴えてきておる、少なくとも私はそう理解しておるわけです。

そこで、きょうは国家補償について、いままでも多くの委員の方が質問してまいりましたし、そしてきょうまた恐らく質問があつたらう、こう思ひますけれども、おさらいの意味で政府の見解をお伺いしたい、こう思ふわけでありませうけれども、その前に二月十八日、日本原水爆被害者団体協議会、被団協の人たちが政府・与党に対して陳情したと思うのです。そのときに、もちろん国会へも請願をしたわけでありませうけれども、衆議院の難尾議長は、援護法案提出時には誠意を持って当たりたい、こうおっしゃつておる。それから、与党自民党の櫻内幹事長は、援護法の趣旨はよくわかつた、政府と緊密な連絡をし、御趣旨に沿うように努力をする、こうおっしゃつておる。また、田村予算委員長は、私も被爆者で原爆手帳を持っている、被爆者の苦しみは一般戦災者のそれとは同一視することはできない、被爆者は国の犠牲になつたことを忘れてはいけない、こうおっしゃつておる。そして、そういうことについての仲立ちをした自民党の代議士の方がこうおっしゃつておるのです。いままでも援護法の請願書の提出受理が拒否されてきたことを思えば画期的な前進である。私は自民党が援護法の請願受理をいままでも受け付けなかつたということについてちよつと意外でありました。しかし、二月十八日の時点では援護法の請願の受理を受け付けるように自民党の態度も大きく変わつてきたというふうに私は理解をしてゐるわけでありませう、そのときに野呂厚生大臣に対しても被団協の方々が陳情なすつたと思ふわけでありませう。被団協の新聞によれば、野呂

厚生大臣は戦争が起きないための努力はやはりしなければならぬ、そして基本懇の答申を尊重しなければならぬ、こうおっしゃつておるというふうには私は理解しておるわけでありませう、与党の態度が大きく変わったということに対して、そして、いま私は議長、幹事長、予算委員長の言葉、そういうものを申し上げましたけれども、いま改めて大臣の感懐をひとつお聞きしたいわけでありませう。

○野呂国務大臣 原爆被害者対策につきましましては、その特殊な事情を配慮いたしながら、社会保険制度とは言いながら国家補償的な配慮をいたしながら、今日まで原爆医療法及び原爆特別措置法を制定してその対策を推進してまいつたわけでございます。したがって、今日国家補償の精神に基づき援護法を制定してどうかという大きな動きに政府としては対応すべきときが来たのではないかとこのように考へておるわけでございます。それは言うまでもなく、五十四年一月の社会保険制度審議会の答申においても、また八十七国会におきます各党一致の附帯決議にお示しを願つておる方針に従つて考へることが出来るわけでございます。したがつて、厚生大臣の諮問機関でございます原爆被害者対策基本問題懇談会、これにおいて鋭意御検討を願つておるわけでございます。この対応が大変遅きに失した感があらうかと私は思ふのでございませう、いまお話しのとおり、政府といたしましてはこの懇談会の結論を待つて適切に対処し、被爆国としての、日本だけがこうした大きな犠牲を受けたわけではございませう、この犠牲の方々に対して遺憾のない対応をすることが国の責任でもあらう、かように考へるわけでございます。われわれは結論を待ち、それに対して適切に機敏に対応してまいりたい、かように考へておる次第でございます。

大変失礼な言い方かも知れませうけれども、厚生省の方は基本懇待たれどというお答えをするに違ひないというふうにお思つたのですが、いまやはり私が予想したような御返事をいただいたわけでありませう。繰り返して申し上げますけれども、衆議院の決議というものは、いま申し上げたように「国家補償の精神に基づく」ということなんです。

そこで、私は政府がなぜ制定しないのか、こう思ふのです。国がその責任において戦争を開始し、遂行した、そしてその戦争によつて大變大きな被害を受けた原爆の被害者が、終戦後三十四年たつてゐるのです。そしてなお、きわめて不十分な手当を受けるにとどまつてゐる。私は、政府が速やかに国家補償の原理に基づいた被爆者援護法を制定すべきであるという考え方に立つたのですけれども、どうもそういうふうではない。

そこで、これは日弁連の方からありましたけれども、結果責任としての国家補償というのがある。つまり、原爆の被害というものは、米軍機の原爆投下行為によつて生じた、それは日米両国間の戦争そのものがなければ起こらなかつたんだ、そしてその戦争は日本政府が開始し、遂行した交戦行為によつて起こつた、したがつて、国の交戦行為の結果もたらされた被爆者の被害については国家が補償しなければならぬ責任がある、私はそのとおりだと思ふのです。そこで、今度は原爆の投下が米國に損害賠償責任を生じさせる、ところが講和に当たつて日本政府が米國に対する請求権を放棄したことは、日本政府が被爆者に国家賠償の責任を負わなければならないはずなんだ、論理的に言えばそうなるのだ、私はこう思ふのですけれども、どうもそういうふうになつておらない。そして、要するに、その口実として実定国際法上原爆投下が国際法の違反であつたということについて明言はいたしかねる。こういうふうな答弁が政府としてはある。国際法というのは、本来は、特に交戦法規においては人道主義というものが基本にあるべきだ、こう思ふのですけれども、その精神から言えば、どうもそれに違反するものであ

ると考へるといふふうに、これは前の藤山外務大臣も答弁しておるけれども、そのときに、ただ実定法上明確に禁止をしていないからということだけで、何といひますか、私は法律というものはよくわかりませう、しかし、そのことだけで免罪されるんだらうかどうだろうかということに対して私は非常に疑問を持つのです。つまり、いわゆる原爆二法が存在することを理解した上での発言かどうか。国際実定法ができておられないので、何とかそのような立法については努力をしてまいりたいといふふうに外務省の方はおっしゃつておるのです。

もう一遍繰り返しますと、実定法にないから、要するに判断いたしかねる、だから何とかそういう立法については努力をしてまいりたい、こういうふうにおっしゃつてゐるわけですね。そうすると、原爆二法というものがいまだにある。その上に立つて何とかそのような立法については努力してまいりたいといふのが出てくるとすれば、要するに援護法以外にはないはずではないかといふふうに私は理解するわけです。

その辺についてまず外務省の方の御意見をひとつお伺いしたいと思ふのです。

○山田(中)政府委員 御答弁申し上げます。いま先生から御指摘ございましたように、この問題での御議論の過程におきまして、昭和三十四年の十一月に、当時の藤山外務大臣より、結論的に申し上げますと、外務省としては広島、長崎の原爆投下は非常に遺憾なことであつたと考へておりますが、まことに残念なことではあると思ひますが、純粋に法律論をいたしました場合には、原爆投下を禁止する実定国際法があつたとは断言できない状況であつたといふふうに理解いたしております。ただ、先生もおっしゃいましたように、国際法、特に交戦法規は人道主義をその基本原則とすべきものでございまして、そのような観点からいたしまして、原爆投下というものは国際法の精神に違反するものと考へておりました、外務省のこの考へはいまも変わっておりませう。私ども

といたしましては、残念ながら現在におきましても原爆投下を禁止するような実定国際法がございせんが、何とかそれを禁止するような実定国際法を一步一歩努力を積み重ねて行きたい、こういうことで努力をいたしておる次第でございます。

○山本(政)委員 私、大要前向きな御答弁だろうと思うのですけれども、ただ決して言葉じりをとらえるのじゃありませんが、たしかあなたの御答弁だっただけで、いまだ前向きな御答弁だ、おっしゃるのとおりなんです。もう一遍繰り返しますと、あなたのおっしゃる言葉をそのままあれますと、ただ現在におきましてはまだ実定法上明確に禁止する国際実定法ができておりませんので、何とかそのような立法について努力してまいりたい、ということ、いま努力をしようというお話があったわけですね。私は別の観点から、これは所管が違ふかも知れませんが、いま原爆二法というものがあつたけれども、これが不十分だということになれば、要するにそれ以外の立法措置というものがあつたやうな考え方から類推して、あなたがなさつたやうな考え方から類推して、仮に国際法でいま直ちにということはいまのところ無理であつても、国内法的に考える余地というものはあつたやうな考え方、それは外務当局であるから私の関知するところじゃない、うにあなたはおっしゃるかも知れませんが、しかし、国際法の問題についてはそれだけの問題があるならば、外務省としてはそういうことについての御意見というものはどういふふうにお考えなのか。つまり、これは藤山外務大臣が政治的な問題であるというふうな答弁をなさつておられるのは、これは申し上げておられるのですが、これはあなたでもいいし、引き続き大臣のお答えでも結構です。

○山田(中)政府委員 御答弁申し上げます。外務省といたしましては立法に努力いたしたいと申し上げましたのは、主として国際法の分野での努力でございます。現状におきまして、この分野での成果は非常に不足な状況でございますが、戦後の諸國の交渉におきまして、わが國も原爆の被災國としての立場からの主張をいたしました、たとえば南極条約でございますとか部分核停条約、宇宙条約、核兵器拡散防止条約、海底軍縮条約等の分野におきまして、核兵器の配備、保持の制限を徐々にでございますが、努力いたしておる次第でございます。現在も、地下核実験をも禁止するような包括核停条約を何とか早期に実現させたいということで、努力いたしておる次第でございます。

それから、先生の御指摘ございました国内立法の話でございますが、藤山外務大臣は、当時國務大臣として、政治家として、何とか考えたいという御答弁をされておられるわけでございます。私は事務当局でございますので、そのような形で御答弁は、やはり主管の、担当の厚生大臣よりお願いしたいと思ひます。

○山本(政)委員 原爆被害というものの特徴的なことを言えば、奇襲性、大量性、無差別性、持続性、この四点が非常な特色になっておると思ひます。そのことによつて環境のすべて、生物のすべてというものを破壊させるものだ。そういう意味で、いま外務省の方がおっしゃつたやうに、国際法的にも何とかしたいというふうにお考えになつておられるというふうには私は理解をしておりますが、それでいいでしょうか。

○山田(中)政府委員 仰せのとおりでございます。

○山本(政)委員 いままでの政府側の言ひ分の特徴というものは、これは原爆訴訟にしても、石田原爆訴訟にしても、それから孫振斗訴訟にしても、その過程を見ますと、あるいは国会論議を通じて見ますと、政府側の言ひ分の特徴といふか、それは社会保障と援護、特に戦争犠牲者の援護とを区別をして、そして原爆二法は社会保障法に属するもので、国家補償の觀念に立つ援護法に属するものではない、そういうふうにおつたのだらうと思ひます。ただ問題は、古い話になつて

恐縮ですけれども、昭和三十三年に当時の神田厚生大臣は、アメリカ、ソ連、イギリスの原水爆の実験の結果日本人が被害を受けた場合に、政府はこれにどういふ治療と補償の措置を考へるのかという質問を當時の社会党の木原委員からしたのに対して、大臣はこうおっしゃつておられるので、「相手方がそういうような暴挙をあえてする結果、そこでわれわれ民族が人体に非常な被害をこうむる、こういう際にはこれは政府といたしましては相手方に対しまして、ビキニの例等もございまして、十分な補償を要求することは私は当然のことと思ひます。同時にまた相手方の補償があるまで放置する、そういうことは人道に断じてできない」と、こういうふうにおつたやうな御答弁が、昭和三十三年三月二十五日の委員会、會議録の二十九号です。その後昭和四十年には、四十八回國會の參議院社会労働委員会、政府委員の當時の若松栄一公衆衛生局長はこうおつたやうな御答弁が、「アメリカの原子爆弾によつて被爆の事實が起きたということは、これはもう疑いないことでございまして、その被害者を援護し、救済していくということは、これは日本國政府の義務」「特に講和条約等におきまして實際の取りきめがすでないといふことになつておるわけで、これはどこまでも日本政府の責任」であります、こう言つておられるので、ところが、これを類推をいたしますと、やはり國家補償という觀念といふものが基本にある、あるいはあつたんだというふうにはよくは理解をしておられるので、どうもそういうふうにはなつておられない。

政府の言ひ援護法といふのは、戦傷病者戦没者遺族等援護法から未帰還者留守家族等援護法に至るまで、軍人軍属との身分に基づいた立法が中心になつておられるやうな気がいたしてなつたわけですね。しかも、軍人軍属などのやうな意味での直接的な身分關係に立つものといふ言ひがたい引揚者について引揚者給付金等支給法といふものを制定なさつておられる。よしあしは別であります。ですから、そういうことを考えますと、どうもやはり私は、軍人軍属といふ言ひが、職業的な軍人といふものを中心としてなつておられるやうな気がする、そういう氣を強くするわけですね。

そこで、これは公衆衛生局長に聞いた方がいいかも知れませんが、社会保障といふのは一体何でしょうか。あるいは援護法といふのは何でしょうか。その概念といふ言ひが、定義といふものをもう一遍聞かしてほしいと思ひます。

○大谷政府委員 現行の法体系といふもので考えますならば、國家補償の精神に基づく立法と申しますのは、國との間に一定の使用關係にあつた者等について、國が使用者としての立場から國家補償の精神に基づいて援護をする。それから、社会保障法の方は、憲法第二十五条の精神にのっとりまして、國民の福祉の維持、増進を図ることを目的とする、こういうふうな理解をいたしております。

○山本(政)委員 社会保障といふのは、通常は、現代國家において、勤勞者の生活や健康を脅かすやうな生活事故が起きた場合に、生活困窮やハンディキャップが存在する場合に、金銭給付とか医療サービスをしていくということですね。そういうふうな理解をいたしております。援護法といふのは、戦争などのやうに、國家が特に責任を負うべき事態によつて被害を受けたというふうな理解をいたしております。

○大谷政府委員 やはり私も、國との間に一定の使用關係があつたということを前提に考えておられるわけでございます。現行の法体系はそういう考え方ではないかといふふうな次第でございます。

○山本(政)委員 もう一つ伺ひたい申し上げますけれども、そうすると、戦争犠牲者といふのはどういふふうな定義づけたいのでございましょうか。

○大谷政府委員 大変むずかしいお尋ねでございます。戦争犠牲者といふ言ひもいろいろある場面があるかと思ひますので、一概に私から申し上げるだけの學識は、まことに残念ながらございませ

ような問題、いろいろの具体的な事実を前にしながら、私ども、これに対しては明確にお答えできないような現状であることは大変遺憾に思っています。しかし、いま山本先生の言われる戦争における身分関係、こういうものは一体どうなのかということもなお究明をする必要がある。あるいは原因による国家的補償あるいは結果から来る国家補償、これもやはり国家補償とは一体何なのかということについても検討しなければならぬ問題であると考えるわけでございます。

いは戦傷病者であるにはその連隊に在るを援護せよといふものは、国との間におきます一定の使用関係、一定のことをわざと明らかにしたその係、一定の國家補償の精神に基づく援護措置をいふ者に対する國家補償の精神に基づく援護措置をいふまでとてきたんだ。さて、一定とは一体どういう関係なのかというところに区分が生まれてきているのではないかというふうに私は考えるわけ

でございます。

○山本(政)委員　皮肉じゃありません、大臣、東京高師を出られて、政務次官をおやりになつただけに、要するに一定のだなんという解釈をばくは出されて、ほむべきか嘆ずべきかわからぬわけですから。

それじゃ、これは法律論じゃありません、大臣

に直接お伺いいたします。辞令の出し方、その
いう辞令の出し方かどうか知りませんけれども、
任 厚生大臣 野呂恭一と言ったときに効力を發
生するのか、あるいは厚生省に登庁して実務をお
始めになったときに効力を發生するのでしょうか、
か、どちらでしょう。

○野呂国務大臣 それは、任じられたときに効力

を発生するものだと考えます。

○山本(政委員) 私の解釈じゃないのです。これはことしの第一分科会で五十五年の三月五日に法制局長が答弁をされているのです。それはわが党の山口議員が、もうすでに御承知だと思えますけれども、要するにもう現在存在価値のない法律があるだろうと、だから、そういうものはもう法律

としてなくしてしまつた方がいんじゃないかという、そういう質問があつたことは新聞で御承知だと思ふのです。その論議の過程の中で大井法務局長は、法律が制定された、その制定されたというところは法律の実効性を持つものだと、こう書いてあるのです。これは書いてあるのです。そうしたら、義勇兵役法というものは制定されたときに実効を持つんじゃないでしょうか。参加をされとかされたいということじゃないでしょうか。思うのです。法の実効性というものはそういうものだろうと私は思ふのです。そのことについてのお伺いをします。

第二番目には、国の補償責任について原因論があり結果論があるとおっしゃるけれども、原因は、日本が戦争を起したという、そういう原因でありませんか。そのことによつて、要するに結果的に原爆が落ちた。したがつて、原因とか結果とかいうことでなくて、要するに戦争を起し、そして原爆投下をされるに至つたところには私は一貫したものがあつたと思うし、そして、その結果としての責任というものはやはり政府が持つべきではないだろうか、私はそう思ふてならぬわけですね。

○野呂国務大臣 法が制定される場合において、あるいはそういう命令発動がなされたときに、それは効力が発生するからその行動がとられたわけであらうと思ひます。国家補償の問題について、先ほど原因とかあるいは結果とかということをし上げましたが、私が申し上げた原因というのは、たとえば軍人として国が使用関係を持ったという、そういう関係が生じたところに、戦争の被害に対する国家的責任というものがそこから生じたものである。そういう場合でない場合においても結果的に戦争の参加において非常な犠牲をこうむつた、これは結果、国が起した戦争の結果なされた犠牲である、こういう意味で申し上げたつもりでございます。

いずれにしても、国家補償というものが一体何なのであるのか、私はこの国家補償という定義がなされても、やはり問題は中身の問題、それこそが大事でなからうかというふうに考えるわけでございます。原爆被爆者に対しての国の責任は、そういう点から考えても大変大きなものがあるというふうには考えておるわけでございます。

○山本政務委員 私は、現憲法の前文それから第九条から考えると、太平洋戦争において戦争指導部の犠牲となつた一般市民こそが真の戦争犠牲者であると思ふのです。繰り返しますけれども、戦争指導部の犠牲となつた一般市民こそが、私は真の意味の戦争犠牲者だ、こう思ふのです。が、政府の戦争犠牲者への態度というのは要するに逆立ちをしてゐるのじゃないかという気が私はするのです。いまお話を聞いておきますと、国家との身分関係というものは、要するにその濃淡に基礎を置いて考えなければならぬというふうに私は理解をするわけですね。どこに線を引いていいかというところは、一体そんな考え方が許されるでしょうか。少なくともいまの憲法のもとでは、私はそういう考え方のほうは国民の間に矛盾だ、というふうには受け取れないんじゃないだろうかと思ふのです。もし、大臣のおっしゃるような濃淡ということをお決めになるならば、一体どういふ点に濃淡を置かれるのですか。あるいはどういふ点で一体線を引かれるのですか。具体的にそれを検証してみなければならぬというわけではないでしよう、すでに三十五年たつて、それまでの間に国家補償についてはいろいろな議論がなされてゐるわけですね。この特別措置法の一部改正についての法律改正案が提案されることにこの問題は出てきたと私は思ふのです。もし、いまの段階になつて一定の線をどこに引くかということを考えなければならぬ、つまり私の言葉で言へば、国家との身分関係というものは濃淡を基礎にして考えるのだということになったら、これは非常に政府の怠慢だ、というふうには思ふのです。そういうふうな、具体的にどこに線を引

くのですか。三十年たつたいま、それは基本懇の答申を待つばかりはないというふうにお考えになるのですか。

どうも私はその辺の理解ができないのですが、もう一遍御見解を聞かせていただきたいのです。

○野呂国務大臣 国家補償の責任の分野というものはどういふ範囲のものであるのか、そして、それに対して具体的にどう取り組むことが国家補償の責任を明らかにすることなのか、いろいろその事象事態に對しては国は措置をしまつたもの、私もそれは考えておるわけでございます。しかしながら、すべてこれにおいて法体系の上から十分整備されておるものとは考えておりません。したがつて、国家補償の精神に基づいて、原爆被爆者に対しては当然その処遇がなされるべきだ、という考え方に立つたから、いろいろ国会の御意見等も判断し、基本懇に對して、どうすべきであるのか、その理念をまず明らかにしたい、ということでお答申を求めておる、ということでございます。どこで線を引くのか、線の引き方は、戦争の犠牲者というものはすべてに及んでおる、とお考えに對しては、私は同感でございます。

○山本政務委員 戦争の被害といふのは、犠牲というものはすべてに及んでゐる。同時に、先ほど私が申し上げましたように、特に原爆の被害者といふものは大変だつたと私は思ふのです。だからこそ政府も医療法、特別措置法をおつくりになつたと思ふのです。ただ、その段階で国家補償的な考え方というものが入つてきたのは、私の記憶に間違いがなければ四十九年です。廣瀬厚生大臣のときだつたと私は思ふ。つまり、社会保障的な、あるいは国家補償的な考え方の中間的なものであつたというふうには私は理解するわけですね。

しかし、繰り返して申し上げますけれども、国が起した戦争であるのです。同時に、この義勇兵役法というのは国家総動員法第四條との関連があるわけですね。兵役法、つまり軍隊に行つてゐる人たちとそれ以外の人たち、これをもう戦争末期において足みにして考えておるわけですね。兵隊さんとも一般市民も、この当時の大日本帝國の存亡に關してはもう區別はないのだ。そして、それは避けることのできない状況下に置かれておつたことも事実でしよう。つまり、何らかの形で国の強制措置が働いてゐるというところは否定できない。私は思ふのです。あるいは旧憲法の中なんじ臣民という形の中には、追求していけば戦争前か身分関係ができてゐると私は思ふのです。しかも、それが戦争になつてからは、今度は兵役、義勇兵役といふことで、國民といふものは軍人も市民も込みにしてしまつて、いわゆる國家の危急を救ふなければならぬということになつたわけでしょう。そうしたら、そこに軍人と軍属といふことと一般市民といふことに差別がないはずじゃありませんか。大臣のお年であれば、あの当時の政治状況下といふものについては理解ができると思ふのです。たとえば、兵役あるいは義勇兵役に行かないといふことが、あのころ通常の市民として言へたでしょうか。大臣、あのころそういうことを言へましたか。私はそういうことに對して否定できなかったのです。だから、私はいま大變後悔してゐるのです。あなたがあの当時そういうことに對して否定的な態度をおとりになれるやうな政治状況下であつたでしょうか。私はそのことをお聞きしたいのです。

○野呂国務大臣 私も赤紙召集で兵役にありました。私は、私の自由な立場でいろいろ考えは持つておりましたが、限られた兵舎の中、置かれた環境の中でそういうことを考えることも自體も許されなかつた、こういうことは事実でございます。いろいろ苦悶をいたしたことは確かでございます。

○山本政務委員 そうしたら、それは身分関係になりませんか。要するに特別な権力関係という、あなた方がいままで言ひつけてきたそのことは、一般市民の間にも言へるのじゃないでしょうか。あなた方は、國の責任と身分関係、特別な権力関係があるから、これを一緒にしなければ國家補償といふものは成り立たぬと言つてゐた。そういう

ことが言えないでしょうか。

○野呂国務大臣 国の責任ということから言いますと、戦争におきましますすべての犠牲者、それは国家が戦争を遂行したことに基づくその責任というものはあると思います。しかし、それを具体的に国家が補償すべきだという範囲になりますと、おのずからその範囲を限定しないと、つまり国家補償というものは一体どういうことなのか、これは非常に大きな問題であると思います。責任はあったとしても、それは国家が補償すべきものだという場合に、一体補償とは何なのか、その内容等もいろいろ実態に応じた国の補償というもののあり方があるのではなからうかと思うのでございます。

先ほどお話しになりました、たとえば義勇兵役法という法律は公布された。政令も施行された。法としては効力を発生したが、事実、編成の命令は下されなかったのではないかと。つまり、そこに実態が動かなかったのではないかと。とするならば、その実態論に対して一体どう考えるべきか、これは非常に論議を呼ぶところであると思うのでございます。一般論的には私はそういうふうに見えるわけでございます。

○山本(政)委員 どうもおかしいのですよ。大臣は、いまのお話では、国の責任があるということをおっしゃいましたね。それから、身分関係もやはり否定はできないとおっしゃったのです。しかし、その身分関係には濃淡がある、あるいは実態があるのだ、こうおっしゃったわけですね。

そこで、国の補償というものは、いままでの議論から言えば、国の責任と身分関係というものの、この二つが合わさなければ純粋な国家補償とは言えない、そうおっしゃったのだけれども、いまは国の責任も身分関係も、この兵役法について申し上げれば承認されたような気が私はするのです。ただ今度は、残されたのは実態だ、こうおっしゃっているのですね。実態にどうなのか。

率直にお伺いいたしましょう。財政的な問題があるからできないとおっしゃったのだらうかとい

うことなんでしょう。本来なら、国が責任を負えば、その責任というものは範囲がどうあるところらざるを得ないのです。しかし、大変皮肉な申し上げ方になるかも知れませんが、原爆被爆者の方に対して援護法というものを措置をとれば、今度は一般の戦争犠牲者にまで事が及ぶからいやだとおっしゃっているのだらうかどうだらうかということなんでしょう。率直に聞かしてください。

もう一つ申し上げたいのは、一般の国民というものは法律を知らないでも法律の適用を受けるんです。法というものは、知らないからといって免れることはできないわけなんです。逆に政府の方は、あなたの方のおっしゃっていることは、法律が制定、実施されたにもかかわらず、今度は中身の問題がある、実態があるというふうにお逃げになつて。矛盾しませんか。いまの憲法のもとでそんなことが許されるだらうか。あなたの方のおっしゃっていることは、御自分に都合の悪いところについては旧憲法を適用なさっているのですよ。あるいは、有利というふうに申し上げた方がいいかもしれない。ぼくに言わしたら、軍人軍属を中心としたら、援護については旧憲法なんですよ。そして、一般市民に対しては新憲法の適用をなさろうとしないのですよ。こんなばかなことないんじゃありませんか。

ぼくの最初の問題、それならそれで一つの理由にはなり得るでしょうから、ストレートに聞かしてください。

○野呂国務大臣 先ほど申し上げたように、一般論的に国に責任がある。ただし、国が法律を定め、そして国家補償をする場合においては、おのずからその実態に応じて対象が決まられていくのではないかと。すべての国の責任はどんなところにも影響するんだ、しかも、それは国のすべての責任において解決すべきだということにはならないのではないだろうか。少なくともこれは国民の合意の上に立ったあり方というものが、それが国家補償としての責任ある姿ではなからうかと考えるわけでございます。いろいろの実態を考え、そして

国会のいろいろの議論を通しながら、その中で法律が制定され、そしてその法律を政府としては忠実に実行していく。したがって、現在の法体系が十分でないところにおいて、特に原爆被爆者に対しての援護というものを一層考えるべきではないかというところでそういう援護法の制定の必要性が高く叫ばれてきたという現時点の姿ではないだろうか、かように思うのでございませう。

○山本(政)委員 もう時間がなくなつてまいりましたけれども、大臣、ぼくはすべてのことについて国が責任を負えなどということをおっしゃっているんじゃないんですよ。大臣がそういうことをおっしゃるんだらう、二十年八月十日に政府は新型爆弾に抗議しているでしょう。抗議をしているのです。「交戦者、非交戦者の別なく、また男女老幼を問はず、すべて爆風および放射熱により無差別に殺傷せられ、その被害範囲の一般的にして、かつ甚大なるのみならず、個々の被害状況より見るも未だ見るべき惨憺なるものと言ふべきなり、抑々交戦者は害敵手段の選択につき無制限の権利を有するものに非ざることを及ぶ必要の苦痛を与ふべき兵器、投射物その他の物質を使用すべからざることは戦時国際法の根本原則にして、」云々と書いてあるのです。そして、その後に「米國政府は今次世界の戦乱勃発以来再三にわたり毒ガス乃至その他の非人道的戦争方法の使用は文明社会の輿論により不法とせられをれりとし、相手国側において、まづこれを使用せざるかぎり、これを使用することとなるべき旨を声明したるが、」云々と書いてあるのです。「而していまや新奇にして、かつ従来のいかなる兵器、投射物にも比し得ざる無差別性惨憺性を有する本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たなる罪惡なり、帝國政府はここに自からの名において、かつまた全人類および文明の名において米國政府を糾弾すると共に即時かかる非人道的兵器の使用を放棄すべきことを嚴重に要求す」と書いています。だから、大変ひどいものだということをお認めになつてい

でしょう。それを要するに請求権を放棄しているのだらう。話は元に戻りますけれども、日本政府がその被害者に対して責任を負うべきは当然ではあるまいか。私は大臣の言うように無制限にやりなさいなどと言っているのではありませんよ。でもその実態というふうなことはありま

まいますこととして責任をお逃げになつてい

る。今度身分関係の中身が問題だとおっしゃつておられるのです。どこまで行ったら国家というものが、結果的には、ここまでおいでということ、ここま

っているのです。

ほくは、まだお答えとしては満足できませんが、次の機会があればもう一遍このことに対して復習をさせていただきたいと思うのですけれども、少なくともきょうの責任はお認めになったというところは理解していいですね。そして、身分関係もお認めになったことは理解をしいていいですね。問題は、今度は実態というだけですね。いままでは身分関係という非常に抽象的なものでお逃げになっておったのですけれども、身分関係というもののについては確認されたわけですから、今度は実態論として私は機会があればお伺いをさしていただきたいと思います。そして、その中で一定の線と言われるものが、一体何が一定の線なのか、あるいは私の言う濃淡というもののについてのお考えというものをあなたに聞かしていただきたいと思います。

時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○養梨委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後三時五十分休憩

午後四時二十三分開議

○竹内(黎)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長所用のため、その指名により、暫時私が委員長の職務を行います。

質疑を続行いたします。谷口君。

○谷口委員 きょうは法制局からお見えいただいておりますので、法制局の意見もただしてみたいと思います。

単刀直入に言いますと、国家が国民に責任を負って国家補償、これをしなければならぬという場合について、実定法の上からいくとその実態はどのようなものか、簡単にひとつ御説明願いたいと思います。

○工藤政府委員 お答え申し上げます。

国が、行政行為によりまして国民がこうむりま

した損害につきまして国家補償を行うというような場合の実定法につきましては、現在大きく分けて三つあるかと思えます。第一は、いわゆる国が不法行為に基づきまして損害を起し、これを償うといういわゆる損害賠償、国家賠償と言われるカテゴリーがあると思えます。それから、第二番目には、違法行為に基づきまして、適法な行為によりまして、しかし結果として損害が出るというような場合がございます。これはいわゆる損失補償と呼ばれる規定でございます。それから、三番目として、これは必ずしも学説上固まりましたグループではございませんが、国がいろいろな行為をやりまして、その結果、いま申し上げました第二のグループのように直接の損害ではございせんけれども、間接に、結果として損害が発生する、こういうふうな場合にいわゆる結果責任というふうなグループを設けまして、これでやっています。これが三つの大きなグループだろうと思えます。

○谷口委員 いま大きく分けて三つ、あるいは細かく分けて四つになるかもしれませんが、この三つ、いわゆる行政上の不法行為、憲法第七條ですか、それから適法行為に伴う損失、これは憲法二十九條三項、それから結果責任に基づくいわゆる行政上の間接補償責任、これがあるわけですね。

それを踏まえましてお尋ねしたいのですけれども、特に三番目のいわゆる結果責任についてです。これに基づく補償というのが事象としてはどういう場合に発生するのか、いまの国の現状に合せて答弁を承っておきたいと思えます。

○工藤政府委員 実定法におきましては、いまの第三グループ、いわゆる結果責任に基づきますものとして、たとえば土地収用法の九十三條、これは第三者補償などと呼んでおりますが、そういうふうなものとか、あるいは警察官の職務に協力したような者に対しますものがございまして、いずれも国の行いました、故意、過失など

というところは問いませんで、先ほども申し上げましたように、国の行為に随伴して間接的に結果が生じた、そういう損害が生じた、こういうふうなものでございまして。

○谷口委員 いわゆる結果責任に基づくいわゆる補償として、現行法制上これはどんな法律が存在しておりますか。

○工藤政府委員 お答え申し上げます。

ただいま申し上げました一つの例としましては、土地収用法の、これは本来の土地収用はいわゆる第二グループ、土地収用に基づきます正当な補償を払ってということで第二グループでございしますが、その土地収用法の中にも第三グループとしての第三者補償、これは土地収用法の九十三條でございまして、それで、あるいは本来警察官が行います職務に協力しまして、それで災害をこうむったという場合の災害給付に関する法律、あるいは学者によりましては、文化財保護法の中のいわゆる文化財の修理、国宝の修理といったようなことに伴いまして損害を受けた者、これに対する損失補償といったようなのが実定法上の規定として存在するわけでございまして。

○谷口委員 いろいろの例がやまらるわけですが、学者の例の中には、原爆医療法は戦争災害補償であり、結果責任に基づく補償であると認識している学者も相当いると私は思っています。これについては法制局の見解としてはどのように持っておりますか。

○工藤政府委員 確かに学者の中にはそのような説があることは私も承知しておりますが、現在の原爆二法につきましては、五十三年でございまして、最高裁判決におきましても述べられておりますのでございまして、もう先生当然御承知のとおり、いわゆる特別な社会保障立法である、特殊な戦争被害に対して国が救済を図るという意味で国家補償的な配慮が制度の根底にあるということと、ございまして、特別な社会保障立法であるというふうな最高裁の判決もございまして。そういうふうな趣旨で私どもは考えております。

○谷口委員 また後ほどお尋ねをしたいと思えます。

厚生省の方に戻りますけれども、厚生省の考え方を尋ねたいのですが、この原爆二法に対する憲法上の位置づけとしては第何条にあるとお考えですか。

○大谷政府委員 憲法二十五條の規定に基づく社会保障法であるというふうに考えております。

○谷口委員 そうなると、少しく変わった問題が出てくると私は思うのです。憲法第二十五條、社会保障の精神といたしまして、これに基づくものはいろいろありますが、たとえば結核予防法、こういうのもここに入りますね。そうすると、この原爆二法は結核予防法みたいなものと同列に位置するとなると私は問題だと思ふけれども、同列に位置するとお考えですか。

○大谷政府委員 原爆二法につきましては、各種の公的年金制度でありますとか、医療保険制度あるいは生活保護制度等の一般の社会保障では十分ではないという観点に立ちまして、被爆者の方々放射能を多量に浴びて健康上特別の配慮を必要とされているという特殊な事情に着目いたしまして特に現在の原爆二法というものを制定しておるわけでございまして、その意味では通常の社会保障制度に特別の事情を勘案しているというふうな私どもとしては理解しているわけでございまして、多少他の社会保障制度よりは特別な見地があるというふうに考えているわけでございまして。

○谷口委員 私も法律の専門家じゃありませんが、なかなかむずかしいところでございましてけれども、もうとにかくほかの問題ではございませんが、委員会でも議論し尽くしまして、なかなか進展しないわけですね。しかし、いまの解釈を聞いていますと、たとえば先ほどお話しになりました最高裁の判例ですね、私に言わせればこれから言ってもちよつと違ふと思うのです。一般の二十五條による社会保障では十分でない、したがって特別な事情を勘案した上だとおっしゃるわけですが、これは憲法第二十五條では十分でないという問題が

あるわけですね。ほかのものと同列ではないということになるわけですね。したがって、特別な事情を勘案して云々、こういう言葉が出ると思うのです。後にもいろいろお聞きしたいと思ひますが、その言葉を聞いておきます。

それでいきますと、単刀直入にお聞きすると、大臣、この現行二法は国家補償の考え方の枠の中にあるのか外にあるのか、特別な事情というのとは一体中か外か、ひとつ大臣の見解をお聞きしたいと思ひます。

○野呂国務大臣 被爆者対策につきましては、政府といたしましては、一般の社会保障では十分でないという観点に立ちまして、特別の社会保障制度という立場に立つて原爆二法を制定してその対策を推進してきたわけでございますから、外とか中という議論でなくて、この現行制度で果たしていいのかどうか、これは皆さん方のいろいろの御意見のあるところでございます。したがって、このことについて国家補償の立場に立つて考えるべきかどうかという点について、基本懇にいま答申を求めておる、こういうことでございます。

○谷口委員 いまのお話の中の特別な社会保障という意味ですね。この特別というのは、憲法二十五条でうまくいかないからいわば別のものをこしらえたということになるわけでしょう。だから、私が先ほど言った問いにお答えにならぬのはちょっとおかしいと思うのですけれども、いわゆる二十五条の範囲を超えるのか超えないのか、もし超えないとすれば、ほかの方にもいわゆる所得制限とか何かつかない方が正しい姿だと私は思うのですけれども、どうでしょう。

○大谷政府委員 たとえば原爆の医療法につきましては、通常の社会保障の考え方でありまして所得制限を課するということもございまして、これにつきましては所得制限も課さないで、すべての方に認定疾病の医療をやっていたら、こういうことをやっているわけでございます。

○谷口委員 どうも明確な言葉にならぬという感じが私はするのです。たとえば憲法二十五条、

これの社会保障の枠組みの中であるとするならば、基本的な考え方は私はそうであろうと思う。だけれども、一歩乗り越えたほかのと違う特別の部分、これについて考慮してこの二法ができたということになるならば、これは解釈のしようが非常にあいまいになると思うのです。二十五条によると言いつながら、二十五条には実質は基本的によつていなければならないものが、たとえば超法的なもの、解釈をすることになると思うのですが、それはどういふことですか。

○大谷政府委員 基本的には憲法二十五条のよつていふわけでございまして、けれども、原子爆弾、放射能という非常に特殊な傷害をお受けになったということに着目いたしているわけでございます。

○谷口委員 蒸し返しになるわけですが、じゃ放射能だけがなぜ枠を超えるのですか。放射能だから、いままでなかった爆弾だから、あなた方は枠を超えたとおっしゃる。ということは、先ほどから論議されているように、日本としても抗議をした、しかし敗戦ですから無条件で皆向こうの言いなりになったし、賠償の権利を放棄した、したがって、そういうものの含みがあるから、いわゆる放射能だ、何だかだと理屈をつけて、アメリカが本当はやるべきはずなのを日本の政府が、まことにまだ十分だけれどもそういう面での補完をしていると私は解釈するけれども、どうですか。

○野呂国務大臣 憲法第二十五条に基づいての立法措置であることは先ほどから答弁しておる通りでございます。つまり、憲法第二十五条は、「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」しかも「國は、すべての生活部面について、社會福祉、社會保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」この観点に立つてやっておるけれども十分でない、したがって特別にやはり国家補償的な観点に立つての配慮が必要であるということ、最高裁のある考え方も出たわけでございますから、今後その実態に即してどうあるべきかということをやはり根本的に

に考え直す必要が出てきたのではないかと、こうとを私も理解するわけでございます。

いずれにしても、二十五条に基づく社会保障法による立法措置でございまして、これが足りない面を補い、そして国家補償的な立場に立つてその実態に応じた原爆被爆者に対する対応を示していかなければならないのではないかと、かように考えるわけでございます。

○谷口委員 それは、私に言わせれば、物事を明確にしないで、そしてある程度正確にしなければならぬのをあいまいなものとやっていふような気がするので、あなたも法律の専門家じゃない、私も専門家じゃないけれども、たとえば最高裁のあれは明確に言っているわけですね。その中に、原爆医療法は「実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができない。」否定することができない、ということは肯定するということになると私は思うのですが、どうでしょう。

○野呂国務大臣 最高裁の考え方は、いま御指摘になりましたように、社会保障であるとしながら国家補償的配慮が根底にあるのではないかと、こういう認識であると考えるのでございます。

○谷口委員 くだいようですが、いわゆる国家補償の精神に基づきという部分は、これは重大だと私は思うのです。ほかの問題とは関係なくて、この二法だけ、いわゆる国家補償の精神に基づかなければならない根本は、現在苦しんでいることは当然ありますけれども、私の家内も被爆者でありますし、私の母と弟二人、合計三人、これは原爆でやられたんですから私も一番よくわかるのです。もう被害者の皆さん方が、本当に心の中にたまっておるものを吹き出せない。とにかくあなた方に言わせれば、言葉は悪いけれども、歴代の人たちが皆あんなことだと言って、結局明確にしないわけですね。もうみんな腹が立ってたまらないわけですね。だから、いつになったらこれを明確にするのか。

私は、この国家補償の精神に基づきという部分

が、いわゆる国家賠償、責任賠償ということになると思ふのですけれども、大臣が無理ならば、局長どうぞ。

○野呂国務大臣 被爆者対策につきまして、これまでも政府としては、一般の社会保障では十分でないという観点から、特別の社会保障制度として原爆二法を制定してそれに対応してまいりました。しかしながら、最高裁のお考えの中にもありましたように、いわゆる被爆者の健康面に着目した社会保障であるけれども、しかしやはり根本的には国家補償的な配慮があるのではないかと、こういう認識でありまして、それは行政におきますその対応の仕方を最高裁は判決に言い、そういう認識を示しておると私どもは考えておるのでございます。

それならば、社会保障でない、国家補償という憲法の条文があるのかと言えないわけでありまして、どこまでもこれは行政の問題ではないか。行政姿勢としてそうあるべきではない、あるいは今日置かれていふ現行二法についても、そういう配慮の上に立つた特別な社会保障制度であるという裁判所の認識ではないか、私はかように判断するわけでございます。それがいいか悪いかは、行政府として考えなければならぬ問題はまたたくさんあると思ひます。

○谷口委員 解釈の仕方は、それはいろいろ自由であります。しかし、いままでずっと論議されてきた経過を見ると、要するに國民の世論にだんだん押されてきて、一步一步結局後退している。いい意味で言えば、一步一步拡充してきた、このようにとれるわけですね。

大臣にちよつと基本的なことをお聞きしておきたいのですけれども、いま諮問されていますけれども、基本的な問題懇談会ですか、七人委員会、これはどういふ法的根拠が背景にあるのですか。

○野呂国務大臣 法的根拠と申しまして、これは厚生大臣の私的諮問機関として、やはり原爆被爆者の対策をより進めていくためには根本的な理念というものを検討する必要があるのではないかと、そして今後の方向を明白にし、大きな犠牲を

背負われた原爆被爆者に対して、政府としては責任ある立場をとるべきである、こういう観点から、その根本である理念を御検討願いたいという意味で諮問をいたしておるわけでございます。

○谷口委員 先般来の質疑応答を聞いておりました、大臣は、要するに七人委員会の結論が出たらできる分から早急に手をつけていきたい、できない分は、結局ある程度遅くなってもその方向に向かって進むというふうな意味の発言をされましたね。もう一度重ねてひとつ、簡単にいいですか。

○野呂国務大臣 基本線に答申を求めています中心になるのは、理念の問題でございます。つまり、あえて申し上げますならば、社会保障があるいは国家補償か、あるいはそれ以外の何であるかといった基本的な理念についての答申を求めているわけでございます。

その答申に基づきまして、それならば政府として今後原爆被爆者に対してどういう対応をすべきであるのかということは、各論の問題になってくるのであります。行政上の問題でございましょう。したがって、その中でいち早くとらえなければならぬ問題があるとするならば、これは速やかに実行に移したい、また、いろいろ検討しなければならぬ問題についてはそれぞれ検討していく。やはりその結論が出てから、われわれはそれに対してどういうふうによつていったらいいのか、十分に意見を尊重しながらそれに向かって対応してまいりたい、かように考えているわけでございます。

○谷口委員 では、その答申が出てきたら、厚生省としては都合のいいところはとる、都合が悪いところはとらないというふうなことがありますか、どうでしょう。

○野呂国務大臣 そういうことはありません。当然なすべきことは厚生省は積極的に進めてまいりたい、かように考えております。

○谷口委員 では、大臣にもう一回基本的なことを聞きますが、最高裁の判例の中に、いわゆる国

家責任というものは否定できないとあるのですね。これは最高裁というものは、日本の法律解釈の一番の最高のところではないのですか、大臣。そういういたしますと、いいですか、よく聞いておってください。あなたが個人的諮問機関である七人委員会にいま諮問されている。私はそれを責めているのじゃない。だけれども、もし七人委員会で答申が出てきたら、日本の法律の最高の権威機関であり、判例となつていくこの否定できないという問題をいままで問題にしないで、国家賠償じゃない、責任賠償じゃないといままで言ってきたおいて、そして七人委員会でも同じようなことが出てきたら、これは個人の諮問機関、大臣の諮問機関として、余りに結果の重大さというのか、恐ろしいぐらいに考えられるわけですね。幸い、たとえば被害者の方々、関係の皆さん方が要求されているような結果を出してくればいい。しかし、先ほどから大臣の話を聞いてみると、出てきた結果は尊重しますというのでしよう。尊重すると言っているのですから、私がちょっと恐ろしく感ずるのは、大臣が素直に出てきた結果を尊重なさると余りおっしゃるから、私もちょっと思うけれども、関係者はちょっと疑問を持つかもしれない。もしかしたらわれわれが期待しているような結果が出ないのかもしれないという恐れも抱くわけですね。そうなつてくると、大臣のいわゆる諮問機関でありますこの七人委員会というものの責任の重大さというものは最高裁よりもはるかに上だというふうな素朴な考え方で受け取れる面があるのですが、どうでしょう。

○野呂国務大臣 いま谷口先生の御発言の中で二つの問題があると思ひますが、一つは、最高裁の判断が、実質的に国家補償の配達が制度の根底にあることは否定できない、こう申しておりますのは、原爆医療法、現行法に対しての最高裁判所の判断でございまして、いわゆる原爆被爆者に対するすべての責任が国家補償的な配達が必要であると申しておるのでないのではありませんか、現行法、特に原爆医療法に対しての最高裁の解釈の言

葉であるということが第一点であります。それから、厚生大臣の私的諮問機関、これは個人のものとなくて、厚生大臣としての諮問機関として公式に七人の先生方に御意見を承っておりますわけでございます。私的に申しながら、これは公的諮問機関でないとはいえないながら、その実態は同じである。したがって、その七人委員会はそれぞれ専門の方々、権威のある方々にお願いを申し上げておるわけでございます。また、きわめて御熱心にこの問題に取り組んでいただいておりますわけでございますから、権威のある結論をお出しただけのものだと私は期待をいたしておるわけでございます。

○谷口委員 これ以上詰めても恐らくどうにもならぬでしょうから、もう法律論を詰めるのはやめますけれども、大臣、よかったですね、七人委員会に諮問しておいて、その結果が出るまであなた方は何も考えないで、すべてあつち任せでございまして、結論が出るまではほつておいてくださいというふうな感じまではいかぬにしても、非常に御安泰で結構でございまして。私は関係の皆さん方が望まれるような結果が一日も早く出ることを切に希望して先に話を進めます。

法制局に戻りますが、最高裁判決に言う「国家補償の配達」というのは、原爆医療法は結果責任に基づく一つのいわゆる措置であると解釈してよろしいのか、全く関係がないと解釈するのか、どうですか。

○工藤政府委員 最高裁判決に書かれた内容でございまして、私がこの場でこれはこう解するなどと申し上げるのは大変僭越でございまして、そういう意味で、私がこれを読みました印象を申し上げた方がむしろ適当かと思ひますが、「実質的に国家補償の配達が制度の根底にある」とは、これを否定することができない」ということでございまして、国家補償的、しかも配達というものを私は強く感ずるわけでございます。しかも、それが制度の根底にある、根底を流れているというところを私は強く感ずるわけでござい

す。

○谷口委員 もう一度、明文化されなくても要するにその背景には国家責任というものを国は感じているからあえて第二十五条を乗り越えた特別の手が打たれておると私は考えるのですが、どうですか。

○工藤政府委員 お答え申し上げます。

先生そういう御意見でございましょう。私どもの方としましては、これの判決から見ましても、その前提としまして、いわゆる社会保障法としての性格を持つものであると言ふことはできるといふことはこの中でも明らかにされている上で、そこで「しかしながら」という受け方をしております。そういう意味で特別の社会保障であるという性格は、やはり先ほど厚生省の方からお答えございましたように、私もそうではなからうかと思つております。

○谷口委員 これ以上詰めるのはやめます。どうもありがとうございました。

では、質問を先に続けます。

所得制限について尋ねたかったのですが、先ほどちょっと出ましたから一応これは省きます。

特別手当について生活保護の収入認定から外することについては、厚生省は予算編成に当たつて努力をされたと思ひます。これはどのように、努力された結果が出たのでしょうか。

○山下政府委員 原爆特別措置に基づく各種手当の中で、特別手当につきましては、生活保護の要素があるということで、生活保護におきましてはこれを収入認定をいたすというたてまえをとつておるわけでございます。

〔竹内（黎）委員長代理退席、委員長着席〕

御承知のとおり、認定患者には各種の経費等もかかるということ等も考慮いたしまして、放射線の障害者加算という形で五十四年の八月から二万六千円の加算を行つておるという形でござい

す。

明年度につきましては、この特別手当が、現在の予定といたしましては五十五年八月から引き上げ

られるという予定になっておりますので、もしこの法案が通過いたしましたら、手当の額が八月に引き上げられることになりました場合には、その時点におきまして私どももいたしましては被爆者の置かれております実態というものを踏まえまして、かつまた他の障害者加算との均衡を考えまして、この額をさらに改善することについて努力をいたしたい、かように考えております。

○谷口委員 さらにひとつ努力をしていただきたいと思ひます。

医療給付についてはいわゆる所得制限がないのです。そして、今度は特別手当については制限を設けることになっていくわけですが、これは私は少し矛盾があるのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○大谷政府委員 先ほども申し上げましたように、原爆医療法につきましては被爆者が原爆による放射能を多量に浴びたという健康上の問題を第一義的に考えて、そのようにしております。先ほどからも何度も御説明申し上げたような次第でございます。特別措置法の方は、被爆者のうち、被爆により一般人と異なる出費が余儀なくされる等経済的に特別の事情のある方に對して支給するという考え方に立っております。経済的に余裕があり、みずからの力でこれらの需要を満たし得る方につきましては所得制限を行う、こういうふうにしていくわけでございます。

○谷口委員 時間が大分迫つてきましたので先へ進みますけれども、被爆者の医療というものは、たとえば例を挙げると、直接被爆した広島、長崎、これは相当たくさんいらっしゃるわけですが、ほかの県も若干ずついらっしゃるわけですから、この人たちの医療費というのは他の都市に比べてたら相当違うものがあるのですね。たくさん要るわけですね。それについてはいろいろな調整をなされていくようにございますが、国保の特別調整交付金がどのように考慮されているか、伺つておきたいと思ひます。

○石野政府委員 先生御案内のとおり、原爆被爆

者でございます。個々の被保険者に対し医療費につきましては、一般的な定率の国庫補助のほか特に特別調整交付金というのを計上いたしております。これが、ちなみに五十三年度で申しますと四百八十一億、その中に特に特別事情による交付金という形で原爆被爆者のための医療費については計上いたしております。その額が七十七億という数字でございます。これは五十三年度の数字でございますけれども、五十四年度ではまだ確定いたしておりませんが大体十億増の八十七億ぐらいを考えておるわけでございます。

○谷口委員 いろいろ配慮されてきていることは私もよく存じております。この点はひとつ一層の考慮がなされるよう、これは希望にとどめておきます。

最後に、大臣に一つお伺ひしたいのですけれども、政府のいろいろなとつての施策が、国民の私たちから見ると、あるいは関係者から見るとどうも遅きに失する感じがするのです。たとえば大臣にしても、何か考えておつても一、二年たつたらどこかへばつと行つてしまふ、言つたことが何にも自分のおもひには実現できないということがあり得るわけですね。国民の方から見ると積極的な発言をしてくれたと喜んでくれるけれども、なかなかそうはいかない。たくさん例があるわけですね。たとえば環境庁に今度分科会でも質問をいたしましたけれども、たとえば長崎県の対馬の酸原町に對馬山というのがあります。カドミウムの汚染が相当ひどかつたのです。私も手がけたときは県会におりましたけれども、「隠された公害」という本に書かれたとおりのことが現実に行われていふ。ところが、いま関係者がどんな年をとつて苦しみながら亡くなつていくわけですね。それをいまだに公害病に認定できない、しないのです。これは原爆被爆者にとつても全く同じことが言えるのですね、大臣。やるやるといふながらも、あるいはその精神でやつていくといふけれども、もう被爆者はだんだん老齢化していつて、本當の話、もう希望も何もないという方もい

らつちやるわけですね。そうなつてくると、これは本當に積極的に速戦速決で急がなければならぬのだけれども、どうしてもやるのが遅い。そして、後手後手という感じが国民の皆さんも持つていふし、私もそう思ひます。したがうして、七人委員会の結果がどう出るかはそのときを待たなければなりませんけれども、願わくは希望するような結果が出て、そして大臣の手でその方向に一日も早く進めるような努力が私は欲しいと思ひます。努力なさると思ひ、私は信じています。だけれども、そういうことを含めて大臣の決意を伺つて、そして私の質問を終わりたいと思ひます。

○野呂国務大臣 私、厚生大臣に就任いたしました。いろいろ当面する厚生行政のうちで大變大事な問題がたくさんあると思ひます。とりわけ原爆被爆者に対する対策は必ずしも十分であるとは考へていないのでございまして、しかもこれが今日まで十分になされていなかったという国の責任を感じながら、基本懇の原理についての答申が出るならばこれを十分尊重いたしまして速やかにその対応をしてまいりたい、かように考えているわけでございます。

○谷口委員 じゃ、大臣以下関係の皆さん方の積極的な、そして誠意のある今後の取り組みを期待して、私の質問を終わります。

○田中美智子君 次は、田中美智子君。

○田中美智子 大臣、この間、一週間ぐらい前ですが、三月の二十日と二十一日のお彼岸のときに、大阪に住んでいられた方、広島で被爆された人たちが八十五名が広島に里帰りしたというニュースがありました。これはテレビでも私も見たわけですが、早速この人たちの声を聞いてみたわけですね。里帰りという言葉はテレビが使つた言葉で、別に自分の家族が住んでいふとか親戚が大阪で住んでいふ方たち、この人たちは大阪府が百六十万円の補助金を出して広島に里帰りをしていただいた。慰霊塔にお参りをしたり、昔つき合つていた近所の方やお友達や、また中には家族で亡

くなつた方、こういう墓参りをする。そして、原爆病院で、全員じゃないようですけれども希望者だけが健康診断をするというようなことをなさつたようです。

私、テレビを見ましてこれはいいことだなというふうに思つたのです。それから早速いろいろ声を伺ひましたら、思つたよりも反響がすごい。非常に評判がよかったというこのようです。それで、この八十何名の人のほとんどの人たちが、三十何年一度も広島に帰つたことがないといふんですね。それで、希望者五十名が原爆病院で健診を受けた。その中で新しく要注意といふような方もあつたようだけれども、健康だと言われて原爆病院の医者に大丈夫だといふ背中をぽんとたたかれたというように、非常に安心したといふんですね。これは患者心理として私はよくわかるわけですね。たとえば指定の医療機関でちゃんと診察を受けたり何かして大丈夫だと言われたい、やはり本當に医者が専門的な知識をちゃんと持つていふんだらうかというふうな、お医者さんに対してはちよつと失礼な感情ですけれども、患者の心理というものはそういうものがあると私は思ひます。

私も戦後栄養失調の中で結核の手術をしました。右の肺がいまもうほとんどありません。その若いころに、手術をしたところには、ほとんどの内科医といふば胸のレントゲンの写真というものはベテランですので、小さな影も発見してもらえるという安心感があつたわけですね。しかし、最近では、若いお医者さんたちがほとんど胸のレントゲンを見る力がないといふふうなことをうわさで言ふわけですね。実際はどうだか、私も専門家でありませんからわかりません。私の主人も片肺がありません。ですから、どうしても定期的に健康診断をしてもらふといふやうな結核予防会に行つてくわけなんです。予防会へ行きますと、そこには胸のレントゲンを撮る専門の医者がいつもおられるのだといふことで、果たしてそこのお医者さんの方がよくて、一般のお医者の方はそうで

はないのだということではないのだけれども、やはり専門医に診てもらいたい。そこで大丈夫だと言われれば安心だ、再発はしていない、こう思うわけです。

それと同じように、私は被爆者にはそういう心理があるというふうに思います。私が愛知県の愛友会という方たちのお話を聞きますと、彼らが言いますのは、たとえば腰痛とかヘルニアとかいう診断書を書かれますと、健康管理手当がもらえない。しかし、それが変形性の脊椎症だと書かれれば管理手当がもらえる。私も医者じゃありませんから、腰痛やヘルニアと変形性の脊椎症とがどう違うのかということとはわかりませんが、素人から見ますと、自分は被爆者なんだ、そうすれば腰痛ではなくて脊椎症じゃないか、こう思うわけです。そういうふうに診断してもらえれば健康管理手当が出るのだ。だから、専門の医者に診てもらえば、そこは専門の医者になっておるわけですから、広島の原爆病院で診てもらえばまた違った診断が出やしないか。元氣だ、大丈夫と言われても安心するし、そこでまた新しいものが発見されるかもしれないというような気持ちも持っている。これは患者心理として私は非常に理解できるというふうに思います。科学的な考え方がどうかわかりませんが、わかります。

先ほどから盛んに、被爆者が老齢化しているのだ、だからいろいろな点で急がなければならぬし、特別の配慮というのが要るのではないかと、うお話がたくさんありましたけれども、一度も広島に帰ったことがない、一度も長崎に帰ったことがない、こういう人たちが今度広島に帰られて、大阪では五十五年度は長崎で被爆をした大阪に住んでいる方たちを里帰りしていただくようにする、そうだけれども、この人たちの声というのは広島市の復興に驚いた。それはあの地獄のときの広島しかその人たちの目には残っていないし、それは実に終生忘れ得ない強い印象として目の裏に焼きつかれているわけです。それが本心にすばらしい復興をしている。そして、しみじみと生きてきて

よかったというふうに言われたり、平和というのは本心でとうとうこのことを口々に言っておられるわけです。私は非常に感動してこの反響を聞いたわけです。

せめてこういう方たちに対して国が何らかの里帰りの検討をしていただけないだろうか。大阪の被団協の人にどうなんだというふうに聞きましたら、大阪などは被団協の力も強く、人数も多いからいろいろ運動もできる。しかし、あちこちに一人とか二人とか三人、十人、二十人というふうにしれない県などでは、ほとんどそういう夢さえも持てないというふうなことを言っているわけです。

そういう点で、何とか国でこういう人たちに對して、地方自治体が行なうならばそれに対して補助金を出すと何らかの検討をしていただけないだろうかというふうに思うのですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○大谷政府委員 確かに先生からお話いただきましたように、大変結構なことだと思いますし、大阪府の方が補助金を出しになっていることも聞いて、私も非常に喜んでおるわけでございます。ただ、残念ながら、いまのところ私どもとしては予算措置をいたしておりませんものですが、国として補助するあれがないという、非常に残念なことでございますけれども、そういう状況でございます。

○田中(美)委員 予算措置をしていないからというところですけれども、やる気になればこれを検討する、いますぐあした里帰りにと、こう言っているわけではあります。こんなすばらしい反響がある、涙ぐましいような反響がある。これは永遠に被爆者が後から出てくるわけではないので、老齢化してきますので、のんびり考えていたのではあつた。たとえば、いまソ連の墓参の問題なんか出ていますし、またフィリピンなどにもいままでも墓参などをやっているわけですね。そういうことを考えれば、日本の国の中で行くわけですから、費用の点からしても外国に墓参に行くとい

うことよりもはるかに安いことですし、やろうとすれば予算化するということはできるのではないか。それでぜひ検討をしていただきたい、できるだけ早くこの検討をしていただきたいということとを大臣と公衆衛生局長にお願いしたいわけですね。

○野呂国務大臣 この被爆者対策に対してはやることはいっぱいあると思うのです。何をまず優先すべきか、あるいは特に基本懇の結果が出てきたに新しい制度をつくるべきであるというふうな結論が出たとするならば、基本に戻ってこれからの被爆者対策というものの行政上の処置というものを速やかに打ち立てなければならぬと思うのでございます。ただこのことが優先されるべきものでしょうか、いろいろ全体の被爆対策の中で検討をしてもいい、しなればならない、こういうふうなことを考えますので、いまそれをやるべきであるとかないとかということについて意見を申し上げることは差し控えておきたい。しかし、大阪がやられたことが大変効果をもたらしたということは承知したので、参考にさせていただきます。

○田中(美)委員 先ほどの議員が、じゃ厚生大臣は基本懇の結論が出るまでは何もしないではないかというふうな発言をしていらして、私はそれを聞きました。少し言い過ぎではないかというふうな感じがしていただけてすけれども、言い過ぎではないか。いま基本懇の問題は総合的な広い観点からというところで、一番の中心は国家補償の立場に立つかということが中心なわけですので、別に基本懇の結論が出る、出ないは問題でなく、やはりそれが出るまでは何もしないんだというのではなく、実は私もこれはテレビを見るまで気がつかない、被団協の人たちからこういう要求があるということは聞いておりましたけれども、テレビを見て非常にその要求というのは本心に切実なものだし、人間性を感じるような、喜びを感じるや

り方であつたというふうに思うわけです。ですから、これは国家補償の立場とかそういうふうな問題でなくて、ヒューマニズムの立場からやはりこれぐらいのことは国がしなきゃあかぬのが、どうい立場に立とうとも検討の余地があるのではないかと、これを言っているわけです。ですから、基本懇の結果がどうのということではなくて、いますぐやるのかやらないのかということとは出ないと思います。しかし、大臣も局長も大変いいことだと言っているわけですから、ぜひこの問題を国としても何らかの形で検討をしていただきたい、これをぜひお願いしたいと思います。

○野呂国務大臣 検討させていただきます。

○田中(美)委員 ではその次に、これは愛知県の愛友会の方たちに伺った一つの事例ですけれども、私は被爆者の相談体制がいまままでの対策の中ではやはりおくれられているのではないかと感じています。いま愛知県の場合は百二十万の年間補助金が出ております。それから、名古屋市から六十万円の補助金が出ております。これで百八十万円出ているわけですから、この相談活動をどれくらいやっているかというのを見ますと、昭和五十二年度が、述べ人数で千三百八十八人の相談に乗っている。費用が約三百二十五万円。それから、五十三年度は延べ千二百六十六人で、その経費は約二百七十五万円というふうにかかっているわけです。そうすると、県には担当の職員がわずか三名ぐらいしかおりませんし、またことしは被爆二世の健診なども行われて、そういう相談などもあるということになりますと、小さな相談をしているところでも百万なり百何万なりの赤字が出ているというところは大変なことなわけですね。県と市でやっているわけですので、せめてこういう小さいところについては、国が県や市や市役所、ブロック別ぐらゐに、国が県や市や市役所の相談の援助をすべきではないか。

私は、この相談体制がいまままでの中で非常にお

のようにお考えになりますでしょうか。

○大谷政府委員 確かに相談事業は大変重要でございまして、現在、広島と長崎両市が実施いたしております相談事業に対しては、保健婦一名の運営費を国として補助をしているわけでございします。また、全国の都道府県で被爆者の相談に応じられるように厚生省で相談業務の講習会というの五十三年度から実施いたしております。受講者もだんだんふえている状況でございします。また、日本被団協が行っております相談事業は全都道府県で行われているわけでございします。これについては日本自転車振興会から補助金が出ておりましてやられているわけでございします。

そういうことでございしますけれども、先ほどからも申し上げておりますように、私もとしてはいろいろ原爆被爆問題について手を尽くしていきたいというふうなことで、その全体のあれを見ながら先生の御趣旨も体してやっていきたいというふうな考え次第でございします。

○田中(美)委員 何か余りはつきりしないようだったのですが、大臣、その相談体制に対してもうちょっと国が責任を持っていたらいいと思うのです。

○野呂国務大臣 五十五年度におきましても、原爆被爆者相談事業運営費の補助も増額をいたしておるわけでございします。あるいは先ほどお答え申し上げましたように、こういう相談に応ずるための方々の講習会などもやっていくというところでございします。したがって、今後この相談事業を大事に考えながら、なおいろいろ方法があれば、国としてこれに積極的な対応を示してまいりたい、こういうふうに考えます。

○田中(美)委員 ぜひ、自転車振興会だけに頼るのではなくて、国としても、いま大臣言われたように、積極的なやり方でしていただきたいと思ひます。

次の質問は、厚生省と外務省の方に伺いたいわけですが、

一九七八年、昭和五十三年ですが、五月に国連

の軍縮特別総会がありました。これにはニューヨークに日本から五百名ぐらいの方たちが参加したということで、ニュースなどを見ましても、大変な成果を上げたように私は思います。私も、愛知県の平和委員会がそのときのスライドをつくられて、これを見せていただきました。そのとき的情勢を、部分的ではありますけれども、そのスライドを見て大体の様子などを感じ取ったわけです。

そのときに参加した人たちの話なんですけれども、参加した人たちは、特別総会がすばらしかったかどうかというだけでなく、世界の人間の意識が、言葉も通じない人たちが、ともに手を組んで、世界から核兵器をなくそう、核戦争をなくそうという形で手を合せて、心を通じ合ってきたということに非常に感動して帰ってこられたというわけです。帰ってきて、国連の創設記念日の十月二十四日から一週間というものを軍縮週間というふうに決められたということで、そのときの特別総会で、当時の園田外務大臣が演説をしていられたわけです。これを見ますと、「わが国は、核兵器のもたらす筆舌に尽しがたい惨禍を体験した唯一の国であり、このような悲劇は二度と繰り返さず、返さずしてはなりません。これが日本国民の一致した強い念願である」というふうな演説をしていられたわけです。唯一の被爆国の外務大臣がこうした演説をしていらつしやる。これは外務省からいって、ただいま先生が御指摘のように、確かに七十八年の軍縮総会で、十月の二十四日、これは国連の記念日でございますが、この日から一週間は毎年軍縮週間とするということが決まっております。昨年、一昨年とその軍縮週間があったわけですが、特にこの軍縮週間におきましては、外務省といたしましては、通常の広報活動以上に、大臣談話を発表するとか、あるいは新聞、テレビ、ラジオ等に特別に資料をつくりまして提供していただいたり、あるいはその講演会には日本人のみならず外国の軍縮の専門の方に来ていただいて各地で講演会をやっていたとか、そういうようなこともやっております。ただ、予算等いろいろな制約もございしますけれども、外務省といたしましては、その範囲内で

れども、これについての日本国民に対する報告やPRというのは、一体どうなっているのでしょうか。

○閣説明員 お答え申し上げます。

外務省といたしましては、特に核兵器を中心とした軍縮が非常に重要であるということと、これが日本の外交政策の重要な一環をなしているわけでございまして、そういう基本精神に沿って、軍縮問題の重要性につきましては、平素からいろいろな手段を通じてできるだけ広報活動に努めているつもりでございます。たとえば、軍縮委員会での日本政府代表の演説等が行われますと、できるだけ早くこれを国内にも公表して、できるだけ新聞あるいは雑誌、テレビ等を通じて国民の皆さん方に提供されるようにしていただくというふうなことで、あるいは各方面、学術研究団体あるいは個人の方から軍縮問題について御照会等があります場合にはそれにお答え申し上げるとか、あるいは外務省職員あるいは適当な民間の方々へ委嘱いたしまして軍縮問題についての講演会をいたします等、そういう手段を通して、平素から軍縮問題につきましても啓発活動というものはやっております。ただ、先ほど申し上げたように、確かに七十八年の軍縮総会で、十月の二十四日、これは国連の記念日でございますが、この日から一週間は毎年軍縮週間とするということが決まっております。昨年、一昨年とその軍縮週間があったわけですが、特にこの軍縮週間におきましては、外務省といたしましては、通常の広報活動以上に、大臣談話を発表するとか、あるいは新聞、テレビ、ラジオ等に特別に資料をつくりまして提供していただいたり、あるいはその講演会には日本人のみならず外国の軍縮の専門の方に来ていただいて各地で講演会をやっていたとか、そういうようなこともやっております。ただ、予算等いろいろな制約もございしますけれども、外務省といたしましては、その範囲内で

できる限りのことはやっておりますし、今後ともこの軍縮の重要性にかんがみまして努力を続けてまいりたいと思っております。

○田中(美)委員 平素からと云われておりますけれども、私が質問しておりますのは、平素から非常に弱いというふうな思っているわけで、平素のとおりでは、これはよくにやらないんだというふうに感ずるわけです。問題は、やはりこの七八年の軍縮週間というものが決められたということ、いま新聞やテレビや言っておりますが、各紙に政府広報などを載せるというふうなことをやるなり、婦人週間などでは相当PRされておりますけれども、一番大事なこの軍縮週間というものは、国民がほとんど知らないわけですから、外務省としてはやっております、やっていると云いますけれども、問い合わせがあつてからそれに答えているなどというのはやっております中に入らないので、当然の仕事であつて、これを積極的に政府の広報を各紙に載せるとか、そういうふうなPRを積極的にやっております。過去のことをとやかくいま責めても仕方がないことですが、ことは何かこの軍縮週間、十月二十四日から一週間はそうなんだぞということをいろいろの意味でのPRをする、それはテレビ、各新聞に政府の広報として載せていただきたいと思つたわけですが、その点はどのように考えられていらつしやいますでしょうか。

○閣説明員 御指摘の点は、私もとしても十分了解するつもりでございします。今後とも、予算等いろいろの制約ございしますけれども、特にこの情報過多の時代におきまして、政府主導型のそういう啓発活動というものはなかなか食い込む余地がないというふうな客観的な現実もございしますし、私どもとして、微力ではありますけれども、できるだけこの軍縮週間というものを国民の皆さんにわかっていたら、そして民間のいろいろな団体の御協力を得て、さらにそれを国民の間によく、広く理解していただくというふうに努力してまいりたいと思ひます。

○田中(美)委員 ちよつと具体性がないのですけれども、何となくということではなくて、各新聞などに載せていただきたいということを言っているわけですか。どうですか、抽象的じゃなくて、もっと具体的に。

○閣説明員 従来も軍縮週間等に当たりましては、記事資料等をつくりまして、外務省の記者クラブ等を通じて、できるだけ記事になるように努力はいたしておりますけれども、そういう努力は今後も努めてまいりたいと思っております。

○田中(美)委員 記者に記事になるようにというだけでなく、それはただでやろうという、それもいりすけれども、ただでやろうということは、やはりPRは徹底いたしませんか。やはり政府がきちっと広報として新聞に広告を載せていくというふうなやり方をぜひやっていただきたいと思っております。

○閣説明員 内閣広報室の方とも相談申し上げまして、先生が御指摘のような手段につきましても今後十分に検討したいと思っております。

○田中(美)委員 厚生省の方も、やはりいままで一番厚生省がこの被爆の問題については政府の中ではがんばってこられているわけですから、そうしたいままでやってこられたことは単なる被爆者を援護するというだけでなく、再びこういうことが起きないようにという観点からやっているわけですから、同じ政府の中で外務省に対してももうちよつとしっかりやれという態度で、厚生大臣もしっかりと、こうした国連で世界の人たちが決めたことなものですから、日本の国民一人残らず知ってもらふような、そういう努力をやっていたいただきたいと思っております。

○野呂国務大臣 厚生省といたしましては、わが国が唯一の被爆国でございまして、こういうことが世界にあり得てはならない、断じてそういうことのないように、私もそれがために今日のお気の毒な被爆者に対しては、法律の問題でなく人道的立場に立つて被爆対策を進めてまいっております。

るわけでございまして、いま御指摘の点につきましては外務大臣及び総理府総務長官など関係機関に御趣旨の点は十分伝えて、また厚生省としても協力をいたしたい、かように考える次第でございまして。

○田中(美)委員 最後に、基本懇の問題は先ほどからいろいろ同僚議員が言われていまして、この結論が出ない限りはどうしようもないというふうな御返事でしたが、ぜひ国家補償の立場に立った被爆者援護法を制定するように強く厚生省及び厚生大臣にお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○葉梨委員長 次に、浦井洋君。

○浦井委員 去年のこの改正案の昨年度の通常国会での審議のときに、私、原爆医療法制定時から現在までの認定疾患が約八千件あるということとで、その疾病の名前であるとかあるいは被爆距離なんかを整理すべきだということに申し上げた。当時の田中公衆衛生局長は、五十四年度中に事例集をつくるということと約束されたわけですが、その作業進行状況はその後どうなっていますか。

○大谷政府委員 先生御指摘の、過去に認定疾病として認定されました事例につきましては、過去の台帳を整理しまして四十八年から五十四年までの約六年間にわたる五百例につきまして一応の集計を終わっております。現在内容の精査を行っているところでございます。また、その結果につきましてはできるだけ早い機会に都道府県等にお送りしたいというふうに考えている次第でございます。

○浦井委員 五十四年度の仕事をありますから、年度内に届くわけですか。

○大谷政府委員 できるだけ早く整理いたしまして、そういうふうな思いをいたしたいと思っております。

○浦井委員 それともう一つ、いま四十八年から五十四年の六年間の五百例、こういうことでありますが、やはり死亡された方も含めると約八千件、こういうことになって、聞くところによりま

すと、初期のころの認定の仕方と現在の認定の仕方ではかなり微妙な違いもあるように思えるわけで、そういう点の点検もできるわけですし、できるだけ全数調査をやっていたら、そして整理をこの際しておくべきだと思うわけですが、この点についてはどうですか。

○大谷政府委員 昭和三十三年に原爆医療法が制定されましたから今日まで、先生は約八千件とおっしゃいましたが、約七千五百件でございますが、認定されておりますけれども、当時の古いものにつきましてはこのような立場からの台帳の整備が行われておりませんので、被爆距離等につきましても現時点ですべての事例を正確に分類するということは非常にむずかしい状態でござい

【委員長退席、住委員長代理着席】

しかし、先生も御指摘のように、非常に大事な問題でございまして、できるだけ過去の認定事例につきましましてはさかのぼって分類作業をいたしたい、かように考えている次第でございますが、何分そういうわけで多少資料の不備があるようでございます。

○浦井委員 きわめて正確には、それは無理な面があるだろうと思うので、いま局長の言われたことを確実に実行していただきたいというふうに思っています。

それから、その次の問題は健康管理手当を支給するための診断書の問題でありますけれども、まず最初は、御存じだと思ふのですが、疾病の名称というところで、その注釈というふうな形で、疾病の名称の欄の「疾病が原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである場合はその旨の意見」という欄があるわけですが、これは健康管理手当が支給される十一疾患と、ちよつと誤みますと放射能との関係があるのかないのかという点の判定を求めているように第一線の医師は受け取るわけですね。そうしますと、これを患者さんの方から書いてくれというふうな持ってきた場合に、医者の方は、自分は放射能の専門でもな

いし原子爆弾のこともようわからぬ、まして放射能の影響によるものであるかどうかということ判断することはできないので診断書はよう書かぬというふうな言い方で断られるケースが多いというふうに私は聞いておられるわけです。実情を聞いてみますと、やはりそうだと思います。

この文章は非常にわかりにくいので、それでいっそのことは診断書から削除すべきではないかというふうな思いをしておりますが、どうですか。

○大谷政府委員 この点につきましては、健康管理手当の支給要件といたしまして被爆者に対する特別措置に関する法律の第五条で「原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く」というふうにはっきりと書いてあるわけでありまして、この点について医師の判断を診断書に記載していただきたい、こういうふうな考えでいるわけでございますけれども、しかし先ほどから先生御指摘のような点で問題があるといいたしますれば、これは私もとしても今後検討させていただきます、かように考える次第でございます。

○浦井委員 いまの話でもわかるように、条文のとおりがこう書いてあるわけですね。そうすると、普通の医者が見て何かわけがわからぬようになつてくるらしいのですよ。だから、少なくとも削除するか、あるいははもつとだれが見てもわかるような表現にして、そして医者が診断書を書けるような、そういうふうにしてほしいと思うのですが、それはよろしいですか。

○大谷政府委員 検討させていただきます。

○浦井委員 検討というたら、検討したけれどもあかんだということになりますので、やはり何かほかに表現はないですか。

○大谷政府委員 検討の結果をまた御報告申し上げます。

○浦井委員 それからもう一つ、この診断書の問題で混乱が起つておることがあるわけなんです。私はこゝへ兵庫県の診断書の用紙と、これは先ほど厚生省にもらった東京都の診断書の用紙を

持つてきてあるわけですが、これはおもては様式が決められておるので、法律に基づく様式であるわけで一緒なんです、裏が違うわけですね。

その前に一つ尋ねますけれども、十一疾病の中で、1の「造血機能障害を伴う疾病」ということですが、その中で、健康管理手当の支給が一年であるのは鉄欠乏性貧血だけであるわけですね。

○大谷政府委員 先生の仰せのとおりでございます。

○浦井委員 そういたしますと、厚生省がかつて参考資料のようなものとして出された厚生省令で定める障害を伴う疾病名というのを兵庫県の場合まる写ししておるわけですよ。これが非常に混乱を起しておる。私が県の相談室に行つて実情を調べてみますと、県の医務課の方ではこの厚生省の指示に基づいて、胃酸欠乏性から鉄欠乏性から全部これは一年だというふうな言い方をして、とにかく貧血であれば一年というふうなかつこうになつておるわけなんです。ところが、東京都の場合であれば、わりに明確にその点は書いてあるわけなんです。しかし、そうしたら、これも厚生省の指示どおりかと言いますと、白血球減少症であるとか、出血性素因であるとか、紫斑病であるとか、血小板減少症であるとか、多血症であるとか、こういう病名が「造血機能障害を伴う疾病」の中にずっと書いてあるわけなんです。だから、都道府県によつてこうまちまちでは、全国的にかなり混乱が起つておるんではないかというふうな気がするわけ、この診断書の裏に、こういう病名であれば健康管理手当が受けられるかということを書く必要はあると思うのですよ。こゝへ書く必要はあると思うのですけれども、もっと統一された、しかも診断書を書く側にとっては理解し、書きやすいようなやり方を、やはり厚生省は工夫をこらして、整理して、指導すべきではないかと思うのです、どうですか。

○大谷政府委員 確かに現場の先生方にとっては非常に煩わしい表現法になつておりますから、私どもとしても、この点については、先生方にでき

るだけ御迷惑をかけないような表現方法を検討したい、かように思う次第でございます。

○浦井委員 どうも検討ばかりなのであれなんです。

それともう一点は、9の項の「呼吸器機能障害を伴う疾病」、これが東京都の分によりまして「肺気腫、その他の慢性間質性肺炎」というふうになつておるわけですね。厚生省の出された文書では、「肺気腫」と書いて、また、だあつと何やや、こしいかつこうに書かれて、「その他の慢性間質性肺炎」、これはWHOの疾病分類をそのまま写しておられるんだらうと思うのですけれども、こゝなつてまいりますと、一つの問題は、これは大谷さんよく御承知だと思つておるけれども、第一線の医者は肺気腫という病名はまだ余り使わないのですよ。それと、御存じのように、この医療法は健保と相乗りでしょう。保険と相乗りですから、国保の本人、家族あるいは健康保険の家族のようない自己負担のある分について公費医療で支給する、こういうことになるわけですから、健康保険や国保の方では治療上気管支ぜんそくであるとか慢性気管支炎と書いて、こちらの診断書には肺気腫と書かなければならぬというふうな混乱、あるいは神経を使うというふうなことがあるので、一番よい方法はこれは肺気腫と、それからもう一つレベルを落として、慢性気管支炎なりあるいは気管支ぜんそくというふうなものでもよいんだというところをここで許容すればいいと思うのです、どうですか。

○大谷政府委員 この点につきましては、私ども原爆医療審議会の専門家の方々の御意見を伺つて実はこういうふうにしてきているわけでございます。すけれども、これにつきましてはこれはなかなかむずかしい問題だと思つておるのです。ですから、これについては一応私どもも原爆医療審議会の先生方の御意見を一通伺つてみたい、かように思うわけでありませう。

○浦井委員 いままで私の質問を前向きで検討していただけると確信はしておりますので、すけれども、

も、ただ、認定審議会の話が出ましたけれども、確かに権威者だし、オーソリティーだと私は思います。しかし、なるほど被爆当時現地にいられたりはしておるだらうと思ひます。その他必要に応じて現地に、長崎や広島に行かれておることもあつてよろしいけれども、実際に広島、長崎を初めとして全国に散らばつておる被爆者の三十五年間の経過をずっと第一線で診ておる人とはやはり私は感覚がずれておると思うわけなんです。これは医学論争になりますから私言いませけれども、原爆ぶらぶら病であるとか、あるいは中には低線量症というふうな、現在の医学ではわからないような病名があるのではない。低い線量を浴びて、いま障害がずっと残つておるんだというふうな主張もあるわけなんです。だから、低線量被曝といふんです、そういう点は認定審議会という場ではなかなかテーブルの上には上らないし、実際はその狭間で苦しんでおられるのは被爆者の方である、こういうことになるわけなんです。だから、第一線で被爆者の医療を担当しておる医師といふのは広島、長崎を含めまして、数えてみても、両手の指をちよつと出るくらいしかないと思ふのです。ほかのお医者さん、ほとんど知りません。もう一遍被爆者医療のあり方というもののついてそういう人々を思い切つて一度集めるなりあるいはそういう人々の意見を聞くなりする、認定審議会の先生方は先生方としてがんばつてもらわなければいかぬですけれども、そういう試みはやるおつもりはないですか。

○大谷政府委員 ただいま原爆医療審議会の先生方は、たとえば先ほどおいでになりました理事長のおられる放影研あるいは広島大学原研あるいは長崎大学原研といふふうに、実際に現場で被爆者の方々と診療しておられる先生方を網羅しておるわけでございますけれども、先ほど田中先生からもお話がありましたけれども、今度実は実際に診療をおやりになつておる先生方の研究会を、五十五年度から長崎で研究会を実施するようになつておりますので、そういう機会にでもぜひ現場

の先生方の御意見も伺うようにしたらどうかというふうに思ひますが、先生にお言葉を返すようでございますけれども、原爆医療審議会の方は必ずしも現場を離れてしまった先生方というのではなしに、現在そういうふうな先生方に大谷さんでもあり、かつ現場でおやりいただいているというふうな私どもも理解しているわけでございます。

○浦井委員 そこを大谷さん、よく考えて、よく実情を見ていただいて、実際に被爆者を初めとした被爆者団体の側からも、先ほど私が申しましたように、とにかく老化が早いんだ、それから疲勞しやすいんだ、あるいはぶらぶら病的なものなんだ、これは低線量の被曝ではないか、これは現代の医学ではわからないのと違うかというふうな素朴な疑問も出るし、その意見に賛同するお医者さんもおるわけなんです。現場でも悪戦苦闘しておるわけなんです。被爆三十五年、そういう人々の意見を厚生省としては一度じっくりと聞いてみる必要がある。いま長崎ですか、五十五年度で四百万円でしょう。大したものはできぬのではないかと思ふのですけれども、そういう人を呼ぶような、あるいは研修会といふことであれば一度そういう人たちが何十人か会してディスカッションをやるとか、そういうことをひとつやつていただきたいと思ふのです、どうですか。

○大谷政府委員 長崎の研究会はこゝし初めての試みでございますので、できるだけ先生の御趣旨も盛り込むようにいたしまして、いろいろ考えてみたいと思ひます。

○浦井委員 次の問題は、ずっとときより審議をされておるので簡単にいたしますが、所得制限の話です。

所得制限の話で、健管手当でも今度改正をされて税額四十九万二千六百円ですね。だから、いま大谷さんのあれでは九六%主義だということでありませけれども、私、兵庫へ行きますと、ここ数年健管手当所得制限でもえなかつた人は一体どれくらいなのだというふうな聞いてみますと、現在健康管理手当をもらつておる人が千二百二十

二名、それで数年間で所得制限にひつかかった人はわずかに数人だというのです。だから、九十六以上ですね。こういう数人の人を支給対象から外すためにすべての対象者が一々税務署へ行って税額証明書をもらわなければならない。これは何とかならぬだろうか。もちろんこれを外すということになれば、果たして原爆医療法なり原爆特別措置法の性格がどうかという本質論になるわけですが、これも、これは本質論に何とかならぬですか。

○大谷政府委員 毎回同じ繰り返しの答弁でまことに恐れ入るわけでございますけれども、所得制限の撤廃問題につきましては、制度の基本的なあり方に関係する、こういうふうな観点で、それも現在すでに基本問題懇談会の御答申もだんだん近づいているというふうな状況の折でございますので、私どもとしてはその結論を待った上で対処したい、かように考えているわけでございます。

○浦井委員 大臣、いま所得制限の話に移ったのですが、もう一つケロイドの問題なんかもいまの原爆二法の限界性を示しておるわけですよ。御存じだろうと思うのですけれども、ケロイドがある方というのは非常に心身ともに苦痛をなめてきておられるわけですね、結婚しておられてもそのことが原因で離婚を余儀なくされたり、あるいは結婚というチャンスに恵まれなかったりというふうなことですね。ところが、現在の特別手当あるいは健康増進手当、いずれも対象にならないわけですよ、いまの原爆医療法の精神でいくならば、たまたまいくならば、しかも、今度はケロイドを治療するのだということで手術をすることになれば特別手当がもらえる。もらえ、支給されるということはよいことなわけです。それで、治療すれば特別手当が半額になるわけですね。だけれども、そのまま残って居る人は、七十にも八十にもなっているから手術せぬでもよいわというふうにあきらめておられる方は手当がもらえない。せいぜい二キロ以内であれば保健手当がもらえるだけだ、こういうことになってきわめて不合理です。

ね。ですから、大臣は特別な社会保障であるとかいろいろなことを言われておるわけでありましてけれども、そういう点からいってこれは何とかしなければならぬということになります。一遍大臣の御意見を聞いておきたいと思う。

○野呂国務大臣 私も医療関係の専門の立場でございまして、果たしてそれをどういうふうにしていくことがいいのか、いま即断をいたしかねますけれども、いろいろ原爆の医療審議会などの専門家の御意見もあろうかと思ひます。そういうものも十分聞きながら、手落ちの点については何とか対応するということが当然でなからうかと思ひますので、あえて基本懇談会の結論を待つてどうということではなくて、御指摘の点については十分厚生省として考えていきたいというふうな思ひでございます。きょうどうするかということについては、今後関係の者とよく相談をしていきたい、かように思ひます。

○浦井委員 この問題はもう法改正のために議論されておる問題で、大臣はいまそう言われたのですが、ひとつ公衆衛生局長から。

○大谷政府委員 現在は医療を行う場合に特別手当を出すという法の立て方になっているものでございまして、そういう先生の御指摘のような問題点があるわけでございますけれども、大臣も申されましたように、私どもとしましてはこの問題については全体ひくるめて今後のあり方の検討の中に入っていくのではないかとこのように思ひ、現行法ではとてもそういうわけで無理だと思ひうわけでございます。

○浦井委員 大臣は、基本懇談の答申を待たなくても、そういう不備な点はやらなければならぬというふうな言われたわけですよ。だから、その考え方でひとつ前向きに検討していただけますか。

○大谷政府委員 この問題は、私、事務当局として法律問題に絡むものでございまして、要するに医療を受けているときに特別手当を出すという立て方になっているものでございまして、

から、その点については大臣のお話でございますし、ひとつ勉強させていただきたいと思ひますが、大変むずかしい問題でございます。

○浦井委員 検討から勉強にちよつと後退したような感じで頼りないのですけれども、大臣や公衆衛生局長が在任中に勉強もし、検討もし、前向きにひとつよい対策を出していただきたいというふうに思ひます。むずかしいことは私もよくわかっておりますので、真剣に努力をしていただきたいというふうに思ひます。

そこで、原爆二法の議論ということになりますと、けさ方来いろいろ議論になっておる問題がやはり出てくるわけですね。

御承知のように、原爆医療法の目的では「原子爆弾の被害者が今なお置かれて健康上の特別の状態にかんがみ」云々、それから原爆特別措置法の方は「原子爆弾の被害作用の影響を受け、今なお特別の状態にあるものに對し」と、いずれも「特別の状態」という表現が使われておるわけですが、これは一言でお答えいただくとしたら何を指しておるわけですか。

○大谷政府委員 やはり放射能の特殊な状態というふうな解釈をいたしております。

○浦井委員 そこが公衆衛生局長、立場上言えないのかもわかりませんが、非常に幅が狭い。放射能だけではいけません。いまの医療法、特別措置法の被害者対策のあり方というものが、どう言いますか、トータルの原子爆弾被害の特徴のきわめて一部分しか指しておらない、それしか対象にしておらない。きわめて限定されておるのだ。そこに私は根本的な対策の不十分さの原因があるというふうに思ひうわけですよ。

大臣、私少し読んでみますけれども、三年前です、一九七七年の国連のNGO被爆問題シンポジウムの報告では、次の五点について原爆被害の特徴を指摘しておるわけですよ。これはもう大臣も御承知だろうと思ひうわけですよ。一つは「瞬間奇襲性」です。原爆被害は攻撃される側の民衆の同意もなく、民衆に逃避の余裕も与えず、奇襲に

よつて瞬間的に生じた。そのため市民は日常生活継続中の状態で生活を破壊された。これが一つです。それから二番「無差別性」「一定地域の住民を老若、婦人、子ども、人種、職業、非戦闘員、階級を問わず無差別に殺傷した。軍事目標や要員の目的をしばつて使用される在米兵器と根本的に異なる。それから三番「根絶性」これは人間のみならず、あらゆる生物および環境を破壊し、人間生活の根底を形成する自然、社会、文化環境を破壊した。四番「全面性」「生き残つた被爆者には人間生活のいのち・くらし、こころの全面にわたつて被害を与え、それら相互の悪循環のなかで人間から人間らしく生きることを奪つた。五番「持続性」被害が生じて以来今日まで、被爆の全容がつかみえず、つぎつぎ新しい被害が発見されている。とくに核軍拡競争や政府の被害者対策の立ちおくれが新しい加害となりつづけている。これが五つに要約された原爆被害の特徴であると国連NGO被爆者問題国際シンポジウムで報告されておるわけなんです。

この中には、いま質疑の中に出てきましたように、当時の日本の政府が、そんなことを言うのはおかしいわけでありまして、ともかくにも、無差別性とかあるいは残虐性とか文明に挑戦するものであるとかいうような抗議をその当時アメリカの政府にしておるわけですよ。だから、これがやはり五つの、原爆被害をトータルにとらえた特徴だというふうに私思ひうわけでありまして、けれども、大臣どう思ひますか。

○野呂国務大臣 御趣旨の点は私も十分理解させていただきま。

○浦井委員 少なくとも、そうではないんだというふうな全く否定し去ることは野呂厚生大臣としてもできないでしょう。

○野呂国務大臣 できません。

○浦井委員 しかも、先ほどから言われておるように、日本政府はサンフランシスコ条約で賠償請求権を放棄したということでありまして。だから、そういう事情が、実害とそれからいままでの経過

があるんだという認識に立つならば、それとさらに先ほどから申し上げておるように、所得制限の問題であるとか、ケロイドの人たちには一向に救済といえますか、あるいは補償の手が差し伸べられておらないという矛盾も生んできているわけなんです。

そして地方へ行きますと、ついこの間、神戸市の原水協の人たちが、原爆手帳を持っている被爆者に、あなたは原爆二法を知っておりますかという、そのほかずっとアンケートを出した。すると、アンケートのとり方、設問の仕方にもよるんでしようけれども、やはり半分しか知らぬわけですね。被爆者手帳だけは持っておりますけれども、こういう原爆医療法あるいは特別措置法があるというところさえも知らない人が五〇％くらいあるわけなんです。そういう対策の不十分を生んでおるわけなんです。

だから私、最後に大臣に強く要求したいのですけれども、やはり国家補償の立場に立った被爆者援護法、この制定をとにかく急がなければならぬ、このことを強く要求したいわけなんです。ひとつ最後に大臣の御意見を聞いておきたいと思ひます。

○野呂国務大臣 私、わが国が世界における唯一の被爆国である、そういう観点に立つて、いかに恐ろしいものであるかということをおわれれば被爆者に対する対応において十二分に示していることが、それが国家補償であると考えているのでございます。したがって、ある意味においては遅きに失した感があることは言うまでもないと思ひます。いま基本懇で、その基本理念についての御意見を承っております。政府としては、その理念に基づきまして十二分に対応し、そして被爆者の方々に十分国は責任ある対応をしていくことに急ぎ努力を進めてまいりたい、かように念願をしておりますわけでございます。厚生行政のうちこれは大きな課題である、その課題の解決に向かって国として十分対応してまいりたい、かように存ずる次第でございます。

います。

○浦井委員 もう終わりますけれども、私、別に基本懇を否定するわけではないのですが、基本懇というようなものをいまさら設けなくても、当然もっと早い時期に国家補償の立場に立った被爆者援護法というようなものが制定されなければならなかったわけなんです。その点を十分に認識をしていただいて、被爆者の実態に見合った対策を早く立てていただきますことを要求をして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○住委員長代理 次に、小淵正義君。

○小淵(正)委員 私は、本日は、被爆者援護対策についてのいろいろ考え方その他についての論議はもう申し上げるつもりではございません。ただしかし、先ほどからいろいろお話を承っております。どうして、基本懇といいますが、七人委員会といいますが、これの結論待ちのような印象を受けざるを得ないわけなんです。したがって、私としては、この原爆被爆者対策というものが戦後処理の中でいまだにこういう関係の中に置かれていて、これはやはり、国が平和憲法下の中において戦後処理をどのような形でどういうふうにしていくかという一つの系統的な整理がされていままにそういつた問題を個別にいろいろと処理してきた結果が、いまこういふ問題が発生してきておるんじゃないかと思ひます。そういう点で厚生大臣としては、私的諮問機関でありまして、ここらあたりで一つのきちとした整理をするための一つの諮問機関として設けられたという意味においては、私は十分理解いたします。しかしながら、私は、ただそういった基本懇の結論は確かに大きな柱、骨組みの中では国家補償が社会保障か、いろいろ論議があるでしょうけれども、ともかくそういうことを抜きにして、国としてやらなければならぬというところがまだたくさんこの原爆被爆者対策にあると思ひます。

〔住委員長代理退席、竹内(黎)委員長代理着席〕

そういう意味では、ぜひひとつ基本懇の結論待ちじゃないに、いまからでもどんどん厚生省当局としてやるべき、国の責任としてやるべき事項等については、もっとひとつ問題を整理されながら、そういう中で基本懇の結論が出る時にはもう同時にいろいろそれに付随する問題の整理がされて実施できるような、そういう体制をとっていただきたい、こういうふうには私は意見として申し上げるわけであります。

特に、厚生省当局には行っておると思ひますが、原子爆弾被爆者援護措置に関する陳情書として、長崎県、広島県、それぞれ広島、長崎市を挙げて、幾つかの現在の状況の中における項目をそれぞれ厚生省に達しておると思ひます。だから、この中で、もちろん基本的にはそういう国家補償に立つかどうかという問題がありまして、やはり、しかしそういうことを抜きにしても、やはりやらなければならぬというものが私はかなりこの中にあると思ひます。そういう意味でひとつ基本懇——何か先ほどからお伺ひしておりますが、結果的には基本懇の結論待ちということ、それからまたいろいろスタートするような感じもなきにしろあらずでありましたので、先ほどの委員の質問に対する厚生大臣の決意もお伺ひいたしましたけれども、あえて再度この点だけはぜひ厚生大臣にお願いしておきたいと思ひます。

○野呂国務大臣 厚生省といはしましては、基本懇に責任を転嫁したり、あるいはその結論待ちだということでは決してございせん。いろいろ御議論されたことを一つの転機として新しい対応を展開されたかなければならぬ、そういう意味で基本懇の七人の先生方に真剣に取り組んでいただいておりますわけでありまして、このことは十分尊重しなければならぬ。そこで、私どもの間違いないあるいは不十分な点の御指摘もいろいろあるうかと考えておるわけでございます。基本懇を隠れみのにしたりあるいは基本懇待ちであつてわれわれは決してないと思ひます。国民のいろ

いろの御要望に対してどこまでもわれわれは十分こたえてまいりたい、かように考えております。

○小淵(正)委員 本日は、そういうものを抜きにした実務的な問題点の二、三を中心にしてひとつ御質問したいと思ひます。

まず第一は、現在健康手帳を持っておられる人たちの年に二回の健康診断に対して、厚生省としては、一件当たり千九百円ちょっとだと思ひますが、診療費が出されておるわけですね。それから、要精密検査ということで精密検査した場合については一件当たり千四百四十円がしかなる診療費が国から出されておると思ひますが、これらの根拠といいますが、現在一般健診は项目的には大体四つか五つやられておりますが、それが果たして千九百円のいまの診療費で妥当かどうか疑問なしとしないうわけであります。

そういう意味でお尋ねをするわけですが、それぞれの単価の根拠といいますが、そういったものをお示しいただきたいと思ひます。

〔竹内(黎)委員長代理退席、委員長着席〕
○大谷政府委員 検査には一般検査と精密検査がございまして、一般検査につきましては、私どもの方で項目ごとに保険診療の点数を積み上げて、そのとおりに予算として出しているわけでございます。

それから、精密検査につきましては、これは一般検査の結果必要とする検査を行うことになっておりまして、A、B、Cとおられますと、Aの人は安い場合もあればBの人は高い場合もある、こういうふうになるわけでございます。私どもの方としては、毎年平均単価を計算いたしまして、実績に依りて予算を積算してお流ししておるというところで、先ほど先生御指摘の四千四百六円というふうになっているわけでございます。

実績では、たとえば長崎の原爆被爆者対策協議会の例で申しますと、五十三年で三千九百四十二円、五十四年度で三千九百五十六円ということになっておりまして、私どもの予算単価を下回っておりますわけでございます。恐らく先生御指摘の

点は個別の方の非常に高い部分についてお話しになつてゐるのじゃないかと思うわけでございませう。平均といつたしましては、現在健康診断につきましては実際に即してお払いしているという形になつてゐるわけでございませう。

○小淵(正)委員 保険の点数ですか、そういうものを積み上げて単価が出されておるようでありませうが、この単価の中には、こういう業務をやる運営費的なものも含まれてゐるのかどうか、その点はいかがですか。

○大谷政府委員 これはたとへば病院とか診療所でもそうでございませうけれども、そういう事務費とか診療費というものをすべてを積算して単価に計算し直して払つてゐるわけでございまして、一応私どもは全部含まれておるという解釈になつてゐるわけでございませう。

○小淵(正)委員 長崎の場合、実績を言われて、精密検査の場合でも平均値が低いということでありましたが、現在の診療費の単価は全部一緒だと思ひます。健康保険で診療費の報酬が上がらない限りは、いま同一の基準でとられてゐると思ひますが、まあ実績がこういうことですから現在無理はないと思ひでしようけれども、現実に見ましたら、県下で十万人近くの人が手帳保持者で、そのうち市内が約八万、そのうち従来ずっと健康を受けつてゐる人が大体八割で六万幾ら、七万近く、私ちよつと調べたのですが、そのうち年間三万人近くの方があの長崎の検査センターに行つて精密検査をやられてゐるようでありませう。精密検査のフォームを見ますと四十九項目までずっととれをやるかということがあつたわけでありまして、精密検査をされる場合には、個々の状況によつて違ひますが、最低でも八項目から十項目ぐらひやつておるわけですか。そういうことを考えますと、いまの診療費の中でそれくらいのもをやつてこれくらい金額で済むのかどうかという素朴な疑問が素人として出てくると思うのです。そういう点でどうしてこんなに平均が低い形になつてゐるのか、私はいま疑問視するわけです。少なくとも私が実

際に検査センターの人たちと——私も対象者です。から実際に受けたこともありませうが、そういうことと見た場合には、とてもじゃないがこんな三千幾らくらいの医療費で済むような検査じゃないのです。これはまことに不思議だと思ひますが、その点については何も疑問をお持ちになりませうか。

○大谷政府委員 これは恐らく胃がんでありますとかいろいろ検査をやる方と、そういう必要がない方との間でやはり相当な差があるのではなからうかと考えるわけでございませう。

○小淵(正)委員 そういう違いは確かにあります。ようけれども、私が申し上げますように、最低の方でも七つか八つの精密検査の診療を受けてゐるということですから、幾らそれがやさしい検査であつたとしても四千円以内におさまることではないと思ひます。

ただ、一つだけちよつとお聞きしたいのですけれども、広島では一般健診のときに精密検査に準じた形で二つ、三つのものを、二つ、三つではないかもしれませんが、何かそういう一般健診と精密検査のちよつと中ごろみたいな形の精密健診をやられてゐる傾向があるような話も聞きましたけれども、その点はよそのことですから知りませうけれども、少なくとも長崎ではいまほとんど健診は原爆センターにみんな見られてそこでやられてゐて、一般の医療機関でやられる例はまれです。そういうことを見ますと、実質的にこれは非常に無理なことがやられてゐるのじゃないかという気がするのです。私はこの実績を見てちよつと驚いたわけでありませう。そういう意味で、早く診療費の引き上げが何かをやつてやらないことには、とても本当の意味での被爆者の期待する精密検査ができぬのじゃないか、実はそういう懸念を持つたものですからお尋ねしたわけでありませうが、その点についてはいかがでしようか。

○大谷政府委員 あつたは保険点数の關係でそういうことがあり得るかとも存じませうが、私どもの方としては、そういうわけで保険点数で積算され

た分については現在予算で十分お払いできている形になつておりますので、先生御心配のような点があると思へば、今後とも私どもとしてもできるだけ予算の確保に努力したいと思つた次第でございませう。

○小淵(正)委員 お伺ひしておりますと、実績主義といひますか、もちろんある程度そういうものを基準にしないといけない面もあるでしようけれども、結果的に平均で厚生省のあれより低くなつておられますけれども、これが高かつた場合に赤字をどうすることもできないですね。そういう場合、もし平均的に見て赤字になるような状況になつたときには、厚生省はそういう赤字だけはすく補てんするという考え方がありですか、その点はいかがですか。

○大谷政府委員 予算単価につきましては毎年増額を圖つておりました、そういうことのないように努力いたしてゐるわけでございませう。

○小淵(正)委員 毎年増額を圖られてゐるということとございませうならば、ちよつと参考までに五十二、三年ごろからの状況、実績はこうだけれども私のところはこれだけ出しているぞということがおありであれば出していただきたいと思ひます。

○大谷政府委員 五十年年度が三千六百八十五円でございまして、五十一年年度が四千二百十、五十二年年度は前年度どおりでございませうが、五十三年年度に四千四百六円、こういうふうに改善してきてゐるわけでございませう。

○小淵(正)委員 実績との対比はいかがですか。

○大谷政府委員 実績は、ちよつといふ数字を持ち合せておりませうが、前年度の予算単価に一六%の増というところで予算を決めてゐるわけでございませう。

○小淵(正)委員 いま精密健診の点だけ取り上げて申し上げましたが、一般健診の分についてはさほど問題がないかどうか、その点はどうお考えですか。

○大谷政府委員 一般検査につきましては、先ほ

どから申しておりますように、検査項目をびつしりそのまま、もう点数で決めておりますので問題はございませう。

○小淵(正)委員 それでは、この点の最後になりますが、運営費といひますか、そういうものはこのうち何%ぐらひ入つてゐるのですか。

○大谷政府委員 これは保険の単価の積算の問題でございまして、ちよつと私どもでは中身がわからない次第でございませう。

○小淵(正)委員 そうすると、一般保険でやられてゐる運営費がそのまま入つてゐるわけですか。

○大谷政府委員 そのとおりでございませう。

○小淵(正)委員 それでは、その中身はここではわからぬけれども、後でお示しいただけますか、その点はいかがですか。

○大谷政府委員 保険局の方に尋ねますけれども、保険局の点数単価の設定もなかなかむづかしいと聞いておりますので、簡単にわかるかどうか、ちよつと保証いたしかねませうが、私どもの方で聞いてお伝えをいたします。

○小淵(正)委員 先ほどから私が申し上げましたように、私の感じではかなり無理をした運営をしてゐるのではないかと懸念がなきてゐるし、あらざるものから、この点質問したわけでありませう。私もなお、実績が果たして本当にそういうことなのかどうか、いろいろ状況を把握しながらまた機会があつたら申し上げたいと思ひますが、やはり実際の状態からいいますならばこれはかなり無理をした形の中でやられてゐるのじゃないかという気がいたしてゐると思ひます。したがつて、そういう意味では、ただこういう現状に甘んじることなしに、そういう私からの問題提起もあつたというのを頭にためていただきながら、これからひとつ検討の中の対象にしておいていただきたい、かように思つた次第であります。

次に、これも実務的な面ですけれども、原爆医療費の公費負担のあり方についてであります。御承知のように、現在の原爆医療費の中において、厚生大臣の指定を受けた方たちと、そういう

指定を受けない、手帳を持たれた方の一般の医療費との二つがあるわけでありまして、要するに全額が厚生大臣の認定する患者による公費負担という対象者と社会保険優先という形での一般対象者、こういう二本立てで今日やられていくわけでありまして。実態をいたしまして、特にこれは社会保険関係で申し上げるわけでありまして、健康手帳を持っているという立場からだけ見ますならば、手帳が複雑で、厚生大臣の認可を受けているというよりも、手帳保持者であれば、どちらにしても医療費については本人の自己負担分は一切ないこととなりますから、そういう意味で手帳保持者の人たちがほとんど一般疾病による診療を受けているというケースが非常に多いわけでありまして。

これを少し具体的に申し上げますと、長崎における私の健保の組合の人でありましたけれども、健康保険組合の中において医療費が、事業主と被保険者が負担した保険料を支払いながら運営されていることは言うまでもないと思えます。しかしながら、実際においては、長崎市内に健康保険組合が九組合ありますが、その中で原爆被災者の診療費、手帳を持った人たちの診療費がざっと二十億円程度と推定されるわけです。これは健康保険組合関係からの資料を私にいただいたというわけですが、この九組合が支払っている総診療費の中で本人の分としては一六〇程度、家族分が三〇程度、手帳を持ってもらえる被保険者とその家族というふうに分類しますとそういう割合になっておるわけですね。そういう割合の中で、実は手帳保持者の被扶養者の診療費というものがいろいろ調べられておるわけでありまして、受診率は大体二・一倍、要するに手帳を持った健康保険の家族の人たちの受診率は非常に高い。これは九組合の中の割合でありまして、家族診療費の総額の中に占める割合が約四五％、こういう状況になりました。現在の長崎における健康保険九組合の財政はこれによってきわめて大きな圧迫を受けているという現状に置かれておるわけです。

そういうことでございますので、長崎の健康保険組合の中で非常に問題になっているのは、公費負担の分の一部を結果的には健保が負担している。この点については、当然国として負担すべきものを健保が肩がわりして負担しているというところが財政の大きな圧迫要因の一つになっている。御承知のように、現在まで民間の健康保険組合その他はほとんど、こういう不況下の減量経営の中で最高とも思えるような利率をとりながら運営しているわけでありまして。そういう点で、これは非常に大きなウェイトを占めておるわけでありまして、この点についての改善方といいますか、厚生省当局の方にも陳情で行かれたと思いますが、この点についての当局の考えをお伺いしたいと思います。

○大谷政府委員 認定疾病につきましては全額公費負担いたしております。一般疾病につきましては、先生御指摘のように、保険優先、あと自己負担分を公費負担という形をとっているわけでございます。しかし、一般疾病につきましましては、原爆に起因しているかどうかということに關係なしに、たとえば外傷を受けた場合とか、あるいは交通事故を起こされた場合につきましても、すべてこれは自己負担分について公費負担をしておる、こういうことで、私どもの方では、こちらの一般疾病につきましましては、被爆者の方々の医療費負担の軽減を図るという考え方でやっているわけでございます。いまのところこのシステムを変えたいという考え方は実はいたしていません。○小淵(正)委員 いまちょっと申された中で、健保でも交通事故関係は一切その中で処理していませんから、そういう間違っただけはひとつ改めてください。明らかに交通事故とわかった分については一切保険で扱っていませんから。いまのところ、そういうことを考えてないというところでありますが、費用負担の状況について少し申し上げたいと思います。実は、昭和四十八年だったと思いますが、高額療養費制度ができましたから非常にそれが顕著に

なっているわけでありまして、家族の場合健保で七割が給付でありまして、三割が本人負担、その場合の本人負担の分が現在では国が公費負担、こういうことになっているわけでありまして。これを具体的な数字で申し上げますと、診療費が十三万円のときは大体七割三、九万一千円が健保で出し、本人負担の三万九千円の分がそのまゝ公費負担、こういう形になります。したがって、そういう意味で比率は七対三で、自己負担分の三がそのまゝ公費負担になっているわけでありまして。これが診療費が十五万円に上がったときには健保で負担するものが十萬五千元、本人が負担するものを公費負担で肩がわりするものが三万九千円、残りの一万六千円にわたる六千円は健保が高額療養費として負担することになるわけですね。したがって、診療費が上がっていきば上がっていくほど健保が負担しなければいけない率が多くなるわけですね。いまの制度のたてまえからやむを得ぬと言われるかもしれませんが、これをもう少し申ししますと、しからば診療費が三十万円のときはどうかというところになりますと、二十一万円を健保が負担する、三万九千円を自己負担の分として公費が肩がわりして負担する、五万一千円はまた健保が高額療養費として負担する。要するに、診療費が高くなれば高くなるほどいまの制度の中では健保がその分をほとんど負担していくというところ、これは健保制度そのものから見るならばやむを得ないことだと思えます。したがって、公費が負担するのは自己負担分だけということになっていきますから、いまの制度からいけばやむを得ないと言われるかもしれませんが、ちょっと病氣にかかって少しやあいが悪くなるが、そういう意味の診療費の実態からいいますならばほとんど高額療養費の中に入っていく、その分の対象者がたくさんふえてくる、そういう意味で健保財政に大きな圧迫を加えて赤字を大きくつくり出す要因になっているというところは否めない事実な面です。

そういうことだから、せめて公費負担分についての何らかの配慮というものができないものかどう

うか。しかも、長崎の健康保険組合だけがこういう負担を強いられること、強いられるという言葉は悪いですが、そういうことになるわけですから、そういう点でこらあたりに対する何らかの善処策を講じてほしいというのが、長崎市内における健保九組合の大きな切なる要望として国にお願いがあつたと思えますけれども、そういう実態にあることだけは当局は十分御理解されているかどうか、この点をお尋ねいたします。

○石野政府委員 昨年の十一月に長崎支部の健保組合の方から陳情が参りました。いまおっしゃるようなことで、十分事情の説明を受けたわけでございますが、その中の対策をいたしまして、いま先生おっしゃいました一つは、原爆医療費の中で一般疾病医療分については公費負担を優先してほしい、そういうこともなかなかむずかしいと思うので、それが制度化されるまでにつきましては現在国民健康保険でやっていると同じように特別調整交付金を国の負担で交付できないか、こういう陳情がございました。前段の問題につきましてはいま公衆衛生局長から述べたとおりで、公費負担医療のあり方そのものの基本的な問題でございまして、なかなかこれは容易な解決ではないと思うのです。そこで、しからば健保組合に対して国保と同じように特別な交付金みたいなものを考えられないかという点でございまして、御案内のとおり、健康保険組合というのはそもそも政府管掌健康保険の方から独立いたしましたので、本来自主的に健康保険事業を運営するということが認可されておるわけでございます。したがって、そもそも国庫負担という制度にはなじまないものでございまして、制度創立後におきましていろいろな経済事情もございまして、そういうことから特別に財政が難化した場合にしましては特別として財政逼迫組合に対して補助を行う、こういうことを行っているわけでございます。したがって、原爆の問題に着目いたしまして特別の交付金を出すということについては、これは健保組

合そのものの制度のあり方とも関連いたしますと非常にむずかしいというふうに私も考えておるわけでございます。

○小淵(正)委員 健康保険組合の制度のあり方からいって、そつち側からだけ見れば確かにそういう問題になるでしょうね。しかし、原爆被爆者対策という側から見れば、場合によっては、原爆被爆者を、こちら側から見て、一つ忘れられていないのじゃないかという気がするのです。だから、原爆手帳を持つておられる、要するに全国にも一部おられますけれども、ほとんど大半が長崎で、市内に約八万おられる人ですね、そういうものの中に健康保険組合というものは、私はほかの一般の健康保険組合とまた違った角度から問題を見てもらってもいいのじゃないかという気がする。これは私たちがそういう立場から言えれば得手勝手と言われるかも知れませんが、同じ長崎の市民の中のそういう側から見ますならばやはりこの問題は出てくるし、またこれは至極当然だと思ふのです。

したがって、そういう意味で確かに当局は健康制度の本来の趣旨からいって国とは無関係で、それなら政管健保でどうですか、健保をやめてしまえ、この間この担当の人たちがちよつとそういうことを言ったのですけれども、私は長崎に帰ってからのことを健保の人たちに話して、政管健保に、お互いやめていくかどうかということも一回相談したらどうかということも申し上げますけれども、いまの場合には政管健保の保険料率も健保の保険料率もほとんど変わらないくらい健保の人たちが可能な限りの負担をしながらやっているわけですね。したがって、そういう意味で、ささやかな要求として、せめて国民健康保険の中に政府が特別調整交付金として見てやっている分に相当するぐらいは、何らかの国としての原爆被爆者対策の一環としての角度からこの問題を見てもらってもいいのじゃないか、こういう陳情が出たと思ひますね。したがって、その点については確かに制度の面からだけ見ると、いま当局が言われた

ようなものがありましようけれども、事原爆被爆者対策の中のこれも一部を結果的には背負つておることになつておるわけですから、したがって、その点を忘れられては困るし、そういう角度から検討をしてみようぜひお願いしたい、かように思ふのですけれども、いかがでしょう。

○石野政府委員 先生のおっしゃること、非常によくわかるのです。私もこの内容を見まして原爆の患者を抱えております健康組合の苦しさというの資料の上でも十分理解できるわけでございます。私が申しましたのは、非常に冷たいようでございますけれども、原爆というものに着目した交付金というの出せない、しかし、原爆を抱えていくことによって結果的に医療費が相当伸びて、そして一般の保険料ではなかなかやれないというような、財政窮乏組合になるわけでございますが、そういう場合については私どもも国庫補助をいたしておるわけでございます。

これは結果論の問題でございます、先生がおっしゃる通りに、相当な医療費の伸びがあつて本当に保険料で賄えないとなれば、当然これは国庫補助の対象になつてきますし、同時に私どもも特別にお願いしたいのは、健保組合、自分で独立したものでございまして、できることならば健保組合間でお互いに財政調整をやる、なおどうしてもできないものについて国が助成をするという基本原則が必要ではないか。そういう意味で、健康保険法の改正を提案いたしておるわけでございます。そういう中で御議論をさせていただいて、必要であるとするならばそういう問題についての対策を今後考えていかなければならないというふうに考へるわけでございます。

○小淵(正)委員 これは健保組合の中で相互に調整し合うという大きな制度については健保の中にもあります。現にもうやられています。長崎の九組合でやつておるかどうかは別です。健保の中でもそういう関係で財政力の弱いところに何らかの形で見ていこうという制度はもう導入されてやられておりますから、この点はわかつておりま

す。いまの長崎の九つの健保のそれぞれの中で見ましたら、そういう調整する余裕を持つような組合、どこもないんですよ。これは資料を見てもらつて結構だと思ひます。それぞれ被扶養者の手帳を持たれた方のウェイトが七〇%から八〇%占めておるのです。そういう点で、前まで余り健保としてはこの問題を提起しなかつたけれども、ここまですべての課題を提起したからと初め、もう自力ではちよつとむずかしいというところから、ぜひ政府としてもそういう原爆対策の一環という角度から見ると、何らかの配慮があつていいんじゃないかというところからの相談というか、お願いがあつたと私は思ひます。したがって、いまお話を聞いておりますと、要するに赤字をつくつていけば出るような感じもしますし、だから、そういうことでありますならば、いかに赤字をつくり出すかというところで健保にもう少し研究しろと私は帰つたら報告でもしたいぐらゐの感じがするわけですね。やはりそういうことではなしに、原爆被爆者対策の中の、これは付随的ですけど、どうし

てもこれとのつながりの中であるわけですから、そういう意味ではほかの都道府県の健保組合とこれは違ふのですから、長崎における健保組合なるがゆゑにそういう医療費の増が出てくるわけですから、広島もそうだと思いますけれども、そこらあたりでひとつ何らかの研究、検討をぜひお願いしたいと思ひます。もし、それがどうしてもできないならば、これはまたお互い知恵をしぼつて、政府からいかに——私は余りこんなことを言うことはよいことじゃないと思ひます。いかに操作して赤字をつくつていくかということの中で国の補助金をもらつていくか、そういうやり方は私は少なくともしてはいかぬと思ひます。だから、前向きな意味での御検討をひとつお願いしたいと思ひますが、いかがでしょう。

○石野政府委員 せつかくの御提案でございますので、検討しないというわけではございませんけれども、実は長崎市に所在します健保組合でも大変経営状態のいいもの、同じ原爆被爆者を抱えなが

らよいもの、悪いもの、約半々になつておるわけですね。そういう実態を見まして、それではない組合についても同じように考へなければならぬのかということも出ますし、私どもの基本的な考え方、健保組合は健保組合としてみずから運営をするという基本原則に立つていて、なおかつその後の事情変更によつてどうしても健保組合として成り立たないというものについて政府がてこ入れをするという考え方は、保険のサイドから見ますとどうしてもそれにこだわらざるを得ない。原爆対策そのものとしていろいろ考へになるのは、これは私もよくわかりませんが、少なくとも医療保険一般としてとらえた場合に、その問題だけに着目して行うということもなかなかむずかしいという気持ちでございます。

○小淵(正)委員 保険制度という立場からなればそういうことしか言われたいというところでしよけれども、長崎の場合に、確かに財政的に逼迫してない組合も一、二あります。規模が小さいんです。話にならぬのです。そういうところは助け合うような能力もないのです。まず、被保険者の数から言つても、そういうところと比較したら問題にならぬわけですね。同じ九組合の中で一部あります。しかし、それは二百人か三百人の集団の組合でありまして、三けた以上ですか、そういうところのほとんどがみんな、七割、八割以上がそういう大きな影響を受けているわけでありまして、そういう点で申し上げたわけでありまして、したがって、私もこの点についてはまた健保の関係者の皆さんとも今後いろいろ御相談したいと思ひますが、ただ政府は余りかたくななことで、どうしてもそういうことだけであるならばまたそれなりの対応を考へなければいかぬと思ひますけれども、少なくとも長崎という被爆地域における健保組合の一つの悩みのところという問題が出されておる。健保は自前でやるべきだからどうだこうだということだけで、余りにもそういう冷たい姿勢だけで果たしていいのかということをお私

は問いたいわけでありまして、制度の立て方、中身

だけから見ると、確かに役所ですからどこを突いても絶対不備がないような形でしかできないという意味はわかりませんが、被爆者対策という特殊な状況の中でこういう問題が発生しておるわけでありまして、その点は角度を変えた形で検討方をぜひお願いしたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○野呂国務大臣 健保組合に対してのあり方は、局長が答えております立場をとってまいらざるを得ないと思います。しかし、原爆対策の立場から、何かそういう非常に財政的な圧迫が加わっている、それに対してはどういう対応をしたらいいのかというのとは別途の問題として検討していかなければならないのではないかと、こういうように考えるわけでございます。

○小淵(正)委員 いまの大臣のお話に期待いたしまして、この問題は終わらしていただきたいと思っております。

あと一つ最後に、これも実務的な問題ですが、先ほどの委員の御質問の中にもあったと思いますが、健康管理手当の支給対象になる場合の診断書が非常にむずかしい。一般の医者で専門的なあれと、むずかしいからもう少し平易にすべきではないかとかなんとか先ほど出ておりました。長崎の例を挙げますならば、あれは地方自治体が指定するのですかね、確かに指定医療機関の証明をもらって出すようになっていくわけですが、その中に非常にむずかしいものがあるのです。どちらかというと、こういうものを専門的に取り扱っているところとそうでないという意味でのむずかしいところがありますけれども、特定の病院とそうでない病院とのむらに非常にあるのです。これは非常に特異な現象として長崎で出ているのです。だから、指定されたこちらの病院に行ったら、またそれに該当するかどうかというところで書いてもらえなかった、ところが、ここの病院に行ったらすぐ書いてもらえた、そういう現象が非常に特徴的に集中して出てくるのがあるのです。まして、先ほど言われましたように、全国的に見たなら

ば、診断書を書く項目が何かむずかしいようでありまして、けれども、少なくとも開業されている指定病院であるならばそれがさつと書けるような状態に様式、中身をしていくことも大事だと思っておりますが、ここの病院では書いてもらえぬけれどもここの病院なら書いてもらえぬ、そういう不均衡は余り好ましいことではないと思っております。したがって、長崎の場合にはこういう問題を専門に扱っている原爆医療センターがあるわけでありまして、そういう一確かに地域性を考えるならばそれぞれの地域における指定をしていく必要があると思っております。しかし、そういうことになると、余り扱っていない医院と、しよつちゅうそういう人を扱っている医院とのアンバランス、むらがまた出てくるのではないかと、この気もしますけれども、やはりそういう意味ではできるだけ公立的な、地方公共団体の公立病院みたいなところをどこか指定して、手帳を持たれる人によってそういうむらが出てくるようなことだけは好ましいことではないので、そこあたりはこれから検討課題として、ぜひこれも運営の中の一つとして考えておいていただきたい、かように思いますが、いかがですか。

○大谷政府委員 確かに全国的なむらの問題は困りますので、先ほど申し上げましたように、こ

とし初めて長崎で研究会を開催して先生方の御意見等も調整したい、また、様式等につきま

しても、これからできるだけ原爆医療審議会の御意見も聞きながら、そういうことのないように努力いたしてまいりたいと思っております。

○小淵(正)委員 終わります。

○葉梨委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○葉梨委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

医療保険制度に関する小委員会において、医療保険制度に関する件調査のため、来る四月九日、

参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、参考人の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十分散会

昭和五十五年四月九日印刷

昭和五十五年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局